

港区の産業・地域振興

令和5年度（2023年度）版 事業概要

港区産業・地域振興支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

産業・地域振興支援部は、「港区基本計画」のもと、「参画と協働」を積極的に支援するとともに、「港区国際化推進プラン」、「港区文化芸術振興プラン」、「港区産業振興プラン」、「港区観光振興ビジョン」等に基づき、計画的に施策を推進しています。

多くの観光資源・観光拠点が存在する港区は、80 か国以上の大使館等が立地し、約 130 か国の外国籍の方々が暮らす、国際性豊かな都市であり、多くの文化芸術施設にも恵まれ、多様な文化、価値観に触れることができる地域です。

にぎわいがあふれるまちを実現するため、地域を支える町会・自治会等や地域コミュニティの基盤となる多様な主体の活発な活動への支援、区内事業者への創業・経営支援、安全で安心して利用できる商店街づくりへの支援、区の魅力を生かした都市観光の推進など、切れ目ない支援に取り組んでいます。

令和4年度は、区民や区内産業を支えるとともに、地域に活気を取り戻すため、プレミアム付き区内共通商品券の発行並びに港区商店街連合会による消費喚起イベント「みな得レシートキャンペーン」への支援や、区内商店等消費喚起ポイント還元事業「みな得ポイント還元キャンペーン」を実施しました。また、区内観光産業と近隣観光（マイクロツーリズム）を推進するため、宿泊補助事業「トキメク、ミナトク。お得に宿泊キャンペーン」を実施しました。

区の文化芸術の中核拠点となる「港区立みなと芸術センター」について、令和9年度の開館に向け、管理運営計画を策定しました。

また、ウクライナ支援の専任組織を設置し、全庁横断的な体制で、ウクライナ避難民に対する切れ目ない迅速な支援を提供してきました。

こうした施策を歳入面で支える特別区税を安定的に確保するため、法令等に基づく正確な課税と納税方法の多様化など、納税者の利便性の向上に努めています。

本書は、港区における産業振興、地域振興分野における事業の取組や実績をまとめたものです。参考としてご活用いただければ幸いです。

令和5年8月

産業・地域振興支援部

目 次

港区基本構想について	1
港区基本計画について	2
港区基本計画の政策とSDGsとの関係	4
産業・地域振興支援部の組織図	6
産業・地域振興支援部の組織及び現員	7
公益財団法人職員派遣一覧表	8
産業・地域振興支援部の主な事務	9
産業・地域振興支援部施設等一覧	11
産業・地域振興支援部の令和4年度決算額	12

地域振興課

大平台みなと荘の管理運営	16
区民保養施設借上	22
臨海斎場	30
区民斎場やすらぎ会館の管理運営	32
区民葬儀	34
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の支援	35
みなと区民まつり	37
三田NNビル多目的ホール等利用	38
慶應義塾大学薬学部講堂等利用	39
みなとパートナーズ基金	40
NPO活動助成事業	41
町会・自治会の支援	43
町会・自治会活動応援個別プログラム	44
新型コロナウイルス感染症対策町会等関係団体活動応援金支給事業	45
港区町会・自治会まるごとデジタル支援事業	46
区民協働推進事業	47
区民協働スペース	49
国勢調査（基幹統計調査）（総務省）	50
経済センサス（基幹統計調査）（総務省・経済産業省）	53
工業統計調査（基幹統計調査）（総務省・経済産業省）	55
学校基本調査（基幹統計調査）（文部科学省）	56
住宅・土地統計調査（基幹統計調査）（総務省）	57
農林業センサス（基幹統計調査）（農林水産省）	58
商業動態統計調査（基幹統計調査）（経済産業省）	59
建設工事統計調査（基幹統計調査）（国土交通省）	60
就業構造基本調査（基幹統計調査）（総務省）	61
全国家計構造調査（旧称 全国消費実態調査）（基幹統計調査）（総務省）	62
住民基本台帳による港区の世帯数及び人口の推移	63
港区国際化推進プラン	64
外国人のための防災対策	66

外国人相談	68
多言語対応推進	69
外国人への情報提供事業	72
やさしい日本語推進	75
地域で育む日本語学習支援プロジェクト	78
大使館等との連携による国際交流	80
新年あいさつ交歓会への大使館等関係者の招待	86
国際力強化推進	87
国際文化交流事業	89
国際交流スペースの運営	90
一般財団法人港区国際交流協会助成	91
区内の大使館一覧	92
ウクライナ避難民支援	95
ミナコレ (MINATO COLLECTION)	96
ロビーコンサート	97
文化芸術フェスティバル	98
文化プログラム推進事業	99
文化芸術ネットワーク会議	101
文化芸術活動サポート事業	103
文化団体との連携事業	104
みなと芸術センター整備	106
港区文化芸術振興基金	108
港区文化芸術振興プラン	109
港区文化芸術活動継続支援事業	110

産業振興課

中小企業振興審議会の運営	111
港区産業振興プラン	112
産業振興センター等整備	113
産業振興センターの管理運営	114
札の辻スクエアの管理運営	120
港区産業団体連合会支援事業	123
産業振興センターホームページ	124
経営情報の提供	125
産業情報の提供	
(1) 中小企業応援情報誌等の発行	126
(2) 図書及び視聴覚教材の提供	127
中小企業ガイド作成事業	128
創業計画作成支援事業	129
新規開業賃料補助事業	131
企業間連携交流会・分科会事業	132
新製品・新技術開発支援事業	133
小規模企業事業承継支援事業	134

オーダーメイド経営強化支援事業	135
コミュニティ・ビジネス支援事業	136
販路拡大支援事業	137
ビジネス展示会・交流会	139
中小企業等ホームページ作成支援事業	140
新技術活用支援事業	141
I S O等取得支援事業	142
産業財産権取得支援事業	143
地場産業・伝統工芸産業の保護・育成	145
中小企業人材育成塾	147
中小企業セミナー	149
従業員の雇用促進・定着化	
(1) 中小企業優良従業員表彰	150
(2) 従業員レクリエーション	151
経営指導・相談の充実	
(1) 商工相談	152
(2) 受発注あっせん相談	153
(3) 経営相談	154
(4) 専門家派遣補助事業	155
中小企業融資の拡充	
中小企業融資制度 No. 1	156
中小企業融資制度 No. 2	157
中小企業融資制度 No. 3	159
中小企業信用保険法	
信用保証協会の別枠保証制度	162
中小企業信用保険法の特例	
信用保証協会の別枠保証制度	163
小規模事業者経営改善資金利子補助	164
中小企業景況調査	165
一般就労支援	166
中小企業の人材確保支援事業	168
オープンイノベーション創出支援事業	169
中小企業D X促進支援事業	171
中小企業テレワーク支援事業	173
店舗等賃料減額助成金交付事業	174
商店街振興組合法に関する事務	175
商店街組織化助成	176
港区内共通商品券自主発行事業運営支援	177
にぎわい商店街事業	
(1) コミュニティ事業	179
(2) 商店街活性化事業	183
(3) 地域連携型商店街事業	185
(4) 商店街地域力向上事業	186

（５）商店街振興アドバイザー派遣事業	187
（６）ちいばす・お台場レインボーバス車内広告	188
（７）商店街情報の発信	189
商店街変身戦略プログラム事業	191
地域密着商店街プロモーション	193
商店街スマイル応援団	194
地域商店会助成	195
商店グランプリ	196
商店街・全国都市関係強化事業	197
港区商店街消費喚起イベント支援事業	200
小売業等店舗改装支援事業	201
生鮮三品等商店街店舗持続化支援事業	202
チャレンジ商店街店舗応援事業(新たな取り組み支援)	203
チャレンジ商店街店舗応援事業(コロナ対策支援)	204
テイクアウト・デリバリー・通信販売導入商店街店舗応援事業	205
コロナに負けるな！ものづくり・商業・観光応援金支給事業	206
大規模小売店舗立地法に関する事務	207
港区観光振興ビジョン策定	209
一般社団法人港区観光協会支援	210
観光情報発信事業	213
スマートフォンを活用した観光情報発信	215
バリアフリー観光の推進	216
観光・街区案内標識設置	217
港区観光インフォメーションセンター運営	218
港区観光ボランティアガイド事業	221
歴史観光資源の活用・促進	223
港区ものづくり・商業観光フェア	225
シティプロモーション推進事業	227
ワールドプロモーション	231
港区ワールドフェスティバルの開催	233
WELCOME港区！の推進	235
夜の観光施策の推進	236
キャッシュレス決済を活用した還元事業	238
宿泊補助事業	239
鉄道開業150年×鉄道発祥の地 港区	240
商工会館の管理運営	241
消費者センターの運営	246
消費生活情報の提供及び充実	249
消費者教育の充実	
（１）消費者教室	252
（２）消費者力検定講座	256
（３）消費者教養講座	257
（４）消費者問題推進員	261

消費者の自主活動の支援	
（１）消費生活展	266
（２）消費者団体等への支援	267
消費者団体の育成	269
消費者相談の充実	270
品質表示・計量の適正化	271
港勤労福祉会館の管理運営	274
勤労者福利文化事業の拡充	
（１）勤労者向け資格取得支援講座	278
（２）港区中小企業勤労者福利厚生事業	279
中小企業ワーク・ライフ・バランス支援	281
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	283
創業再チャレンジ支援事業	284

税務課

特別区税	285
特別区民税の賦課・徴収事務	286
税証明書のコンビニ交付	291
税証明書の電子申請サービス	292
軽自動車税の賦課・徴収事務	293
原動機付自転車等のオリジナルナンバープレート交付	294
特別区たばこ税の収納事務	295
入湯税の収納事務	296
臨時運行許可関係事務	297
住民税申告サポート	298

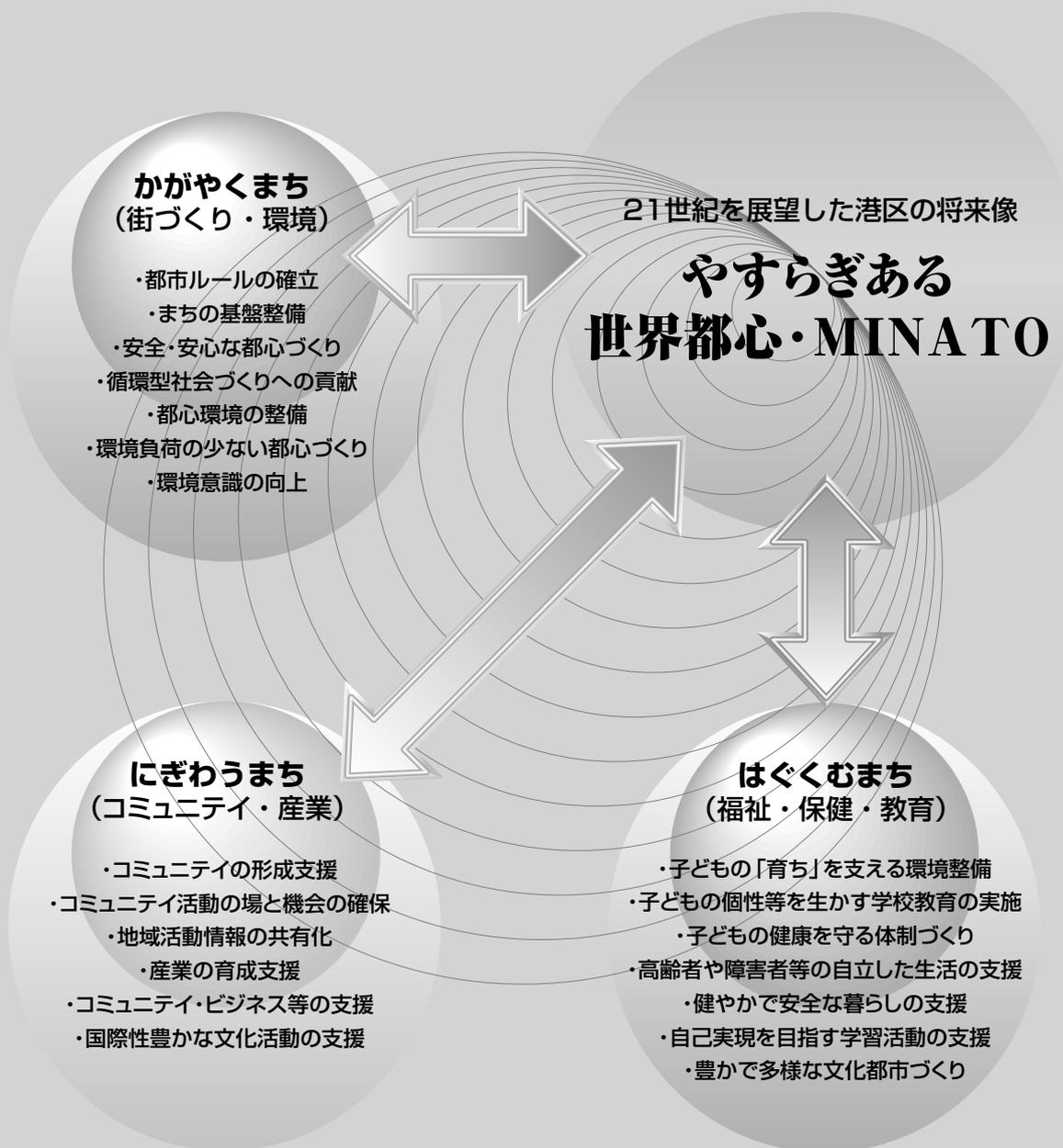
令和5年度に開始する新規事業

港区にゆかりのある歴史上の人物を活用した観光振興事業	299
デザインマンホール蓋の製作・活用事業	300
区内商店等消費喚起ポイント還元事業	301
魅力発信商店街PR動画事業	302
インボイス制度対応支援事業	303
SDGs経営相談	304
AIを使った電話による納税案内	305
消費者教育の充実	
（５）区立小学校への出前授業	306
中小企業人材確保支援事業	307

港区基本構想について

港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。

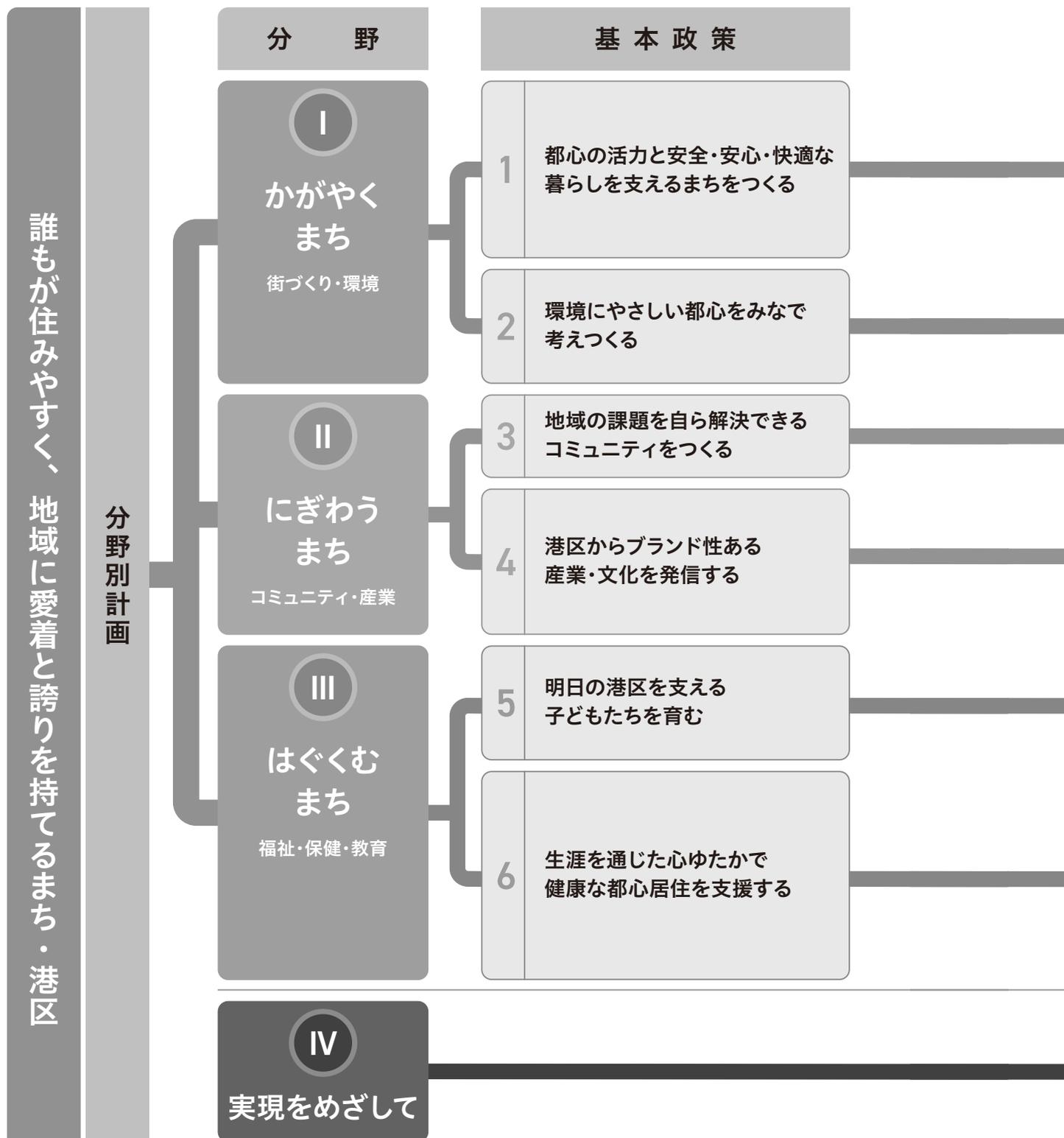
港区基本構想がめざす将来像



港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区

分業別計画

地区版計画書 [芝地区・麻布地区・赤坂地区]

政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭なインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	9	11	15	17							
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	3	4	5	6	9	11	13	15	17		
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	3	11	17								
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	1	5	6	11	13	17					
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	1	4	10	11	12	14	15	16	17		
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	2	3	4	8	9	11	12	13	14	15	17
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	4	6	7	8	9	11	13	14	15	17	
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	3	4	7	11	12	13	14	15	17		
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	11	17									
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	3	4	10	16	17						
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	4	8	9	17							
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4	8	9	12	17						
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	8	12	17								

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。



目標4 質の高い教育をみんなに
 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標5 ジェンダー平等を実現しよう
 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る



目標6 安全な水とトイレを世界中に
 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



目標10 人や国の不平等をなくそう
 国内および国家間の格差を是正する



目標11 住み続けられるまちづくりを
 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標12 つくる責任 つかう責任
 持続可能な消費と生産のパターンを確保する



目標16 平和と公正をすべての人に
 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



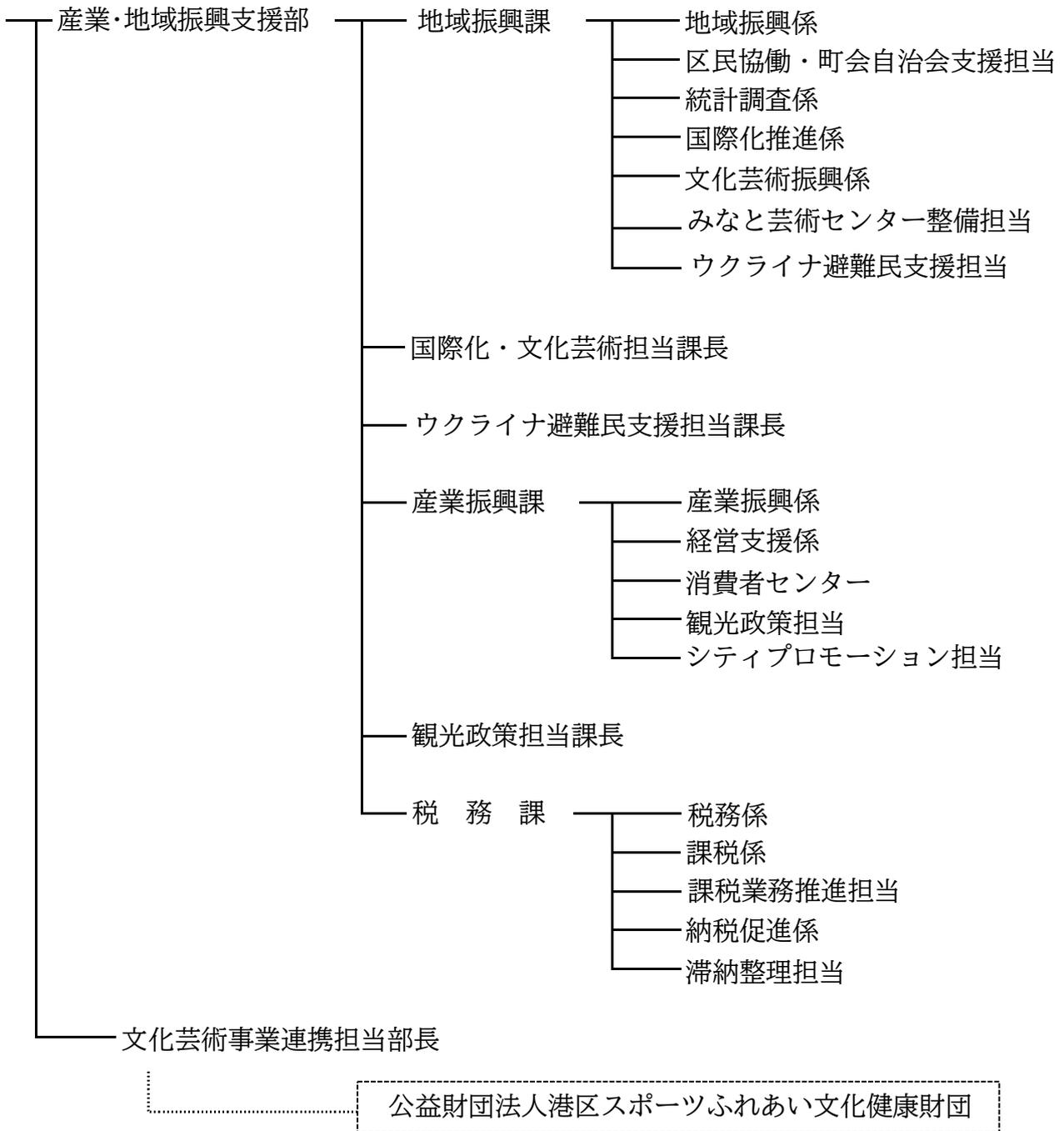
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう
 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する	1 貧困をなくそう	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう			
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する	1 貧困をなくそう	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	8 豊かになりつつ環境を大切にしよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する	3 気候変動に具体的な対策を	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう				
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する	3 気候変動に具体的な対策を	8 豊かになりつつ環境を大切にしよう	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう				
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する	1 貧困をなくそう	3 気候変動に具体的な対策を	5 ジェンダー平等を実現しよう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう				
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう						
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する	9 産業と雇用の質の高い成長を促進しよう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する	1 貧困をなくそう	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 豊かになりつつ環境を大切にしよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する	4 質の高い教育をみんなに	8 豊かになりつつ環境を大切にしよう	9 産業と雇用の質の高い成長を促進しよう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさを保ち増進しよう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう

産業・地域振興支援部の組織図

令和5年4月1日現在



産業・地域振興支援部の組織及び現員

令和5年4月1日現在

		部長級	課長級	係長級	係員
地域振興課	地域振興係	1	1	2	3
	区民協働・町会自治会 支援担当			1	
	統計調査係			1	5
	国際化推進係			1	3
	文化芸術振興係			1	5
	みなと芸術センター整備担当			2	
	ウクライナ避難民支援担当			(2)	(5)
	小計	1	1	8	16
国際化・文化芸術担当			(1)		
ウクライナ避難民支援担当			(1)		
産業振興課	産業振興係		1	2	5
	経営支援係			1	4
	消費者センター 観光政策担当			1	3
	観光政策担当			1	3
	シティプロモーション担当			1	1
	小計		1	6	16
観光政策担当			1		
税務課	税務係		1	2	10
	課税係			1	26
	課税業務推進担当			2	
	納税促進係			2	20
	滞納整理担当			2	
	小計		1	9	56
文化芸術事業連携担当		1			
合計		2	4	23	88

※ 地域振興課部長級1名は、芝浦港南地区総合支所長と産業・地域振興支援部長を兼務しています。

※ 部長は部庶務担当係、課長は各課庶務担当係に含めています。

※ 暫定再任用職員を含みます。

※ ()は兼務または事務取扱です。

公益財団法人職員派遣一覧表

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

令和5年4月1日現在

	各級相当職員数			
	部長級	課長級	係長級	係員
地域振興スポーツ部	0	1	0	0
企画経営課	0	0	3	0
広報・事業推進課	0	0	0	1
スポーツ事業課	0	0	0	0
マラソン課	0	0	0	1
文化芸術部	0	0	0	0
文化芸術推進担当	0	0	1	0
合計	0	1	4	2

地域振興課

地域振興係	地域振興に係る計画・調整 区民保養施設、区民斎場及び臨海斎場に関すること 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の指導・調整・助成 産業・地域振興支援部の庶務事務
区民協働・町会自治会支援担当	区民協働の推進に係る調整 特定非営利活動団体等の支援・協働の推進 町会・自治会その他地域自治活動組織の育成支援
統計調査係	各種統計調査の実施 統計資料の収集・整理
国際化推進係	国際化に係る施策の企画 港区国際化推進プランの推進 国際交流に関すること 外国人相談 一般財団法人港区国際交流協会に関すること
文化芸術振興係	文化芸術振興に係る施策の企画 港区文化芸術振興プランの推進 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の文化芸術事業の調整
みなと芸術センター整備担当	みなと芸術センターの整備等
ウクライナ避難民支援担当	ウクライナ避難民への支援、受入調整

産業振興課

産業振興係	中小企業の振興 港区中小企業振興審議会 港区産業振興プランの推進 中小企業従業員の定着安定 商工業に係る資料の収集及び情報の提供 商店街活動の活性化 産業団体組織の育成指導 札の辻スクエアに関すること
経営支援係	中小企業の経営相談及び経営支援 中小企業の融資 中小企業経営情報の収集及び提供 中小企業受発注の相談 就労支援 産業振興センターの管理運営 中小企業従業員の講習会及び研修会 業種別団体の育成指導 ワークライフバランス推進企業認定
消費者センター	消費者センターの運営 消費生活情報の提供及び充実 消費者教育の充実 消費者の自主活動の支援 消費者団体の育成 消費者相談の充実 品質表示・計量の適正化
観光政策担当	港区観光振興ビジョンの推進 観光振興と商店街振興の連携 観光情報の発信 観光客の受入体制の整備 一般社団法人港区観光協会に関すること
シティプロモーション担当	シティプロモーションの推進 シティプロモーションに関する企画及び調整 シティプロモーションに係る関係団体等との連携及び調整

税務課

税務係	税務事務の企画、調査及び連絡調整 特別区税及びその収入金に係る収納 軽自動車税の賦課・減免及び督促 特別区たばこ税及び入湯税に係る徴収及び督促 特別区税等に係る納税奨励及び納税貯蓄組合 特別区税の証明 税務システムの総合的な連絡調整 ふるさと納税に係る寄付金
課税係	特別区民税（個人都民税を含む。以下同じ。）の賦課及び減免
課税業務推進担当	特別区民税の課税に係る業務推進等
納税促進係	特別区民税及び軽自動車税の徴収事務 特別区民税の督促 特別区民税及び軽自動車税の滞納処分 徴収の嘱託及び受託
滞納整理担当	徴収困難な特別区税等の滞納処分

産業・地域振興支援部施設等一覧

令和5年4月1日現在

RC：鉄筋コンクリート・S：鉄骨・SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

施設名	所在地・電話	竣工等年月	建物構造 延床面積	備考
大平台みなと荘 ※指定管理者導入施設 [指定管理者] (株) エムアンドエムサービス [指定期間] 令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)	神奈川県足柄下郡箱根町大平台294 TEL 0460-86-1122	平成10.7 (竣工)	RC4 地1 7,453.13㎡	定員 125名 25室
区民斎場 やすらぎ会館 ※指定管理者導入施設 [指定管理者] 港区葬祭業組合 [指定期間] 令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)	港区南青山2-34-1 TEL 3470-3117	平成9.3 (竣工)	S2 775.39㎡	
統計調査係事務室	港区六本木5-16-45 TEL 5114-8881 麻布地区総合支所3階	平成24.9 (移転)	SRC3 地1 188.7㎡	
旧三田図書館	港区芝5-28-4	昭和57.2 (竣工)	SRC4 地1 4,321.24㎡	
国際交流スペース	港区北青山1-6-3 都営北青山一丁目アパート3号棟地下1階 TEL 3796-3309	平成21.6 (開設)	RC10 地1 446.15㎡	
産業振興センター ※指定管理者導入施設 [指定管理者] みなと・キャンパス・リログループ [指定期間] 令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)	港区芝5-36-4 札の辻スクエア 9～12階 TEL 6435-0601	令和3.12 (竣工)	RC(PC) 12 一部S 地1 3,927.58㎡	
消費者センター	港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦2階 TEL 3456-4159	平成26.10 (竣工)	S8 一部SRC・ RC 地1 857.00㎡	

※ 指定管理者制度は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

産業・地域振興支援部の令和4年度決算額

地域振興課

(単位：円)

款	項	目	中事業	小事業	決算額
総務費					
総務管理費					
一般管理費					894,315,099
コミュニティ活動に取り組む多様な主体への支援					77,995,148
町会等活動支援					16,358,505
NPO活動助成					1,705,716
みなとパートナーズ基金積立金					58,499,000
みなとパートナーズ基金利子積立金					63,721
区民協働推進事業					622,230
地域振興課運営					745,976
コミュニティ活動の場の提供					7,114,000
臨海部広域斎場組合負担金					7,114,000
コミュニティ活動の機会の充実					607,460,779
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成					607,460,779
外国人の安全・安心の確保に向けた多言語による効果的な情報発信					16,959,540
外国人のための防災対策					3,719,460
多言語対応推進					11,731,962
外国人への情報提供事業					1,508,118
日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進					35,136,572
地域で育む日本語学習支援プロジェクト					24,879,072
国際化推進アドバイザー会議					1,347,500
国際化推進プラン改定					8,910,000
多様な主体との連携強化による外国人の地域参画の推進					35,024,982
大使館等との連携による国際交流					11,529,507
国際力強化推進					849,770
国際交流スペースの運営					2,125,354
一般財団法人港区国際交流協会助成					9,251,000
北青山コミュニティ施設維持管理					5,769,351
ウクライナ避難民支援					5,500,000
誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる機会の充実					5,012,420
ミナコレ					4,753,454
ロビーコンサート					258,966
多様な主体間の協働による文化芸術振興					1,367,271
文化団体との連携事業					934,648
文化芸術振興基金積立金					30,000
文化芸術振興基金利子積立金					402,623
文化芸術振興施策の推進に向けた基盤整備					108,244,387
六本木アートナイト運営参画事業					23,512,042
(仮称)文化芸術ホール整備					80,338,550
文化芸術振興プラン改定					4,393,795
区民施設費					438,271,999
区民施設管理費					438,271,999
コミュニティ活動の場の提供					33,975,021
区民斎場管理運営					33,975,021
健康づくりの積極的支援					404,296,978
大平台みなと荘管理運営					305,650,619
区民保養施設					98,646,359

款	項	目	中事業	小事業	決算額
					5,501,846
					1,919,925
				統計調査総務費	1,919,925
				統計関係事務	1,919,925
					3,581,921
				基幹統計費	3,581,921
				建設工事統計調査	645,683
				経済センサス	58,798
				就業構造基本調査	1,508,290
				住宅・土地統計調査	1,325,150
				学校基本調査	44,000

産業振興課

(単位：円)

款	項	目	中事業	小事業	決算額
					4,912,112,881
					4,912,112,881
				消費者対策費	20,209,554
				消費者支援と消費者被害の防止	20,209,554
				消費者力検定講座	1,459,980
				消費者問題推進員の育成	1,380,330
				消費者教室	383,920
				消費者・消費者団体活動支援	1,717,248
				消費者センター運営	10,818,830
				消費者情報提供	3,492,076
				消費生活相談	955,897
				家庭・電気用品取締指導	1,273
				商工振興費	4,089,922,129
				産学官が連携して地域社会の発展に資する効果的な産業の創出	114,524,623
				販路拡大支援	42,128,158
				中小企業DX促進支援事業	12,368,400
				産業振興課運営	23,384,262
				中小企業等ホームページ作成支援	8,916,000
				オープンイノベーション創出支援事業	190,000
				新規開業賃料補助	22,237,000
				産業振興プラン改定	5,300,803
				経営基盤強化に向けた総合的な支援	1,553,592,546
				融資事業	1,504,240,356
				商工相談	2,569,312
				中小企業SDGs経営支援	4,716,030
				物価高騰対策等経営相談体制強化	2,620,750
				小規模企業事業承継支援	1,366,000
				経営情報発信	3,201,444
				中小企業融資利子補給基金利子積立金	31,474
				小規模事業者経営改善資金融資利子補助	5,912,342
				I S O等取得支援	14,457,000
				知的財産活用支援	3,516,000
				中小企業景況調査	5,392,838
				中小企業テレワーク支援事業	5,569,000

款	項	目	中事業	小事業	決算額
				地域に根付いた地場産業やコミュニティ・ビジネスの支援	46,713,686
				新製品・新技術開発支援	13,126,658
				港区ものづくり・商業観光フェアの開催	30,016,298
				地場産業・伝統工芸品産業の保護・育成	1,534,130
				港区産業団体連合会支援	2,036,600
				高度なノウハウを有する人材の育成と働き続けられる環境づくり	3,430,117
				中小企業ワーク・ライフ・バランス認定	2,837,424
				中小企業優良従業員表彰	592,693
				魅力あふれる種店街の支援	726,421,163
				商店街変身戦略プログラム	37,299,000
				にぎわい商店街事業	67,611,961
				商店街・全国都市関係強化	6,200,185
				商店街イベント新型コロナ対策支援事業	1,010,000
				地域密着商店街プロモーション	2,440,900
				みな得レシートキャンペーン	17,246,000
				区内共通商品券発行支援	594,613,117
				商店会の組織力の向上	4,998,840
				地域商店会助成	4,998,840
				将来にわたり持続可能な店舗づくり	1,640,241,154
				商店グランプリ	2,588,530
				生鮮三品等商店街店舗持続化支援	3,823,000
				チャレンジ商店街店舗応援事業	13,745,000
				テイクアウト等導入店舗応援補助金	6,134,000
				区内商店等消費喚起ポイント還元事業	1,613,950,624
				産業経済施設費	548,796,698
				経営基盤強化に向けた総合的な支援	548,786,998
				札の辻スクエア管理運営	44,517,568
				札の辻スクエア駐車場管理運営	62,309,084
				産業振興センター管理運営	441,960,346
				高度なノウハウを有する人材の育成と働き続けられる環境づくり	9,700
				勤労福祉会館管理運営	9,700
				産業経済施設建設費	32,079,161
				経営基盤強化に向けた総合的な支援	32,079,161
				産業振興センター等開設準備	6,746,740
				商工会館仮施設賃借	25,332,421
				観光事業費	221,105,339
				国内外に向けた戦略的なシティプロモーションの推進	73,823,215
				シティプロモーション推進事業	36,075,142
				ワールドプロモーション	5,720,000
				ワールドフェスティバルの開催	7,974,505
				鉄道開業150年×鉄道発祥の地 港区	24,053,568
				観光客の視点に立った効果的な情報発信	11,384,890
				観光情報発信事業	3,555,200
				歴史観光資源の活用・促進	3,957,690
				バリアフリー観光の推進	3,872,000

款	項	目	中事業	小事業	決算額
				安全・安心で快適な都市観光を満喫できる環境づくり	135,897,234
				港区観光ボランティアガイド事業	5,731,366
				港区観光協会補助金	35,272,043
				港区観光インフォメーションセンター運営	14,444,672
				観光・街区案内標識設置	4,584,800
				観光振興ビジョン改定	7,807,305
				夜の観光施策の推進	6,076,000
				宿泊補助事業	61,981,048

税務課

(単位：円)

款	項	目	中事業	小事業	決算額
				総務費	669,930,794
				総務管理費	23,100
				一般管理費	23,100
				基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立	23,100
				自動車臨時運行許可	23,100
				徴税費	669,907,694
				税務総務費	27,146,260
				基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立	27,146,260
				税務課運営	17,477,501
				口座振替等納税奨励	8,068,759
				納税貯蓄組合連合会補助金	1,600,000
				賦課徴収費	642,761,434
				基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立	642,761,434
				特別区税賦課・徴収	140,421,214
				滞納繰越分徴収・整理	9,608,146
				オンライン預貯金照会システム導入	7,199,500
				過誤納還付金等	485,532,574

地 域 振 興 課

概 要

区民が自然とふれあい、元気回復を図るため、区民保養施設を開設しています。

平成15年4月1日から受付等業務を旅行会社に委託しています。

平成18年12月1日から指定管理者による管理運営を行っています。

※ 令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）は、株式会社エムアンドエムサービスが管理運営をしています。

内 容

(1) 施設概要

- ① 所在地 神奈川県足柄下郡箱根町大平台 294 番地
- ② 用途地域 商業地域・無指定地域（容積率 400%・建ぺい率 80%）
- ③ 自然公園法 普通地域（高さ制限 13m以下）
- ④ 温 泉 箱根大平台温泉組合権利 20 口（1 口毎分 1.8ℓ）
日量 51.84 m³/20 口
- ⑤ 敷地面積 8,805.09 m²
- ⑥ 延床面積 7,453.13 m²（職員宿舎を含む。）
- ⑦ 建物構造 鉄筋コンクリート造 本館 地下1階、地上4階
別館 地上4階
- ⑧ 客 室 25 室 定員 125 名
（内 訳） 和洋室（2ベッド+8畳）4 室（本館4室）定員5名
和室（12畳）21 室（本館7室、別館14室）定員5名
- ⑨ その他の施設 レストラン、広間、大・小浴場、露天風呂、サウナ、カラオケルーム、キッズルーム、遊戯室、図書室、喫茶コーナー、売店

(2) 利用対象者 区内在住、在勤者（申込み代表者は利用者登録が必要です。）

(3) 宿泊料金

令和元年度まで

一部屋の利用人数	大人（中学生以上）	子供（4歳以上小学生まで）
1 人	10,500 <small>(円)</small>	— <small>(円)</small>
2・3 人	10,000	5,000
4・5 人	9,500	

令和2年度から

一部屋の 利用人数	休前日等の利用		休前日等以外の利用	
	大人 (中学生以上)	子供(4歳以上 小学生まで)	大人 (中学生以上)	子供(4歳以上 小学生まで)
1人	(円) 14,500	(円) -	(円) 11,500	(円) -
2・3人	12,000	6,000	9,000	4,500
4・5人	10,000		7,000	

※ 料金は1泊2食付(入湯税別途)

※ 「休前日等」とは、土曜日、祝日の前日、年末年始(12月29日～1月3日)

- (4) 休憩料金 大人 550円、子供 250円
 ※ 入湯税を含みます。
 ※ タオルの販売、貸出しをしています。

- (5) 休業日 無休(ただし、臨時休業日を設ける場合があります。)

根拠法令等

港区立大平台みなと荘条例
 港区立大平台みなと荘条例施行規則
 港区立大平台みなと荘の利用に関する要綱

事業開始時期

平成10年9月10日 開業

事業の実施状況

(1) 宿泊利用実績

項目 年度	稼働 日数 (日)	人員 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	利用 組数 (組)	利用 室数 (室)	大人 (人)	子供 (人)	計 (人)	幼児 (人)	合計 (人)
30	359	45.7	83.7	6,791	7,515	19,220	1,285	20,505	646	21,151
元※1	316	42.4	79.5	5,735	6,283	15,594	1,170	16,764	558	17,322
2※2	287	32.8	63.6	4,235	4,561	10,883	899	11,782	345	12,127
3※3	82	48.8	88.0	1,670	1,804	4,504	395	4,899	101	5,000
4	359	42.7	79.7	6,965	7,155	17,691	1,472	19,163	507	19,670

※1 令和元年度は、Wi-Fi設置及びLED化工事のため、令和2年1月16日から2月29日まで臨時休業

※2 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月8日から6月18日まで臨時休業。また、令和3年1月8日から3月21日まで、同期間中の新規受付を停止

※3 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年4月12日から5月5日まで、同期間中の新規受付を停止。また、4月25日から

8月31日までおよび令和4年1月21日から3月21日まで臨時休業。外部改修等工事のため令和3年9月1日から11月30日まで臨時休業

(2) 事業費

年度	事業費（円）
30	230,475,967
元	318,178,511
2	215,225,678
3	561,647,883
4	305,650,619

(3) 令和4年度 利用人員各月内訳

月	宿泊人員（人）			休憩利用（人）		
	大人	子供	計	大人	子供	計
4	1,803	116	1,919	14	0	14
5	1,751	114	1,865	8	0	8
6	1,471	86	1,557	9	0	9
7	1,510	146	1,656	15	0	15
8	1,768	226	1,994	14	0	14
9	1,197	85	1,282	18	0	18
10	1,328	83	1,411	16	0	16
11	1,559	101	1,660	18	1	19
12	1,353	145	1,498	19	0	19
1	1,167	115	1,282	21	1	22
2	1,066	78	1,144	10	0	10
3	1,718	177	1,895	9	0	9
計	17,691	1,472	19,163	171	2	173

(4) 男女別利用率（幼児を除く）

年度	男性		女性	
	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）
30	7,326	35.7	13,179	64.3
元	6,337	37.8	10,427	62.2
2	4,632	39.3	7,150	60.7
3	1,895	38.7	3,004	61.3
4	7,255	37.9	11,908	62.1

(5) 代表者（同泊者含む）の在住・在勤の割合

項目 年度	在住		在勤	
	人数（人）	構成比（％）	人数（人）	構成比（％）
30	13,940	68.0	6,565	32.0
元	11,758	70.1	5,006	29.9
2	8,010	68.0	3,772	32.0
3	3,628	74.1	1,271	25.9
4	13,472	70.3	5,691	29.7

(6) 年齢別宿泊者の割合

項目 年度	0～ 10歳	11～ 20歳	21～ 30歳	31～ 40歳	41～ 50歳	51～ 64歳	65～ 74歳	75歳 以上	合計
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
30	5.5	2.8	2.0	6.0	11.4	13.3	25.1	33.9	100
元	6.0	3.6	2.2	6.5	12.8	13.9	22.7	32.3	100
2	5.9	4.6	2.6	6.3	13.9	16.2	20.3	30.2	100
3	6.2	5.0	2.1	4.7	12.8	13.8	20.8	34.7	100
4	6.4	4.9	2.5	6.2	12.9	16.2	21.2	29.6	100

※ 各年度の年齢別宿泊者の割合は、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、各項目の合計が100%にならない場合があります。

(7) 一部屋の利用者数割合

項目 年度	1人 利用	2人 利用	3人 利用	4人 利用	5人 利用	合計	利用人数 合計(人)	一部屋利用 人数(人)	
	30	室数(室)	302	3,768	1,594	1,370	481	7,515	20,505
割合(%)		4.0	50.2	21.2	18.2	6.4	100	—	—
元	室数(室)	266	3,298	1,350	993	376	6,283	16,764	2.67
	割合(%)	4.2	52.5	21.5	15.8	6.0	100	—	—
2	室数(室)	224	2,528	940	663	206	4,561	11,782	2.58
	割合(%)	4.9	55.4	20.6	14.5	4.5	100	—	—
3	室数(室)	54	963	356	304	127	1,804	4,899	2.72
	割合(%)	3.0	53.4	19.7	16.9	7.0	100	—	—
4	室数(室)	281	3,821	1,429	1,197	433	7,161	19,163	2.68
	割合(%)	3.9	53.4	20.0	16.7	6.0	100	—	—

※ 各年度の一部屋の利用者数割合は、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、各項目の合計が100%にならない場合があります。

(8) 利用料金の減免（年度内2泊まで、1泊2食付）

みなと荘の宿泊利用について、利用料金の一部を減免し、区が負担します。

① 対象者

65歳以上の区民（年度内に65歳を迎える者を含む。）又は身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳・特定医療費（指定難病）受給者証・都医療券（特殊医療（人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等）及びB型・C型肝炎治療医療費助成受給者証は除く。）・障害者総合支援法の対象となる難病により障害支援区分認定通知書の交付を受けた区民（介護者も割引になる場合があります。）

② 内容

チェックイン時に本人確認書類などの提示のみで、減額した料金で利用できます。ただし、65歳以上の区民（年度内に65歳を迎える者を含む。）については、令和元年度までは、土曜日と日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）、令和2年度からは、土曜日と祝日の前日及び年末年始（12月29日～1月3日）の減額利用はできません。

③ 負担額

年度	項目	一部屋の利用人数				
		1人	2・3人	4・5人		
30～元	本人負担額(円)	大人 3,000			子供 2,400	
	区負担額(円)	7,500	7,000	6,500	2,600	
2～4	本人負担額(円)	大人 3,200			子供 2,500	
	区負担額(円) 休前日等 休前日等以外	11,300 8,300	8,800 5,800	6,800 3,800	3,500 2,000	

④ 減免者の利用実績

年度	項目	人数(人)	減免額合計(円)
30		5,275	36,275,800
元		4,536	31,245,300
2		3,116	17,789,200
3		1,675	9,569,900
4		4,777	26,928,000

(9) 休憩利用

年度	項目 稼働日数 (日)	利用組数 (組)	大人 (人)	子供 (人)	計 (人)	幼児 (人)	合計 (人)
30	359	72	146	10	156	0	156
元	316	68	151	5	156	0	156
2	287	64	114	2	116	0	116
3	82	26	53	0	53	0	53
4	359	78	171	2	173	0	173

(10) 専用直行バスの運行

大平台みなと荘を利用する方専用のバスを平成 18 年 12 月 1 日から指定管理者により運行しています。利用料金（片道）は、大人 1,900 円、子供 1,300 円です。（最少催行人数 1 人）

① 申込み

利用日の前日の午後 4 時までに、大平台みなと荘へ電話による予約申込みが必要です。

利用の取消しは、3 日前の午後 8 時までに大平台みなと荘へ電話連絡が必要です。上記後はキャンセル料が発生します。

2 日前…30%

1 日前…40%

当 日…50%

開始後及び無連絡不参加…全額

② 運行（一日 1 往復）

港区発

9:30~10:40 各総合支所前等

大平台発

11:15

大平台みなと荘

↓

13:00

大平台みなと荘

↓

13:50~14:55

各総合支所前等

③ 利用実績

年度	港区発		大平台みなと荘発		合計	
	大人(人)	子供(人)	大人(人)	子供(人)	人数(人)	料金(円)※1
30	3,213	127	3,186	133	6,659	12,512,250
元	2,849	125	2,767	127	5,868	11,013,850
2	1,862	74	1,701	70	3,707	6,965,450
3	775	46	723	34	1,578	2,952,100
4※2	3,142	155	2,834	113	6,244	11,393,500

※1 合計料金には、キャンセル料を含む

※2 令和 4 年度は指定管理者交代に伴うオープニングキャンペーンとして、4 月中の直行バス利用料金を大人 1,400 円、子供 800 円に減額し運行

概 要

区民が自然とふれあい、元気回復を図るため、民間旅館及びホテル等を借り上げ区民保養施設として区民及び区内在勤者に提供します。

平成15年4月1日から受付等業務を旅行会社に委託しています。

内 容（令和4年度）

（1） 通年保養施設

借上施設 熱川プリンスホテル（静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1248番地3）

① 借上部屋数

利用日区分	部屋数/日（室）
日曜日～金曜日	3
土曜日	6
12/31～1/3	5

② 利用日数 1回の利用につき2泊を限度

③ 利用料金（1人1泊2食付[消費税込]）

利用日区分	利用者負担額（円）	
	大人 （中学生以上）	子供 （4歳以上小学生まで）
年末年始（12/31～1/3）	13,750	10,450
夏季期間（7/22～8/30）	9,350	7,150
冬季期間（12/23～1/8）	9,350	7,150
上記以外の金・土・日曜日	8,800	6,600
上記以外の月～木曜日	7,700	6,050

※ 入湯税別途

(2) 夏季保養施設

- ① 開設期間 令和4年7月22日～8月30日(40日間)
 ② 借上施設 8施設 延626室
 ③ 利用日数 1回の利用につき2泊を限度
 ④ 利用料金

施設名	部屋数 (室)	利用者負担額(円)	
		大人	子供
ロイヤルホテル 那須	2	8,250	6,050
湯けむりの里 柏屋	2	11,550	9,350
鬼怒川グランドホテル 夢の季	2	12,100	9,900
ホテル春日居	2	8,800	小学生 5,500 4歳～未就学児 3,300
ホテルオークラ東京ベイ	2	8,150	8,150
ヒルトン東京お台場	2	7,590	7,590
満ちてくる心の宿 吉夢	2	10,450	8,250
伊東ホテル ジュラク	2	8,250	6,050

- ※ 大人は中学生以上、子供は4歳以上小学生まで
 ※ 利用者負担額は1泊2食付(消費税込)の料金。ただし、ホテルオークラ東京ベイの利用者負担額は1泊朝食付(消費税込)の料金
 ※ ホテルオークラ東京ベイは、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食料金は1,633円
 ※ 伊東ホテル ジュラクは、幼児施設使用料(3歳・添寝・食事無)3,850円、(1～2歳・添寝・食事無)2,200円が必要
 ※ 入湯税別途(施設による)

(3) 冬季保養施設

- ① 開設期間 令和4年12月23日～令和5年1月8日(17日間)
 ② 借上施設 7施設 延238室
 ③ 利用日数 1回の利用につき2泊を限度
 ④ 利用料金

施設名	部屋数 (室)	利用者負担額(円)	
		12月23日～1月8日 (右記期間を除く)	12月31日～1月3日
ホテル春日居	2	大人 8,800 子供(小学生) 5,500 子供(4歳～未就学児) 3,300	大人 12,650 子供(小学生) 10,450 子供(4歳～未就学児) 8,250
ホテルオークラ 東京ベイ	2	大人 8,150 子供 8,150 1/4～1/8 大人 6,150 子供 6,150	大人 8,150 子供 8,150
シェラトン都ホテル 東京	2	大人 5,500 子供 5,500	大人 6,050 子供 6,050
満ちてくる心の宿 吉夢	2	大人 11,550 子供 9,350	大人 13,200 子供 11,000
おんやど恵	2	大人 12,100 子供 9,900	大人 13,200 子供 11,000
ハートピア熱海	2	大人 11,550 子供 9,350	大人 14,300 子供 10,450
伊豆長岡 ホテル天坊	2	大人 8,250 子供 6,050	大人 11,550 子供 9,350

- ※ 大人は中学生以上、子供は4歳以上小学生まで
 ※ 利用者負担額は1泊2食付(消費税込)の料金。ただし、ホテルオークラ東京ベイの利用者負担額は1泊朝食付(消費税込)の料金
 ※ ホテルオークラ東京ベイは、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子ども朝食料金は1,633円(令和5年1月1日の朝食は2,299円)
 ※ 入湯税別途(施設による)

(4) 臨時借上保養施設

ア 令和元年度

- ① 開設期間 令和2年1月16日～同年2月29日(45日間)
- ② 借上施設 2施設 延180室
- ③ 利用日数 1回の利用につき2泊を限度
- ④ 施設名及び利用料金

施設名	部屋数 (室)	利用者負担額(円)	
		大人(中学生以上)	子供 (4歳以上小学生まで)
おんやど恵	2	9,350	7,150
ハートピア熱海	2	7,700	4,950

※ 利用者負担額は、1泊2食付(消費税込)の料金。入湯税別途

イ 令和3年度

- ① 開設期間 令和3年9月1日～同年11月30日(91日間)
- ② 借上施設 2施設 延637室
- ③ 利用日数 1回の利用につき2泊を限度
- ④ 施設名及び利用料金

施設名	部屋数 (室)	利用者負担額(円)	
		大人(中学生以上)	子供 (4歳以上小学生まで)
おんやど恵	4	8,250	5,500
ハートピア熱海	3	8,800	4,950

※ 利用者負担額は、1泊2食付(消費税込)の料金。入湯税別途

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年9月1日から9月30日まで利用を休止しました。

利用休止期間中の借り上げ部屋数の一部は、利用可能な期間に振り替えて提供しました。

ウ 令和3年度

- ① 開設期間 令和4年1月8日～同年3月31日（83日間）
- ② 借上施設 10施設 延1650室
- ③ 利用日数 2泊を限度（利用は期間中1回に限る）
- ④ 施設名及び利用料金

施設名	部屋数 (室)	利用者負担額 (円)
		4歳以上 (大人・子供同額)
シェラトン都ホテル東京	2	5,000
品川プリンスホテル(メインタワー)	2	5,000
ザ ロイヤルパークホテル アイコニック東京汐留	2	6,000
ホテルインターコンチネンタル 東京ベイ	2	6,000
ヒルトン東京お台場	2	7,000
グランドニッコー東京 台場	2	8,000
ザ・プリンス パークタワー東京	2	8,000
プルマン東京田町	2	8,000
グランドハイアット東京	2	9,000
アンダーズ東京	2	10,350

※ 利用者負担額は1泊朝食付の料金（サービス料込、消費税・宿泊税別途）

※ 子どもの添い寝は、利用人数が2人以上の申し込みに限り下記の条件で可

1. シェラトン都ホテル東京は、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食料金は3,100円（消費税、サービス料込）
2. 品川プリンスホテル（メインタワー）は、未就学の子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食料金は0～3歳は無料、4歳～未就学児は1,760円（消費税、サービス料込）
3. ザ ロイヤルパークホテルアイコニック東京汐留は、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食料金は3,388円（消費税、サービス料込）
4. ホテルインターコンチネンタル東京ベイは、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食料金は2,530円（消費税、サービス料込）
5. ヒルトン東京お台場は、5歳以下の子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食は無料
6. グランドニッコー東京 台場は、未就学（6歳まで）の子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食料金は2,000円（消費税、サービス料込）
7. ザ・プリンス パークタワー東京は、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食料金は3,150円（消費税、サービス料込）

8. プルマン東京田町は、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食は無料
9. グランドハイアット東京は、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食料金は2,277円（消費税、サービス料込）
10. アンダーズ東京は、小学生までの子どもは添い寝可。添い寝の子どもの朝食は無料

(5) 利用料金の減免について

① 対象施設 通年保養施設 熱川プリンスホテル

ア 対象者

65歳以上の区民（年度内に65歳を迎える者を含む。）又は身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳・特定医療費（指定難病）受給者証・都医療券（特殊医療（人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等）及びB型・C型肝炎治療医療費助成受給者証は除く。）・障害者総合支援法の対象となる難病により障害支援区分認定通知書の交付を受けた区民（介護者も割引になる場合があります。）

イ 内容

年度内2泊分に限り、1泊2食付の利用料金（消費税込）から大人2,100円、子供1,260円を減額した料金でご利用いただけます。

チェックイン時に本人確認書類などの提示で、減額した料金でご利用できます。ただし、65歳以上の区民（年度内に65歳を迎える者を含む。）については、令和元年度までは、土曜日と日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）、令和2年度からは土曜日と祝日の前日及び年末年始（12月29日～1月3日）の減額利用はできません。

② 減免制度利用実績

年度	大人 (中学生以上)		子供 (4歳以上小学生まで)	
	利用人数(人)	金額(円)	利用人数(人)	金額(円)
30	852	1,789,200	8	10,080
元	731	1,535,100	9	11,340
2	476	999,600	4	5,040
3	424	890,400	8	10,080
4	638	1,339,800	6	7,560

根拠法令等

港区区民保養施設要綱

事業開始時期

(1) 通年保養施設	昭和57年6月1日
司旅館	昭和57年6月1日～昭和59年3月31日
水の口園	昭和59年6月1日～昭和64年1月5日
野州園	昭和64年1月6日～平成13年3月31日
ホテル暖香園	平成13年5月1日～平成30年5月31日
熱川プリンスホテル	平成30年6月1日
(2) 夏季保養施設	平成元年7月21日
(3) 冬季保養施設	平成4年12月20日

利用登録者数

(各年度末現在)

年度	在住者(人)	在勤者(人)	合計(人)
30	22,206	963	23,169
元	22,529	1,059	23,588
2	22,219	824	23,043
3	25,441	1,653	27,094
4	25,961	1,918	27,879

事業の実施状況

(1) 通年保養施設利用実績

年度	宿泊利用人数(人)			室数(室) (定員5人/室)			人員 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)
	大人 (中学生 以上)	子供 (4歳以上 小学生まで)	計	日～金	土	年末 年始		
30 ※	545	14	559	3	7	5	52.0	96.7
	2,309	190	2,499	3	6	5	48.9	93.5
元	2,661	237	2,898	3	6	5	47.5	90.4
2	2,020	175	2,195	3	6	5	36.3	70.9
3	1,505	128	1,633	3	6	5	45.9	91.0
4	2,769	231	3,000	3	6	5	49.7	96.9

※ 平成30年度は、上段はホテル暖香園(5月まで)、下段は熱川プリンスホテル(6月から)

(2) 事業費

年度	事業費 (円)
30	91,207,011
元	112,116,420
2	146,981,848
3	148,435,610
4	98,646,359

(3) 通年保養施設 令和4年度各月別実績

月	宿泊利用人員 (人)		
	大人	子供	計
4	228	17	245
5	206	12	218
6	208	16	224
7	219	32	251
8	255	45	300
9	202	14	216
10	243	27	270
11	228	11	239
12	231	18	249
1	252	12	264
2	235	10	245
3	262	17	279
計	2,769	231	3,000

概 要

港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区が共同して、火葬場と葬儀式場を併設した広域斎場を設置しています。

臨海斎場の管理運営経費等に対して負担金を支出しています。

内 容

(1) 施設概要等

- | | |
|--------|--|
| ① 事業主体 | 臨海部広域斎場組合（地方自治法による一部事務組合） |
| ② 組織区 | 港区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区 |
| ③ 所在地 | 大田区東海一丁目3番1号 |
| ④ 敷地面積 | 22,496.74 m ² |
| ⑤ 延床面積 | 7,599.31 m ² |
| ⑥ 構造等 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階
(火葬炉10基、葬儀式場4式場、駐車場259台) |

(2) 利用時間・使用料

(令和5年4月1日現在)

区 分	利用時間	使用料 (円)	
		組織区内※	組織区外
火葬炉	午前9時～午後4時(最終火葬開始時間)	12歳以上 44,000	12歳以上 88,000
		12歳未満 26,800	12歳未満 53,600
火葬待合室	火葬時間内	20,000 (1室)	60,000 (1室)
葬儀式場	午後2時～翌日午後1時	56,000 (1室)	170,000 (1室)
遺族等控室	午後4時～翌日午後3時	14,000 (1室)	42,000 (1室)
会葬者控室	午後5時～翌日午後4時	30,000 (1室)	90,000 (1室)
柩保管施設	24時間ごと(24時間に満たない場合は24時間とします。)	3,000 (1柩)	10,000 (1柩)

※ 組織区内の適用は次の場合です。

- ・死亡時に組織区内に住所を有していた人の火葬、葬儀、又は柩保管を行う場合
- ・火葬又は葬儀を主宰する人(亡くなった人の2親等以内の親族に限る。)が組織区内に住所を有する場合
- ・外科手術・事故等による四肢の火葬及び柩保管施設利用者が、組織区内に住所を有する場合

根拠法令等

臨海部広域斎場組合格約

臨海部広域斎場組合臨海斎場条例

事業開始時期

平成16年1月15日

事業の実施状況

(1) 負担金額

年度	30	元	2	3	4
組合事業費 (円)	819,796,629	591,127,715	597,199,465	587,398,666	664,069,587
港区負担額 (円)	25,342,949	6,501,659	8,583,200	8,095,500	7,114,000

(2) 利用実績

年度	30		元		2		3		4	
港区利用件数 (件)	火葬	式場								
	308	69	310	72	336	54	351	49	398	75

概 要

安価な費用で安心して葬儀ができるよう区民斎場を開設しています。

※ 平成18年4月1日から指定管理者として港区葬祭業組合が管理運営をしています。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までです。

内 容

(1) 施設概要等

- ① 名 称 港区立区民斎場やすらぎ会館
- ② 所 在 地 港区南青山二丁目34番1号
- ③ 敷地面積 640.14 m²
- ④ 延床面積 775.39 m²
- ⑤ 構 造 等 鉄骨造2階（式場2室、仮安置施設1室、駐車場11台）

(2) 利用時間・使用料

利用時間（区分）	使用料（円）	
	平成30年度 まで	令和元年度から
午後4時～翌日午後3時	85,300	85,300
午後4時～翌日午前8時30分	42,200	42,200
午前8時30分～午後3時	43,100	43,100
仮安置施設 1利用(24時間単位)	1,400	800

※ 仮安置施設使用料については、柩冷蔵装置1台の利用で、24時間に満たないものも1利用とみなします。

- (3) 対 象 亡くなった区民の葬儀を行う人、区民で3親等以内の親族の葬儀を行う人

- (4) 休 館 日 1月1日・2日 臨時休館日

根拠法令

- 港区立区民斎場条例
- 港区立区民斎場条例施行規則

事業開始時期

平成9年4月1日

事業の実施状況

(1) 利用件数等

年 度	30	元	2	3	4
式場利用件数 (件)	104	237	152	195	207
仮安置施設利用日数 (日)	92	343	215	235	308

※ 平成30年9月1日から平成31年3月31日まで、大規模改修のため、休館しました。

※ 令和2年4月6日から同年5月31日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用の受付を1日1室×2区分（通常は1日2室×2区分）に制限しました。

(2) 使用料の収入状況

年 度	30	元	2	3	4
合計 (円)	8,534,900	19,561,200	12,125,700	15,511,500	17,228,300

(3) 事業費

年 度	30	元	2	3	4
事業費 (円)	268,533,538	29,239,437	29,646,875	31,572,639	33,975,021

※ 平成30年度は、大規模改修経費を含みます。

区民葬儀

各総合支所区民課
地域振興課

概 要

区民が執り行う葬儀の費用負担の軽減を図るため、区民葬儀を実施しています。
※ 各総合支所区民課において、区民葬儀券を発行しています。

内 容

利用方法

各総合支所で区民葬儀券の交付を受け、区民葬儀取扱指定店に申し込みます。

区民葬儀取扱指定店

店 名	所在地
青山典範（資）	南青山2丁目18番2号
（有）第一社	南青山6丁目8番2号
（有）吉田商店	白金台4丁目7番5号
（有）遠州屋葬儀社本店	六本木3丁目4番14号
（有）奥村式典社	白金3丁目2番9号
（株）牧野総本店	高輪1丁目21番1号

根拠法令等

特別区区民葬儀運営協議会設置要領
特別区区民葬儀実施要領

事業開始時期

昭和40年8月

事業の実施状況

年 度	30	元	2	3	4
利用件数 （件）	30	36	61	86	87

概 要

コミュニティの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とします。

内 容

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対し補助金の交付、指導及び調整を行っています。

根拠法令等

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例
 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例施行規則

事業開始時期

平成8年4月1日

事業の実施状況

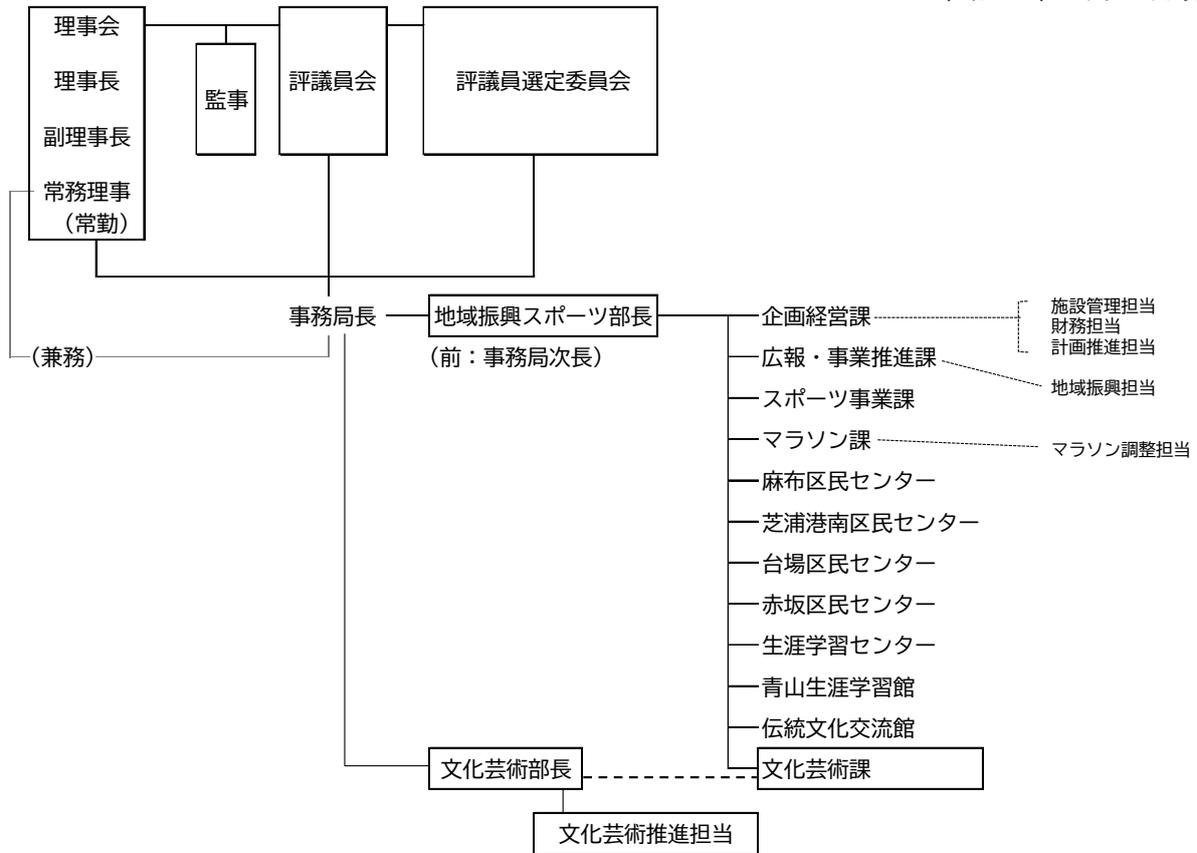
年度	補助金交付額（円）
30	521,629,917
元	536,405,184
2※1	381,319,188
3※2	442,608,875
4	607,460,779

※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、MINATOシティハーフマラソン及びみなと区民まつりを中止しました。

※2 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、MINATOシティハーフマラソン及びみなと区民まつりを中止しました。MINATOシティハーフマラソンの開催準備費用が含まれています。

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 組織図

令和5年4月1日現在



所属	常勤職員			非常勤職員	合計(人)
	港区派遣	財団固有	小計	財団固有	
企画経営課	4 (1)	8 (1)	12 (2)	0	12 (2)
広報・事業推進課	1	9	10	0	10
文化芸術課	0	6	6	0	6
スポーツ事業課	0	4	4	1	5
マラソン課	1	6	7	0	7
文化芸術推進担当	1	1 (1)	2 (1)	0	2 (1)
麻布区民センター	0	2	2	5	7
赤坂区民センター	0	3	3	6	9
芝浦港南区民センター	0	2	2	5	7
台場区民センター	0	2	2	5	7
生涯学習センター	0	4	4	6	10
青山生涯学習館	0	2	2	3	5
伝統文化交流館	0	3	3	3	6
合計	7 (1)	52 (2)	59 (3)	34	93 (3)

※企画経営課の（ ）内は、管理職（常勤職員・財団固有には事務局長、港区派遣には地域振興スポーツ部長を各1人）の人数（内数）。

※文化芸術推進担当の（ ）内は、文化芸術部長の人数（内数）

※常勤職員とは週5日勤務者、非常勤職員とは週4日勤務者

概要

みなと区民まつりは、港区及びみなと区民まつり実行委員会並びに公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が共同主催しています。

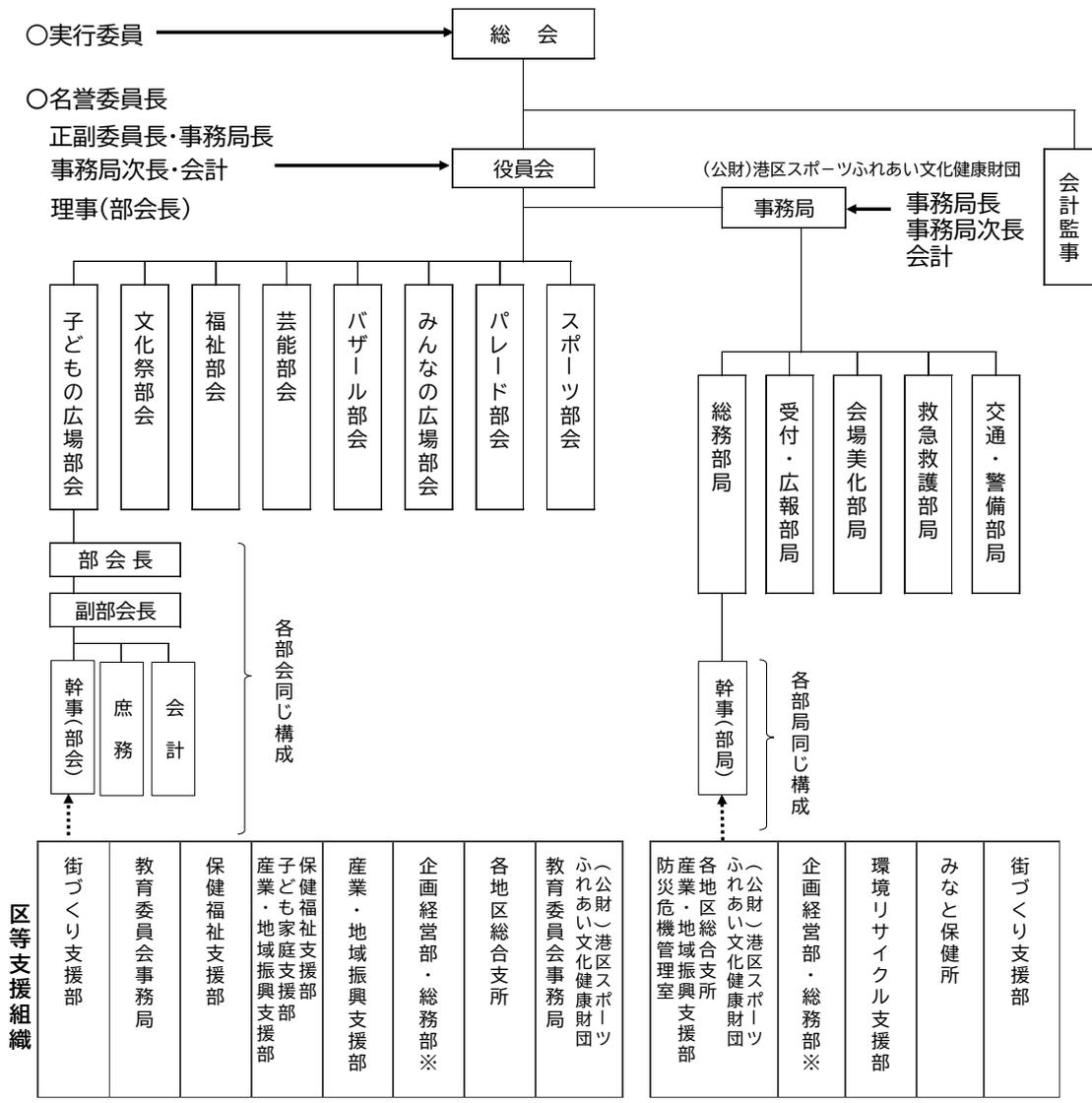
事業開始時期

昭和 57 年 第 1 回みなと区民まつり

※ 平成 8 年から公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が事務局として運営しています。

内容

2022 (第 41 回) みなと区民まつり実行委員会組織図



事務局の運営は、(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団が行う。
※ 区議会事務局、会計室、選挙管理委員会事務局、監査事務局を含む。

三田NNビル多目的ホール等利用

地域振興課

概 要

三田NNビル多目的ホール等の利用に関する協定書に基づいて区に提供されている、芝四丁目の三田NNビル多目的ホール及び多目的スペースの利用を受け付けています。

内 容

(1) 対象事業

港区又は港区関係団体が実施する文化・国際交流に関する事業

(2) 年間利用日数等

- ① 多目的ホール 年間 20 日まで
- ② 多目的スペース（4 部屋）年間 80 回まで
（午前、午後、夜間毎に 1 回とする。）

(3) 利用料金

無料（音響・映像機器等の備品は有料）

事業開始時期

平成 7 年 5 月

事業の実施状況

令和 2～3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、利用団体からの申請が取り下げられました。

年度	30	元	2	3	4
部屋名					
多目的ホール（回）	2	3	0	0	1
多目的スペース（回）	60	54	0	0	0
計	62	57	0	0	1

概 要

慶應義塾大学薬学部講堂等の使用に関する協定書に基づいて区に提供されている、慶應義塾大学薬学部の中講堂（旧マルチメディア講堂）と、その付属施設・設備等の利用を受け付けています。

内 容

(1) 対象事業

港区が主催又は共催するシンポジウム及び説明会等

(2) 年間利用日数等

年間 12 日もしくは 30 回（午前、午後、夜間毎に 1 回とする。）まで

(3) 利用料金

無料

事業開始時期

平成 15 年 4 月

事業の実施状況

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日まで学外組織は使用できませんでした。

令和 3 年度から令和 4 年度まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学外組織は使用できませんでした。

年度	30	元	2	3	4
使用回数（回）	14	14	0	0	0

概 要

区内におけるボランティア・NPO活動の活性化を目的として、区と区民、企業等のパートナーシップにより、これらの活動を支援し、協働を推進する仕組みとして、平成15年度にみなとパートナーズ基金を設置しました。

内 容（基金の仕組み）

- （1）区が平成15年度に1億円を積立金として基金を設置しました。
- （2）区民や企業等からの寄付金を基金に積み立てます。
- （3）積み立てた資金は、NPO活動助成事業及びその他寄付の趣旨に沿った事業に充当します。

根拠法令等

みなとパートナーズ基金条例

みなとパートナーズ基金への寄付金の受領及び基金管理に伴う事務処理要領

事業開始時期

平成15年4月1日

事業の実施状況

（1）年度末残高

年度	残高（円）
30	94,456,016
元	93,509,385
2	103,613,082
3	117,858,599
4	151,022,320

※ 令和2年度からは、港区版ふるさと納税制度の団体応援寄付金の一部を含みます。

（2）寄付の状況

年度	件数	寄付額（円）
30	1	272,401
元	0	0
2	8	1,002,000
3	3	20,000
4	1	5,000

※ 令和2年度から、港区版ふるさと納税制度における寄付も含みます。

概 要

みなとパートナーズ基金を活用し、区内で活動するN P Oやボランティア団体が行う公益活動に対し、その経費の一部を助成します。

内 容

(1) 助成対象団体

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された特定非営利活動法人及び公益活動を目的とする団体（法人を除く。）

(2) 助成対象事業

① 単独事業

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| ア 団体活動基盤整備事業 | 団体の財政基盤、情報基盤、人的基盤等の団体活動基盤を強化するための事業 |
| イ 地域福祉向上事業 | 団体が主体となって実施する社会的課題の解決、区民福祉の向上に貢献する事業 |

② 協働事業

- | | |
|-------------|--|
| ア 団体による協働事業 | 他の団体との協働により団体が独自で実施するよりも地域福祉が向上し、継続やさらなる発展が期待できる事業 |
| イ 区との協働事業 | 区との協働により地域福祉が向上し、継続やさらなる発展が期待できる事業 |

(3) 選考方法

助成団体を公平かつ厳正に選考するため、N P O活動助成審査会の意見を参考に決定します。

根拠法令等

- 港区N P O活動助成要綱
- 港区N P O活動助成審査会設置要綱

事業開始時期

平成15年7月1日

事業の実施状況

年度	単独事業		協働事業		合計（円）
	団体数	助成額（円）	団体数	助成額（円）	
30	6	2,241,000	0	—	2,241,000
元	5	1,042,000	0	—	1,042,000
2	4	1,506,000	2	861,000	2,367,000
3	3	714,000	2	1,040,000	1,754,000
4	3	1,250,000	0	—	1,250,000

※ 令和元年度は5団体に助成を決定しましたが、1団体から助成対象事業中止承認申請書が提出され、これを承認しました。

概 要

永年の町会・自治会での地域自治振興への尽力に対して敬意を表するため、退任した町会・自治会の会長、副会長及び役員へ感謝状を贈呈します。

内 容

地域自治の育成、発展及び公共の福祉の増進に功績があり、町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準第2条に該当する方へ記念品を添えて感謝状を贈呈します。

根拠法令等

町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事業開始時期

昭和62年4月1日

実績表

年度	30	元	2	3	4
総合支所					
芝地区	6	6	5	5	4
麻布地区	4	4	4	1	5
赤坂地区	0	3	6	5	0
高輪地区	5	6	6	2	10
芝浦港南地区	3	2	0	1	4
合計（人）	18	21	21	14	23

概 要

町会・自治会の現状及び抱える課題、個別の実情を踏まえた上で、地域の新たな価値の創造や課題解決に取り組むための「応援個別プログラム」を実施し、持続可能な町会・自治会活動の実現に向けた支援を、平成30年度から3年間かけて行いました。

令和3年度からは、新たな支援団体を募集し、支援期間を2年間に短縮して実施しました。

内 容

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1期1年目（平成30年度） | 対象団体の現状分析 |
| 2年目（令和元年度） | 「応援個別プログラム」の実施 |
| 3年目（令和2年度） | フォローアップと検証 |
| 2期1年目（令和3年度） | 対象団体の現状分析、「応援個別プログラム」の実施 |
| 2年目（令和4年度） | フォローアップと検証 |

事業開始時期

平成30年8月

支援町会・自治会数

（単位：団体）

総合支所	支援期間	平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和4年度まで
芝地区		2	2
麻布地区		—	1
赤坂地区		2	2
高輪地区		2	2
芝浦港南地区		2	3
合計		8	10

※ 令和3年度から令和4年度までの団体数には、辞退した団体も含まれます。

事業の実施状況

新たな担い手の確保、情報発信の仕方、公共空間の利活用、団体の基盤整備等の支援

年度	30	元	2	3	4
事業費（円）	4,442,904	4,889,500	5,005,000	5,764,000	5,764,000

概 要

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の機会が減少している町会・自治会及び関係団体に対し、活動の維持・継続をしていくための「新型コロナウイルス感染症対策町会等関係団体活動応援金」を支給します。

内 容

(1) 対象団体

- ① 町会・自治会（防災住民組織を含む）
- ② ①以外の関係団体

(2) 支給額

	区分	支給額（円）
① 町会・自治会 （防災住民組織を含む）	150会員以下	50,000
	151会員以上500会員以下	100,000
	501会員以上1,000会員以下	150,000
	1,000会員超	200,000
	防災住民組織	50,000
② ①以外の関係団体		100,000

※ 令和2年4月1日現在の会員数（会員世帯数と会員集合住宅数と事業所会員数を加えたもの）

根拠法令等

港区新型コロナウイルス感染症対策町会等関係団体活動応援金支給事業実施要綱

事業開始時期

令和2年5月29日から令和3年3月31日まで

事業の実施状況

	町会・自治会	関係団体	合計
支給件数（団体）	232	68	300
支給金額（円）	19,300,000	6,800,000	26,100,000

概 要

町会・自治会のデジタル技術の利活用を促進し、デジタルデバイドを解消するためデジタル機器、技術等の導入を希望する町会・自治会に対し、新たな情報発信方法や事務の負担軽減に向けた支援を行います。

内 容

(1) 講座の開催（令和4年7月～9月）

- ① 情報発信講座（全6回）
- ② 会計事務講座（全2回）

(2) 「デジタルお助け隊」による支援（令和4年10月～令和5年3月）

デジタル技術に詳しい区民による「デジタルお助け隊」を育成し、マンツーマンで、デジタルを活用した町会・自治会の情報発信や会計事務をサポートします。

事業開始時期

令和4年7月

事業の実施状況

	年度	
講座名		4
情報発信講座（参加団体数）		14
会計事務講座（参加団体数）		13

概 要

各総合支所を中心とした、各活動主体との協働の取組や区の地域特性を踏まえ、区や各活動主体が協働について共通認識を深め、さらに協働を推進するため、協働の定義や原則等を明確化した「港区区民協働ガイドライン」を、平成26年3月に策定しました。

ガイドラインの理念に基づき、より協働を推進させるための具体的な方策について検討していきます。

令和4年度からは、協働をコーディネートする仕組みをWEBサイト上に設置しています。各活動主体と社会参加に関心を持つ担い手(在住・在勤者)をつなげ、各活動主体が抱える課題の解決に取り組んでいます。

内 容

- (1) 学識経験者、区内活動団体代表者及び公募区民で構成する「港区協働推進委員会」及び庁内関連部署の区職員で構成する「港区協働推進会議」を設置し、協働を推進させる具体的な取組について検討します。
- (2) 協働に関する理解を深める講演会や研修などを実施します。
- (3) 社会参加プラットフォーム「GRANT」のWEBサイト内に、港区がコーディネーターを務める「みなとパートナーズ」を設置し、悩み事を持つ町会・自治会等の各活動主体と、プロボノワーカーとして活動したい区内在住・在勤者をつなげています。
※プロボノとは、社会的・公共的な目的のために職業上で身に着けたスキルや専門知識を活かしたボランティア活動を意味します。

事業開始時期

平成26年4月

(みなとパートナーズの設置は、令和4年10月1日から開始)

事業の実施状況

年度	30	元	2	3	4
港区協働推進委員会(回)	1	2	1	2	1
港区協働推進会議(回)	0	0	0	0	0
協働に関する職員研修(回) (参加者、人)	8 662	12 496	オンライン 1,449	オンライン 1,369	オンライン 1,620
協働に関するパネルディスカッション・交流会(回) (参加者、人)	1 12	1 28	オンライン -		
みなとパートナーズ登録団体数(団体)					5

※ 令和元年度から協働に関する職員研修は人事課事業として実施しています。

※ 令和2年度から協働に関する職員研修はオンラインで実施しています。

※ 令和2年度は、協働に関するパネルディスカッションを港区公式YouTubeチャンネルで動画配信し、交流会は実施しませんでした。

※ 協働に関するパネルディスカッション・交流会は令和2年度をもって終了しました。

年度	30	元	2	3	4
事業費（円）	2,453,978	928,200	812,740	252,000	622,230

※ 令和元年度からは、協働に関する職員研修に係る費用を含みません。

概 要

地域の課題解決に向けた区民と区との協働の場及び区民相互の活動の場として、会議室を基本とした区民協働スペースを設置し、各総合支所において管理運営します。

内 容

(1) 利用対象

区民と区が協働して行う地域課題解決のための活動又は公共的若しくは公益的な活動を行う団体

(2) 利用料金

無料

事業開始時期

平成 23 年 11 月 1 日

根拠法令等

港区区民協働スペースの設置及び管理運営に関する要綱

区民協働スペース一覧

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

名称	所在地
芝	港区芝五丁目 13 番 15 号 芝三田森ビル 2 階
新橋	港区新橋六丁目 4 番 2 号 きらきらプラザ新橋 1 階・4 階
芝公園	港区芝公園二丁目 7 番 3 号 芝公園保育園 3 階
愛宕	港区虎ノ門三丁目 19 番 15 号 ザ・パークハウス愛宕虎ノ門 1 階
東麻布	港区東麻布二丁目 1 番 1 号 東麻布二丁目複合施設 3 階
麻布	港区六本木五丁目 16 番 46 号 麻布保育園 3 階
六本木	港区六本木六丁目 5 番 19 号 シティハイツ六本木公共施設棟 1 階
赤坂	港区赤坂四丁目 18 番 13 号 赤坂地区総合支所 2 階
高輪	港区高輪一丁目 5 番 38 号 HUG 高輪 2 階
高輪台	港区高輪三丁目 10 番 16 号 優つくり村高輪台 1 階
白金台	港区白金台四丁目 6 番 2 号 ゆかしの杜 6 階
神応	港区白金六丁目 9 番 5 号 神応ほっとプラザ 4 階・屋外
芝浦	港区芝浦一丁目 16 番 1 号 みなとパーク芝浦 1 階
品川駅港南口	港区港南二丁目 3 番 13 号 品川フロントビルキッズ館 1 階
港南	港区港南四丁目 3 番 7 号 さんぽーと港南 1 階・2 階

国勢調査

概要

（1）調査の目的

国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とします（法定受託事務）。

（2）調査の対象

調査時において、本邦内に常住している者（※）

（※）当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に常住している者とみなしました。

ただし、次の者は調査から除外しました。

外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

（3）調査の時期

- ① 調査周期 5年
- ② 調査期日 10月1日

根拠法令等

統計法
 国勢調査令
 国勢調査施行規則

事業開始時期

大正9年

事業の実施状況

10年ごとに大規模調査、その中間年に簡易調査を実施

調査年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
調査期日	10月1日 大規模調査	10月1日 簡易調査	10月1日 大規模調査	10月1日 簡易調査	10月1日 大規模調査

調査事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる19項目について調査しました。

（1）世帯員に関する事項

- ① 氏名 ② 男女の別 ③ 出生の年月 ④ 世帯主との続き柄
- ⑤ 配偶の関係 ⑥ 国籍 ⑦ 現在の住居における居住期間
- ⑧ 5年前の住居の所在地 ⑨ 在学、卒業等教育の状況
- ⑩ 就業状態 ⑪ 所属の事業所の名称及び事業の種類

- ⑫ 仕事の種類（職業） ⑬ 従業上の地位
 - ⑭ 従業地又は通学地 ⑮ 従業地又は通学地までの利用交通手段
- (2) 世帯に関する事項
- ① 世帯の種類 ② 世帯員の数 ③ 住居の種類 ④ 住宅の建て方

国勢調査調査区設定

概要

(1) 目的

国勢調査の実施にあたり、調査員の調査担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査の正確性を期するとともに、調査結果の集計及び各種統計調査の実施の基礎資料を得ることを目的とします。

(2) 時期

- ① 周期 5年
- ② 期日 10月1日

根拠法令等

- 国勢調査令
- 国勢調査施行規則
- 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令

事業開始時期

昭和24年

事業の実施状況

直近の実施は、令和元年10月1日を調査区設定の期日として、設定しました。

平成32年国勢調査第1次試験調査

※調査当時の名称及び内容で表記しています。

概要

(1) 調査の目的

平成32年国勢調査実施計画の立案にあたり、調査環境の変化に対する的確に対応するための調査方法等必要な事項を実地に検証し、実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とします（法定受託事務）。

(2) 調査の対象

8都府県16市区町

東京都港区、 東京都北区、 宮城県仙台市、 宮城県利府町、
 富山県富山市、 富山県入善町、 静岡県浜松市、 静岡県小山町、
 滋賀県東近江市、 滋賀県日野町、 京都府京都市、 京都府精華町、
 岡山県岡山市、 岡山県矢掛町、 宮崎県宮崎市、 宮崎県日向市

(3) 調査期日

平成29年7月13日

根拠法令等
国勢調査令

対象世帯数
約 1,290 世帯（24 調査区）※港区のみ

調査事項

（1）世帯員に関する事項（15 項目）

- ① 氏名 ② 男女の別 ③ 出生の年月 ④ 世帯主との続柄
- ⑤ 配偶の関係 ⑥ 国籍 ⑦ 現在の住居における居住期間
- ⑧ 5年前の住居の所在地 ⑨ 在学、卒業等教育の状況
- ⑩ 就業状態 ⑪ 従業上の地位
- ⑫ 所属の事業所の名称及び事業の種類 ⑬ 仕事の種類
- ⑭ 従業地又は通学地 ⑮ 従業地又は通学地までの利用交通手段

（2）世帯に関する事項（5 項目）

- ① 世帯の種類 ② 世帯員の数 ③ 住居の種類 ④ 住宅の建て方
- ⑤ 住宅の床面積の合計

概 要

（1）調査の目的

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とします。経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の二つから成り立っています（法定受託事務）。

（2）調査の対象

① 経済センサス-基礎調査

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所及び企業

ア 甲調査 上記対象から「国及び地方公共団体の事業所」を除いたもの

イ 乙調査 国及び地方公共団体の事業所

② 経済センサス-活動調査

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所及び企業

ア 甲調査 上記対象から「国及び地方公共団体の事業所」を除いたもの

イ 乙調査 国及び地方公共団体の事業所

（3）調査の時期

① 経済センサス-基礎調査

令和元年	調査期日	甲調査	6月1日から翌年3月31日までの10か月間
	調査期日	乙調査	6月1日

令和2年	調査期日	乙調査	6月1日
------	------	-----	------

令和4年	調査期日	乙調査	6月1日
------	------	-----	------

② 経済センサス-活動調査

平成28年	調査期日	甲調査	6月1日
-------	------	-----	------

令和3年	調査期日	甲調査	6月1日
------	------	-----	------

	調査期日	乙調査	6月1日
--	------	-----	------

根拠法令等

統計法

経済センサス基礎調査規則

経済センサス活動調査規則

事業開始時期

経済センサス-基礎調査 平成21年

経済センサス-活動調査 平成24年

事業の実施状況

調査年	調査期日	調査区分
平成 28 年	甲調査 6月1日	活動調査
令和元年	甲調査 6月1日～3月31日 乙調査 6月1日	基礎調査
令和2年	乙調査 6月1日	基礎調査
令和3年	甲調査 6月1日 乙調査 6月1日	活動調査
令和4年	乙調査 6月1日	基礎調査

基礎調査 甲調査は5年に一度実施

乙調査は活動調査実施年を除き毎年実施（令和元年から）

活動調査 乙調査は令和3年から実施

概 要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料を得るとともに、経済センサス－活動調査の中間における経済構造統計を作成することを目的とします(法定受託事務)。

(2) 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる大分類E（製造業）に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く。）

(3) 調査の時期

- ① 調査周期 毎年（経済センサス－活動調査を実施する年を除く。）
② 調査期日 6月1日

根拠法令等

統計法
統計法施行令
工業統計調査規則

事業開始時期

明治42年

事業の実施状況

調査を実施する年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
調査期日	－ ※	6月1日	6月1日	6月1日	6月1日

※ 平成28年経済センサス－活動調査以降の工業統計調査は、調査期日を従前の「実績を把握する年の12月31日現在」から「実績を把握する年の翌年6月1日現在」に変更したため、平成28年は実施していません。

※ 令和3年は、経済センサス－活動調査実施年のため、工業統計調査は実施していません。

※ 令和3年7月9日付総務大臣通知により、経済構造実態調査（国直轄調査）に統合することが決定したため、令和4年以降は廃止となりました。

概 要

（1）調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とします（法定受託事務）。

（2）調査の対象

公立・私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校

（3）調査の時期

- ① 調査周期 毎年
- ② 調査期日 5月1日

根拠法令等

統計法
学校基本調査規則

事業開始時期

昭和 23 年

事業の実施状況

平成 13 年から教育委員会事務局に事務を委任しています。

住宅・土地統計調査

概 要

(1) 調査の目的

住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とします（法定受託事務）。

(2) 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯

(3) 調査の時期

- ① 調査周期 5年
- ② 調査期日 10月1日

根拠法令等

統計法

住宅・土地統計調査規則

事業開始時期

昭和23年

事業の実施状況

調査年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年 (予定)
調査期日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日

住宅・土地統計調査単位区設定

概 要

(1) 目的

住宅・土地統計調査の実施に先立って、調査員が担当する調査区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図るために実施するものです。

(2) 設定の地域

国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する調査区

(3) 設定の時期

- ① 設定周期 5年
- ② 設定期日 2月1日

根拠法令等

統計法

住宅・土地統計調査規則

事業の実施状況

設定年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
設定期日	2月1日	2月1日	2月1日	2月1日	2月1日

概 要

（1）調査の目的

農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的とします（法定受託事務）。

（2）調査の対象

① 農林業経営体調査

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）を対象に行います。

② 農山村地域調査

全国の市区町村及び農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）

（3）調査の時期

① 調査周期 5年

② 調査期日 2月1日

根拠法令等

統計法

統計法施行令

農林業センサス規則

事業開始時期

昭和 25 年

事業の実施状況

調査年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
調査期日	2 月 1 日	2 月 1 日	2 月 1 日	2 月 1 日	2 月 1 日

概 要

（1）調査の目的

商業を営む事業所及び企業の販売活動の動向を明らかにすることを目的とします（法定受託事務）。※

（2）調査の対象

経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者 19 人以下の小売事業所（自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売、料理品小売、新聞小売の各事業所及び指定企業傘下事業所を除く。）

（3）調査の時期

- ① 調査周期 毎月
- ② 調査期日 毎月末日

※ 令和 2 年 2 月分速報までで調査員調査を廃止し、外注による郵送調査（国直轄化）に切り替りました。

根拠法令等

統計法
商業動態統計調査規則

事業開始時期

昭和 28 年

事業の実施状況

毎月末日現在で実施

概 要

（１）調査の目的

建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とします。建設業者を対象とし、完成工事高、受注高等について発注者別、工事種類別、都道府県別に調査を行い、公表しています。調査から得られる結果は、各種の経済・社会施策のための基礎資料や企業の経営方針策定等における参考資料として役立てられています（法定受託事務）。

（２）調査の対象

① 建設工事受注動態統計調査

ア 建設工事施工統計調査において前々年度完成工事高が１億円以上の業者から、完成工事高規模に応じて抽出した約１万２千業者が受注し、国内で施工される建設工事

イ 年間完成工事高が比較的大きい建設業者のうち国土交通大臣の指定したもの（大手５０社）が受注し、国内及び海外で施工される建設工事

② 建設工事施工統計調査

建設業許可業者のうち国土交通大臣の指定したものと及び施工調査指定建設業者の施工した建設工事

（３）調査の時期

① 建設工事受注動態統計調査

ア 調査周期 毎月

イ 調査期日 毎月末日

② 建設工事施工統計調査

ア 調査周期 毎年

イ 調査期日 ７月１日

根拠法令等

統計法

建設工事統計調査規則

事業開始時期

昭和３０年

事業の実施状況

（１）建設工事受注動態統計調査

毎月末日現在

（２）建設工事施工統計調査

決算期終了の日が３月３１日である建設業者にあつては毎年３月３１日現在、その他の建設業者にあつては毎年３月３１日前の直近の決算期終了の日現在

概 要

(1) 調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とします（法定受託事務）。

(2) 調査の対象

直前の国勢調査の実施のため設定された調査区のうち総務大臣の指定する調査区において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位に居住する世帯の15歳以上の世帯員

(3) 調査の時期

- ① 調査周期 5年
- ② 調査期日 10月1日

根拠法令等

統計法
就業構造基本調査規則

事業開始時期

昭和31年

事業の実施状況

調査年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	令和4年
調査期日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日

概 要

（1）調査の目的

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とします（法定受託事務）。

（2）調査の対象

総務大臣の定める方法により選定された2人以上の世帯及び単身世帯

（3）調査の時期

平成26年まで

① 調査周期 5年

② 調査期日 9月、10月及び11月の3か月間

ただし、単身者の世帯については、10月及び11月の2か月間

令和元年

① 調査周期 5年

② 調査期日

ア 基本調査 10月及び11月の2か月間

イ 簡易調査 10月末日現在の現況

根拠法令等

統計法

全国家計構造調査規則

事業開始時期

昭和34年

事業の実施状況

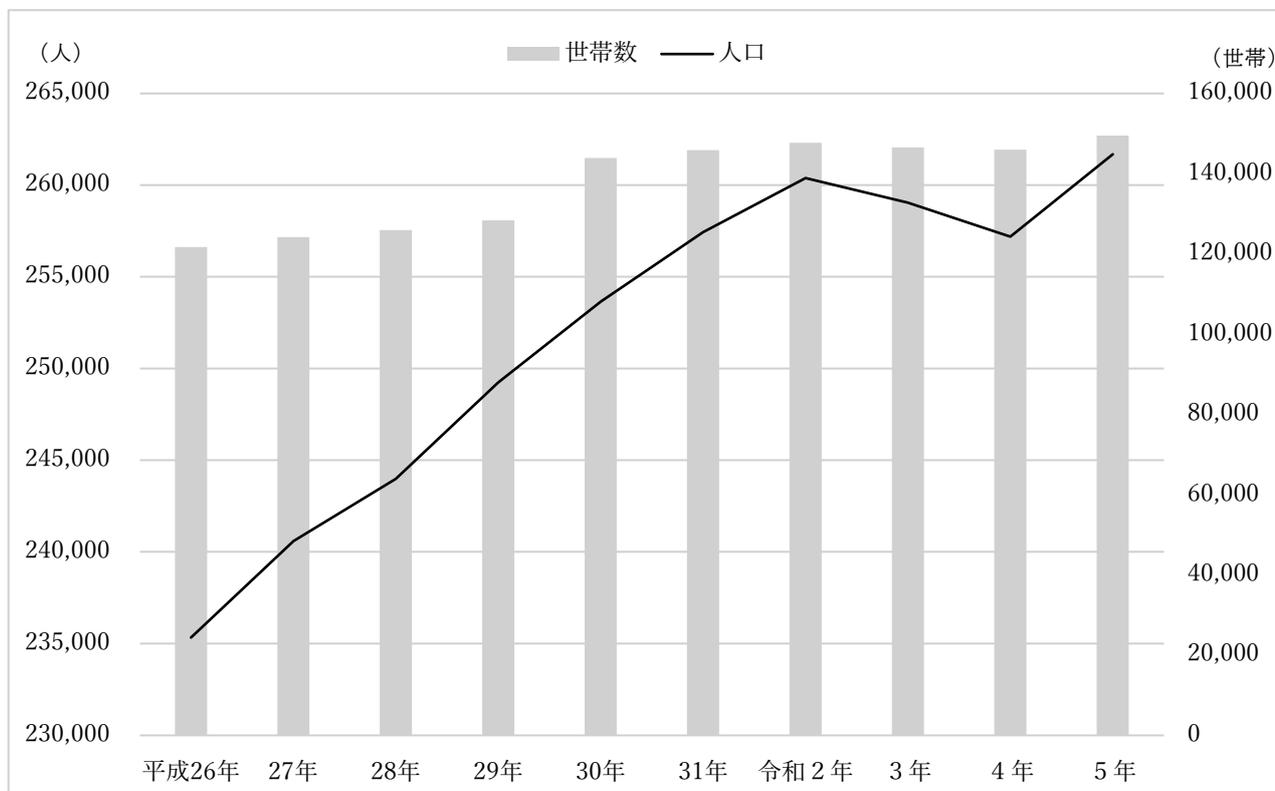
調査年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	令和元年
調査期日	9月～11月	9月～11月	9月～11月	9月～11月	基本調査 10月～11月
					簡易調査 10月末日
全国消費実態調査					全国家計 構造調査

(各年1月1日現在)

年	世帯数	人口	地区別人口(人)				
			芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区
平成26年	121,684	235,337	37,725	55,190	35,296	57,124	50,002
27年	124,171	240,585	38,539	56,956	35,611	58,119	51,360
28年	125,903	243,977	39,318	57,636	35,723	58,981	52,319
29年	128,356	249,242	39,952	58,593	36,276	60,016	54,405
30年	143,898	253,639	40,518	59,937	36,645	60,845	55,694
31年	145,865	257,426	40,840	61,218	37,262	61,850	56,256
令和2年	147,693	260,379	41,629	61,715	37,778	62,091	57,166
3年	146,527	259,036	41,485	61,056	37,652	61,642	57,201
4年	145,951	257,183	41,357	60,005	37,486	61,117	57,218
5年	149,488	261,615	42,120	60,906	37,993	62,061	58,535

※直近10年間のもの

※法改正により平成24年7月から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年以降は日本人と外国人を合わせて集計したものです。



概 要

「港区国際化推進プラン」は、国際化に関する状況を包括的かつ詳細に把握した上で、区の国際化推進施策を体系的にまとめたものです。

令和2年度に策定した本プランでは、「やさしい日本語」を使い、より多くの日本人と外国人との交流を推進し、国籍や民族等の異なる人々が、文化的違いを認め合いながら、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会の実現」をめざします。

なお、本プランは、学識経験者、外国人を含む区民等を委員とした「港区国際化推進アドバイザー会議」及び庁内の関係部署により構成する「港区国際力強化推進委員会」を設置し、策定・改定及び進捗管理を行っています。

根拠法令等

港区国際化推進アドバイザー会議設置要綱

港区国際力強化推進委員会設置要綱

事業開始時期

平成21年度

事業の実施状況

年度	会議(※)の開催回数	主な議題	使用言語
30	各2回	港区国際化推進プランの進捗管理を行うとともに、「外国人の地域参画促進」を重点課題として取り組みました。	日本語 英語
元	各2回	港区国際化推進プランの進捗管理を行うとともに、「港区国際化に関する実態調査」を重点課題として取り組みました。	日本語 英語
2	各3回	港区国際化推進プランの進捗管理を行うとともに、港区基本計画の策定に併せて「港区国際化推進プラン令和3(2021)年度～令和8(2026)年度」を策定しました。	日本語 英語
3	各2回	港区国際化推進プランの進捗管理を行うとともに、「地域で育む日本語学習支援プロジェクト」を重点課題として取り組みました。	日本語 英語
4	各2回	港区国際化推進プランの進捗管理を行うとともに、「地域で育む日本語学習支援プロジェクト」を重点課題として取り組みました。	日本語 英語

※「港区国際化推進アドバイザー会議」及び「港区国際力強化推進委員会」

港区国際化推進プランの体系

港区基本計画	分野	I かがやくまち	II にぎわうまち			III はぐくむまち
	基本政策		3 地域の課題を自ら解決できる コミュニティをつくる			
	政策		(10) 豊かな国際性を生かした 多文化共生社会をつくる			
	施策		施策1	施策2	施策3	
本プラン			外国人の 安全・安心の 確保に向けた 多言語による 効果的な 情報発信	日本語学習を きっかけとした 外国人と日本人 の相互理解の 促進	多様な主体との 連携強化による 外国人の 地域参画の推進	

概 要

(1) 港区国際防災ボランティアの育成

災害時に外国人に正確な情報を提供し、意思疎通をスムーズに行う港区国際防災ボランティアを募集し、登録の上、育成します。ボランティアが多言語によりコミュニケーションの補助をすることで、災害時における外国人の言葉の不安を軽減します。

(2) みなと防災フェスタ～やさしい日本語と英語で体験しよう！～

防災に関する基礎知識を習得する機会を外国人に提供し、自助意識を高め、各地区で実施する総合防災訓練への参加を促し、災害への備えを促進します。

内 容

(1) 港区国際防災ボランティアの育成

①対 象 希望者（国籍・住所不問）

②募集要件

ア 外国語と日本語の通訳かつ翻訳ができること

※日本語能力は通常のコミュニケーションがとれるレベル

イ 日本語で行う研修に毎年参加できること

ウ Eメールでの連絡ができること

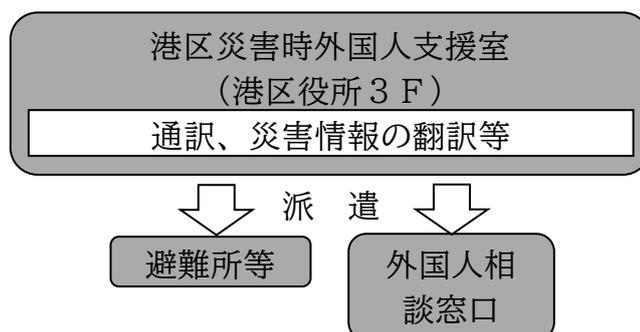
エ 災害時にボランティア活動を行う十分な心構えと体力があること

オ 港区内で活動できること

③資格・経験等 不問

④活動内容

ア 発災時 港区内に設置される避難所等での対応及び通訳、外国人相談窓口での通訳、災害情報の翻訳等



イ 平常時 防災訓練や地域イベント等での通訳等

⑤研修の実施 「災害時の外国人支援」「通訳・コミュニケーション技術」「やさしい日本語」等の研修を行い、ボランティアのスキル向上を図る

(2) みなと防災フェスタ～やさしい日本語と英語で体験しよう！～

※令和4年度事業終了

【令和元年度まで対面開催】

① 対 象 希望者

② 実施内容 VR 防災車体験、親子向け防災ワークショップ、AED 操作訓練等

【令和3年度からオンライン開催】

① 対 象 区内在住、在勤、在学の外国籍の方

② 実施内容 防災動画（地震、火事、豪雨）を視聴し、クイズに回答して防災知識を高める。

根拠法令等

港区国際防災ボランティアに関する要綱

港区国際防災ボランティア登録等取扱要領

事業開始時期

(1) 平成 27 年度

(2) 平成 29 年度

事業の実施状況

(1) 港区国際防災ボランティア

年 度	30	元	2	3	4
登録数 (人)	161	152	146	144	131

(2) みなと防災フェスタ～やさしい日本語と英語で体験しよう！～

年度	日時	場所	内容	参加者 (人)
30	6月17日	六本木ヒルズアリーナ	VR 防災車体験 がれき救助訓練 AED 操作訓練 等	約 1,600 (うち外国人 250)
元	6月9日	六本木ヒルズアリーナ	VR 防災車・起震車体験 備蓄倉庫見学 初期消火訓練 等	約 1,800 (うち外国人 300)
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止			
3	【オンライン開催】 ① 9月1日～15日 ② 1月17日～2月13日		地震、火事、豪雨の3本の動画を視聴し、クイズに回答して防災知識を高める。	アクセス数 ① 687 件 ② 1,208 件
4	【オンライン開催】 9月1日～11月13日		港区ホームページで地震に対する防災クイズを実施し、各地区総合防災訓練に外国人を誘引し、外国人の防災意識を高める。	各地区総合防災訓練への外国人誘引数:約 80 人

外国人相談

国際化・文化芸術担当

概要

区内在住の外国人を対象に、日常生活の不便、困りごと等に関する相談対応及び行政サービスに関する情報提供等を行います。

内容

月曜日から金曜日（閉庁日を除く）、午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）まで、外国人相談員が窓口及び電話により相談に対応します。

対応言語 日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語、ロシア語
※日本語、英語以外はタブレットによる通訳

根拠法令等

港区外国人相談窓口設置要綱

事業開始時期

平成元年度

事業の実施状況

年度	30	元	2	3	4
件数(件)	581	627	787	564	502

概要

外国人が日常生活を営む上での不安や困りごとを解消し、区内で快適な日常生活が送れるよう、行政情報の多言語化の推進と効果的な発信を行います。

内容

(1) 多言語刊行物の翻訳チェック

区が発行する多言語刊行物等の翻訳の水準を一定レベルに保つため、統一的な翻訳チェック（英語・中国語・ハングル）を実施します。

(2) 翻訳データベース

行政文書等を翻訳する際の基準となるデータベース（英語・中国語・ハングル）を区ホームページで公開します。

(3) 港区多言語による店舗の魅力PR事業 ※令和3年3月廃止

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、区内の店舗に対し、商品や提供サービスの魅力を英語及び中国語で分かりやすく簡潔に説明するオーダーメイドのマニュアルを作成することで、店舗の多言語対応を支援します。英語は外国人講師との会話レッスンも行います。

※1 令和元年度に名称を港区商店街等多言語対応力向上支援から港区多言語による店舗の魅力PR事業へ変更

(4) 港区国際交流協会が実施する日本語教室への助成 ※令和3年3月廃止

外国人の日本語習得支援のため、港区国際交流協会に対し、区内在住・在学・在勤の外国人が日本語教室を受講するための費用を助成します。

※2 平成30年度に多言語対応推進からやさしい日本語推進へ、令和元年度に地域で育む日本語学習支援プロジェクトへ事業を変更

(5) タブレット端末を活用したテレビ通訳サービス

窓口等に通訳タブレットを配置し、通訳者の離席時や通訳対応の混雑時においても、通訳サービスを迅速に実施します。

(6) 音声翻訳機を活用した通訳サービス

区有施設等における多言語対応を充実させるため、区役所窓口、学校、幼稚園、保育園、児童館及びいきいきプラザ等の窓口音声翻訳機を配備し、通訳サービスを実施します。

根拠法令等

港区多言語による店舗の魅力PR事業実施要綱

港区国際交流協会による日本語教室助成要綱

事業開始時期

- (1) ~ (2) 平成 22 年度
- (3) ~ (4) 平成 27 年度
- (5) 平成 28 年度
- (6) 令和 2 年度

事業の実施状況

年度	実施状況	事業費 (円)
30 (※1)	多言語刊行物の翻訳チェック 147 件	11,555,437
	翻訳データベース ホームページに掲載・データ更新	
	港区商店街等多言語対応力向上支援 英語 40 店舗、中国語 30 店舗	
	タブレット端末を活用したテレビ通訳サービス 235 件	
元 (※2)	多言語刊行物の翻訳チェック 181 件	13,819,280
	翻訳データベース ホームページに掲載・データ更新	
	港区多言語による店舗の魅力 PR 事業 英語 31 店舗、中国語 26 店舗	
	タブレット端末を活用したテレビ通訳サービス 172 件	
2	多言語刊行物の翻訳チェック 152 件	24,383,260
	翻訳データベース ホームページに掲載・データ更新	
	港区多言語による店舗の魅力 PR 事業 英語 8 店舗、中国語 3 店舗	
	タブレット端末を活用したテレビ通訳サービス 205 件	
	音声翻訳機を活用した通訳サービス 310 台 18 部署に配布	
3	多言語刊行物の翻訳チェック 107 件	11,207,460
	翻訳データベース ホームページに掲載・データ更新	
	タブレット端末を活用したテレビ通訳サービス 496 件	
	音声翻訳機を活用した通訳サービス 360 台 26 部署に配布	

年度	実施状況	事業費（円）
4	多言語刊行物の翻訳チェック 109件	11,731,962
	翻訳データベース ホームページに掲載・データ更新	
	タブレット端末を活用したテレビ通訳サービス 385件	
	音声翻訳機を活用した通訳サービス 359台 28部署に配布	

- ※1 平成30年度に「港区国際交流協会が実施する日本語教室への助成」は多言語対応推進からやさしい日本語推進へ、令和元年度に地域で育む日本語学習支援プロジェクトへ事業を変更
- ※2 令和元年度に「港区商店街等多言語対応力向上支援」は「港区多言語による店舗の魅力PR事業」へ名称を変更

概 要

区が主催する事業、イベント等の情報や区内で生活するために利便性の高い情報を多言語で提供します。

内 容

- (1) 外国人対象ウェルカム・パッケージ
各総合支所窓口で転入手続を行う外国人に対して、区の行政情報の多言語刊行物をまとめてパッケージにし配布します。
- (2) 多言語情報コーナー
区が発行する多言語刊行物を閲覧し、入手できる情報コーナーを、区役所1階及び3階国際化推進係窓口前に設置します。
- (3) 外国人住民のための生活情報
外国人が区内で生活する上で必要となる情報を分野別にまとめ、区ホームページに掲載します(平成28年度までは、冊子として配布)。
- (4) ミナト・インフォメーション・メール(MIM) ※令和3年3月廃止
毎月2回(10日及び25日)、4言語(英語、中国語、ハングル、「やさしい日本語」)で行政情報等を配信します。
- (5) 港区国際交流協会のホームページを活用した地域イベント情報の提供に対する補助 ※令和3年3月廃止
港区国際交流協会のホームページに地域イベント情報を掲載する経費を交付し、外国人の地域参画を促進します。
- (6) ミナト・インフォメーション・ボード (Facebook)
行政情報やイベント情報等を週に1回程度、「やさしい日本語」、英語、中国語及びハングルで配信します。
- (7) 多言語 AI チャットボットサービス ※令和3年度から、企画経営部区長室へ移管
AIを活用し、チャット形式で、行政情報等の問合せに英語及び「やさしい日本語」で自動回答します。Facebookのお問い合わせを通じ、24時間365日必要な情報を提供しています。

根拠法令等

港区国際交流協会のホームページを活用した地域イベント情報の提供に対する補助金交付要綱

事業開始時期

- (1) ~ (3) 平成 22 年度
- (4) 平成 25 年 9 月(英語、中国語、ハンブル)
- 平成 28 年 4 月(「やさしい日本語」)
- (5) 平成 29 年度
- (6) 平成 29 年 10 月
- (7) 平成 31 年 1 月

事業の実施状況

年度	実施状況	事業費 (円)
30	多言語情報コーナー 区役所 1 階ロビー及び 3 階国際化推進係窓口前に設置	34,934,689
	外国人住民のための生活情報 区ホームページに掲載	
	ミナト・インフォメーション・メール(MIM) 【登録者数】英語：469 人、中国語：66 人、ハンブル：46 人 「やさしい日本語」：81 人	
	港区国際交流協会のホームページを活用した地域イベント情報の提供に対する補助 250,600 円	
	ミナト・インフォメーション・ボード (Facebook) 【フォロワー数】657 人 【いいね件数】531 件	
	多言語 AI チャットボットサービス 【利用件数】747 件	
元	多言語情報コーナー 区役所 1 階ロビー及び 3 階国際化推進係窓口前に設置	26,851,766
	外国人住民のための生活情報 区ホームページに掲載	
	ミナト・インフォメーション・メール(MIM) 【登録者数】英語：476 人、中国語：77 人、ハンブル：48 人 「やさしい日本語」：104 人	
	港区国際交流協会のホームページを活用した地域イベント情報の提供に対する補助 190,100 円	
	ミナト・インフォメーション・ボード (Facebook) 【フォロワー数】1,048 人 【いいね件数】861 件	
	多言語 AI チャットボットサービス 【利用件数】4,294 件	

年度	実施状況	事業費（円）
2	多言語情報コーナー 区役所1階ロビー及び3階国際化推進係窓口前に設置	19,563,558
	外国人住民のための生活情報 区ホームページに掲載	
	港区国際交流協会のホームページを活用した地域イベント情報の提供に対する補助 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため地域イベントが中止・延期となり、実績なし	
	ミナト・インフォメーション・メール(MIM) 【登録者数】英語：470人、中国語：77人、ハングル：44人 「やさしい日本語」：107人	
	ミナト・インフォメーション・ボード (Facebook) 【フォロワー数】1,244人 【いいね件数】1,004件	
	多言語 AI チャットボットサービス 【利用件数】2,342件	
3	多言語情報コーナー 区役所1階ロビー及び3階国際化推進係窓口前に設置	1,608,350
	外国人住民のための生活情報 区ホームページに掲載	
	ミナト・インフォメーション・ボード (Facebook) 【フォロワー数】1,364人 【いいね件数】1,078件 (※)	
4	多言語情報コーナー 区役所1階ロビー及び3階国際化推進係窓口前に設置	1,508,118
	外国人住民のための生活情報 区ホームページに掲載	
	ミナト・インフォメーション・ボード (Facebook) 【フォロワー数】1,496人	

※ Facebook の“いいね”集計機能は、令和4年1月で停止。

概 要

外国人に対し日本語学習を通じた交流を促進するとともに、区民や区職員等の日本人に対し地域社会の共通言語である「やさしい日本語」の普及を推進します。

内 容

- (1) 港区国際交流協会が実施する日本語教室への助成 ※令和3年3月廃止
外国人の日本語習得支援のため、区内在住・在学・在勤の外国人が日本語教室を受講するための費用を港区国際交流協会に対し、助成します。
※平成30年度に多言語対応推進からやさしい日本語推進へ、令和元年度に地域で育む日本語学習支援プロジェクトへ事業を変更
- (2) 日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業 ※令和4年度に地域で育む日本語学習支援プロジェクトへ事業を変更
地域社会の共通言語である「やさしい日本語」の普及を推進するとともに、外国人の日本語習得を支援し、外国人の地域参画を促進します。
- (3) 区職員向け「やさしい日本語」研修 ※令和4年度から、総務部伝わる日本語推進担当へ移管
区職員が「やさしい日本語」による情報発信や区民対応ができるよう、職員研修を実施します。
- (4) 「やさしい日本語」書き換え支援システム
「やさしい日本語」書き換え支援システムを活用し、区職員への「やさしい日本語」の普及を推進することで、「やさしい日本語」による情報提供をより円滑に行います。

根拠法令等

港区国際交流協会による日本語教室助成要綱

事業開始時期

- (1) 平成27年度
- (2) 平成30年度
- (3) 平成30年度
- (4) 令和元年度

事業の実施状況

年度	実施状況	事業費(円)
30	港区国際交流協会が実施する日本語教室への助成 196人 1,078,250円助成	5,888,570
	日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業 外国人と交流する日本人を対象とした「やさしい日本語」研修 地域の日本人向け 2回 延99人参加 麻布地区町会・自治会向け 1回 12人参加 外国人と日本人とのマッチングによる日本語会話の機会提供 パートナー活動 マッチング数 74組 (外国人60人、日本人71人) 意見交換会 2回 外国人 19人 日本人 34人参加 区内の日本語学習支援者向け研修 1回 11人参加 「やさしい日本語」を使った交流会 龍土町町会盆踊り 外国人 11人 日本人 12人参加 増上寺節分追儺式 外国人 6人 日本人 31人参加	
	区職員向け「やさしい日本語」研修 6回 59人参加	
元	日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業 外国人と交流する日本人を対象とした「やさしい日本語」研修 地域の日本人向け 2回 延70人参加 六本木中学校教員向け 1回 22人参加 外国人と日本人とのマッチングによる日本語会話の機会提供 パートナー活動 マッチング数124組 (外国人99人、日本人86人) 意見交換会 1回 外国人 7人 日本人 14人参加 外国人と日本人とのグループ活動 6回 延50人参加 参加者の企画による交流会 1回 外国人 4人 日本人 15人参加 「やさしい日本語」を使った交流会 1回 外国人 5人 日本人 12人参加	6,268,620
	区職員向け「やさしい日本語」研修 2回 37人参加	
	「やさしい日本語」書き換え支援システム 利用アクセス数 223回	

年度	実施状況	事業費(円)
2	<p>日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業 外国人と交流する日本人を対象とした「やさしい日本語」研修 地域の日本人向け 3回 延79人参加 外国人と日本人とのマッチングによる日本語会話の機会提供 パートナー活動 マッチング数45組(外国人43人、日本人39人) 意見交換会 1回 外国人 8人 日本人 13人参加 外国人と日本人とのグループ活動 3回 延44人参加</p> <p>区職員向け「やさしい日本語」研修 2回(ビデオ研修) 548人</p> <p>「やさしい日本語」書き換え支援システム 利用アクセス数 171回</p>	4,509,020
3	<p>日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業 外国人と交流する日本人を対象とした「やさしい日本語」研修 地域の日本人向け 2回 延13人参加 外国人と日本人とのマッチングによる日本語会話の機会提供 パートナー活動 マッチング数 92組(外国人70人、日本人74人) 外国人と日本人とのグループ活動 4回 延57人参加 事業成果発表会 51人参加(外国人18人、日本人33人)</p> <p>区職員向け「やさしい日本語」研修 2回(知識編、練習編)(ビデオ研修) 知識編受講者2,080人 練習編受講者2,088人</p> <p>「やさしい日本語」書き換え支援システム 利用アクセス数 201回</p>	4,937,800
4	<p>「やさしい日本語」書き換え支援システム 利用アクセス数 102回</p>	224,400

概 要

外国人と日本人の相互理解及びコミュニケーション支援をボランティアで行う区内の地域日本語教室への支援や、日本語学習支援ボランティアの育成と支援など、外国人住民のために基礎的な日本語を学ぶ機会を整備します。

内 容

- (1) 港区国際交流協会が実施する日本語教室への助成 ※令和3年3月廃止
外国人の日本語習得支援のため、区内在住、在学及び在勤の外国人が日本語教室を受講するための費用を港区国際交流協会に対し、助成します。
※平成30年度に多言語対応推進からやさしい日本語推進へ、令和元年度に地域で育む日本語学習支援プロジェクトへ事業を変更
- (2) 日本語学習支援ボランティア養成講座の実施
- (3) 地域日本語教室に対する日本語学習支援ボランティアの紹介
- (4) 地域日本語教室に対する活動場所の支援
各地区にある区民協働スペースが利用できます。
- (5) 地域日本語教室の新規立上げ支援
新規立上げ教室の運営方法等の相談に応じます。
- (6) 日本語教育に精通した専門コーディネーターの配置
- (7) 地域日本語学習支援者連携会議の開催
- (8) 日本語サロンの実施
- (9) 港区版日本語学習支援教材の開発
- (10) 基礎日本語教室の実施
- (11) 外国人生活支援コーディネーターの配置

根拠法令等

港区国際交流協会による日本語教室助成要綱
日本語教育の推進に関する法律

事業開始時期

- (1) 平成27年度
- (2)～(7) 令和元年度
- (8)、(9) 令和2年度
- (10) 令和3年度
- (11) 令和4年度

事業の実施状況

年度	実施状況	事業費(円)
元	港区国際交流協会が実施する日本語教室への助成(※) 193人 1,050,000円助成	4,731,700

年度	実施状況	事業費(円)
元	日本語学習支援ボランティア養成講座 基礎編 1回(5回連続講座) 21人育成 実践編 1回 16人参加 日本語学習支援ボランティアスキルアップ講座1回 15人参加 地域日本語教室新規立上げ支援 全3回 延12人参加 地域日本語学習支援者連携会議 1回 16人参加	4,731,700
2	港区国際交流協会が実施する日本語教室への助成 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止し、助成なし 日本語学習支援ボランティア養成講座 基礎編 1回(5回連続講座) 38人育成 実践編 2回 66人参加 地域日本語学習支援者連携会議 1回 18人参加 日本語サロン 1会場(9回 延74人参加) 日本語学級意見交換会 2回 延27人参加 港区版日本語学習支援教材の開発	7,370,440
3	日本語学習支援ボランティア養成講座 基礎編 1回(5回連続講座) 38人育成 実践編 3回 61人参加 地域日本語学習支援者連携会議 1回 6人参加 基礎日本語教室 2会場(延82人参加) 日本語サロン 2会場(30回 延456人参加) 日本語学級意見交換会 2回 延37人参加 港区版日本語学習支援教材の開発、改善	13,181,080
4	日本語学習支援ボランティア養成講座 基礎編 1回(5回連続講座) 41人育成 実践編 2回 50人参加 ステップアップ講座 3回 延77人参加 地域で育む日本語学習支援プロジェクト関係者会議 1回 19人参加 基礎日本語教室 3会場(延109人参加) 日本語サロン 2会場(延760人参加) 日本語学級意見交換会 2回 外国人と交流する日本人を対象とした「やさしい日本語」研修 3回 延19人参加 外国人と日本人とのマッチングによる日本語会話の機会提供 パートナー活動 マッチング数 92組 外国人と日本人とのグループ活動 4回 延50人参加 事業成果発表会 48人参加(外国人25人、日本人23人)	24,879,072

※「港区国際交流協会が実施する日本語教室への助成」は、平成30年度に多言語対応推進からやさしい日本語推進へ、令和元年度に地域で育む日本語学習支援プロジェクトへ事業を変更

大使館等との連携による国際交流

国際化・文化芸術担当

概要

区民が海外諸国の文化の魅力に触れ、理解する機会を創出するとともに、外国人に対する効果的な情報提供を行うため、区内に立地する大使館等と連携した国際交流を促進します。※港区文化芸術振興基金充当事業

内容

- (1) 各大使館等からの表敬訪問受入
- (2) 大使館等が主催する区民対象の文化事業への協力
- (3) 国際文化紹介展示
- (4) 大使館等実務者連携会議
- (5) 国際友好広場
- (6) 語学指導等を行う外国青年招致事業
- (7) Minato Blossom Festa

事業開始時期

- (1) 大使館等が主催する区民対象の文化事業への協力
平成 21 年度
- (2) 国際文化紹介展示
平成 24 年度
- (3) 大使館等実務者連携会議
平成 25 年度
- (4) 国際友好広場
平成 26 年度（平成 29 年度に港区国際文化交流のつどいを統合）
- (5) Minato Blossom Festa
令和 4 年度

根拠法令等

港区大使館等事業協力実施要綱
港区大使館等事業協力事務取扱要領

事業の実施状況

- (1) 大使館等事業協力、表敬訪問等

年度	日程	催事名
30	4月11日～25日	日本・エクアドル外交100周年記念絵画展
	4月18日	リトアニア共和国大使表敬訪問
	4月24日	マダガスカル共和国大使表敬訪問
	5月15日～16日	ウズベキスタン共和国大使館コンサート及び写真・伝統品展示
	6月4日	パキスタン・イスラム共和国大使表敬訪問

年度	日 程	催事名
30	6月4日	エクアドル共和国大使表敬訪問
	6月7日	フランス大使表敬訪問
	6月24日	オーストリア共和国大使館コンサート
	8月7日～9日	イラン・イスラム共和国大使館映画上映会
	8月12日	フィリピン共和国大使館ウタウィット（歌唱コンテスト）
	8月22日～26日	ルーマニア大使館国際音楽コンクール及び展示イベント
	10月27日	マダガスカル共和国大使館文化イベント及びビジネスセミナー
	11月16日	キルギス共和国大使館コンサート
	11月21日、26日	ウクライナ大使館映画上映会
	11月21日～30日	20世紀初頭ウクライナの歴史展
	12月11日	イラン・イスラム共和国大使表敬訪問
	2月5日	レソト王国大使館親善大使任命式、文化紹介講演会、写真展
	3月29日	リトアニア共和国大使館コンサート
元	5月24日	キューバ共和国大使館音楽と踊りのコンサート
	6月7日	スロバキア共和国大使館民族舞踊と民謡のコンサート
	6月11日	ホンジュラス共和国大使表敬訪問
	6月12日	チリ共和国住宅都市計画省副大臣表敬訪問
	8月22日	中華人民共和国大使表敬訪問
	8月23日	イラン・イスラム共和国イランオリンピック文化委員会スポーツ省委員長表敬訪問
	8月28日～9月1日	ルーマニア大使館国際音楽コンクール及び展示イベント
	9月19日	ウズベキスタン共和国タシケント市ヤッカサライ地区区長表敬訪問
	10月21日	オーストリア連邦共和国大統領 みなとパーク芝浦訪問
	10月23日	ウクライナ大統領夫人 みなと保健所、子ども家庭支援センター訪問
	10月27日	ドミニカ共和国大使館 日本・ドミニカ共和国外交関係樹立85周年記念コンサート
	11月18日	ボリビア多民族国大使館コンサート
	11月21日	ウズベキスタン共和国大使館ウズベキスタン文化芸術訪問団東京公演
	12月21日～22日	ウクライナ大使館クリスマスイベント
	2月25日～29日	エクアドル共和国大使館展示
	3月4日	マダガスカル共和国臨時代理大使表敬訪問
3月21日	イラン・イスラム共和国大使館ノウルーズ祝賀コンサート ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	

年度	日 程	催事名
2	7月21日	ジョージア臨時代理大使表敬訪問
	8月21日	コソボ共和国大使表敬訪問
	9月18日	大韓民国参事官表敬訪問
	11月24日	キューバ共和国大使夫妻表敬訪問
	12月21日	フランス大使表敬訪問
	2月24日	オーストラリア大使表敬訪問
	3月9日	リトアニア共和国大使表敬訪問
	3月22日	イラン・イスラム共和国大使館 2021年ノウルーズ - 元旦イラン伝統音楽祭
3	5月13日	アルゼンチン共和国大使表敬訪問
	9月13日	スウェーデン王国大使表敬訪問
	10月20日	セルビア共和国大使表敬訪問
	12月11日	ボリビア多民族国大使館 南米アンデス・ボリビア音楽の革新と伝統
	12月22日	ウルグアイ東方共和国大使表敬訪問
	12月22日	大韓民国参事官（自治協力官）表敬訪問
	1月25日	ラオス人民民主共和国大使表敬訪問
	3月2日	ジャマイカ大使表敬訪問
	3月7日	マラウイ共和国大使表敬訪問
	3月10日	コソボ共和国大使表敬訪問
	3月20日	イラン・イスラム共和国大使館 ノウルーズ - 元旦イラン伝統音楽祭
4	4月22日	セルビア共和国大使館 セルビア・日本友好140周年記念展示とコンサート
	4月23日	ウズベキスタン共和国大使館コンサート
	4月28日	ニカラグア共和国臨時代理大使表敬訪問
	5月17日	アルゼンチン共和国大使館コンサート
	5月21日	キルギス共和国大使館コンサート
	5月24日	モルドバ共和国大使表敬訪問
	6月18日	ガーナ共和国大使館コンサート
	6月19日	カザフスタン共和国大使館コンサート
	6月30日	ギリシャ共和国大使表敬訪問
	7月5日	エクアドル共和国大使表敬訪問
	7月22日～23日	パナマ共和国大使館ラテンアメリカ映画祭
	8月7日	ボリビア多民族国大使館コンサート
	8月13日	ジャマイカ大使館クッキングクラス
	10月17日	パリ15区市長室長区長表敬訪問
	11月4日	マルタ共和国大使表敬訪問 ポルトガル大使表敬訪問
	11月7日	ブラジル連邦共和国大使館 ブラジル・ポルトガル友好コンサート
12月6日	エルサルバドル共和国大使表敬訪問	

年度	日 程	催事名
4	2月9日	ギリシャ共和国大使館講演会 現代ギリシャ語の日
	3月20日	イラン・イスラム共和国大使館 ノウルーズ - 元旦イラン伝統音楽祭

(2) 国際文化紹介展示

年度	日 程	大使館等	テーマ
30	6月4日～18日	パキスタン・イスラム共和国	パキスタンを巡る旅 —驚きに出会う国—
	6月7日～21日	フランス観光開発機構	宇宙から見たフランス
	9月26日～10月31日	ウクライナ	ウクライナ—多様な文化に出会うユニークな国—
	1月23日～2月4日	フランス観光開発機構	フランス イモーション
元	7月9日～30日	アイスランド共和国	最北端の楽園～地球の鼓動を感じる国～アイスランド
	9月10日～30日	ニカラグア共和国	ニカラグアと日本 驚くほど似ている
	12月10日～2月17日	ハンガリー	ハンガリーのブショウ祭り ユハース・バラージュ写真展
	3月2日～17日	フランス観光開発機構	フランス・エモーション アニメーションで楽しむ旅
2	10月5日～18日	アイルランド共和国、アフガニスタン・イスラム共和国、ウクライナ、エリトリア国、オーストラリア政府観光局、キューバ共和国、ドイツ政府観光省、ニカラグア共和国、ハンガリー文化センター、フィリピン観光省、フランス政府観光開発機構、ホンジュラス共和国、マダガスカル共和国、モルディブ共和国、リトアニア共和国、レソト王国	世界のお祭り
	10月20日～11月9日		
	11月10日～25日	キューバ共和国	Viva Cuba

年度	日 程	大使館等	テーマ
3	9月10日～20日	イタリア政府観光局、 ウクライナ、エリトリア国、オーストリア共和国、オーストリア文化フォーラム東京、カンボジア王国、キューバ共和国、コスタリカ共和国、ノルウェー王国、ハンガリー文化センター、フィンランド、フランス政府観光開発機構、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国、モルディブ共和国、リトアニア共和国、レソト王国	未来のために残したいもの
	10月2日～22日		
	1月22日～2月3日		
	11月2日～12日	コソボ共和国	コソボ、スポーツ、そして英雄たちの功績
4	6月28日～7月13日	スロバキア共和国	スロバキアの中世農村教会群
	9月21日～10月2日	アイスランド共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、エクアドル共和国、エリトリア国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、コスタリカ共和国、ノルウェー王国、パナマ共和国、ハンガリー文化センター、フィリピン共和国、ボツワナ共和国、ボリビア多民族国、マダガスカル共和国、モルディブ共和国、リトアニア共和国、レソト王国	心いやされる場所
	11月22日～12月5日		
	12月24日～1月12日	ギリシャ共和国	ギリシャ、あの顔その顔

(3) 大使館等実務者連携会議

年度	日程	テーマ	出席
30	6月5日	港区の国際化推進施策の取組状況について AI チャットボットについて	42 大使館等 49 人
	12月17日	港区の国際化推進施策の取組状況について 区内小・中学校と大使館等との交流について 区内小・中学校担当者と大使館等担当者との 意見交換	27 大使館等 33 人
元	6月13日	港区の国際化推進施策の取組状況について AED 講習	30 大使館等 39 人
	12月18日	港区の国際化推進施策の取組状況について 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けてのお願い	33 大使館等 37 人
2	12月14日	港区の国際化推進施策の取組状況について 講演「港区の新型コロナウイルス対策」	29 大使館等 32 人
3	11月5日	港区の国際化推進施策の取組状況について 講演「港区における新型コロナウイルス流 行・予防・今後の対策」	46 大使館等 59 人
4	11月15日	港区の国際化推進施策の取組状況について	48 大使館等 64 人

(4) 国際友好広場

年度	日程	概要	参加
30 (※)	10月6日	「笑顔でつなぐ世界の輪」をテーマに、各 大使館等による伝統料理や民芸品、観光案 内等のブース出展 会場内にステージを設置し、世界各国の文 化を紹介する各団体によるパフォーマンス やワークショップ	13 大使館等
元	10月12日～13日	台風接近により中止	—
2		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	—
3		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	—
4	10月8日～9日	「笑顔でつなぐ世界の輪」をテーマに、各 大使館等による食品や民芸品の販売、観光 案内等のブース出展	11 大使館

※ 平成 30 年度は強風のため 10 月 7 日を中止

(5) Minato Blossom Festa

年度	日程	概要	参加
4	11月12日～13日	「みなとでつなぐ世界の輪」をテーマに、 各大使館等による伝統料理や民芸品の販 売、観光案内等のブース出展及びステー ジにてダンスや音楽等の披露	16 大使館

新年あいさつ交歓会への大使館等関係者の招待

国際化・文化芸術担当

概要

各国大使、国際交流関係者及び区の関係団体等との交流を図ります。

内容

大使館等関係者への「新年あいさつ交歓会」の招待状の発送、参加状況の把握及び通訳の手配を行います。

事業開始時期

平成8年度

事業の実施状況

国際交流関係出席者数

年度	30	元	2 (※)	3	4
関係者 (人)	30	元	2 (※)	3	4
各国大使、臨時代理大使 (欧州連合大使も含む)	35	20	—	26	26
各国国際交流担当参事官等	10	28	—	20	13
合計	45	48	—	46	39

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

国際力強化推進

国際化・文化芸術担当

概要

区内の国際化に関わる潜在的な力を引き出すとともに、官民双方の取組を推進することによって、区内の国際力をより一層強化し、「成熟した国際都市・港区」の実現を目指します。

内容

港区内に在住・在勤等で、地域社会に軸足を置きつつ国際社会を舞台に世界で活躍してきた経験をお持ちの方々に、グローバルな視点でご意見をいただきます。

根拠法令等

港区国際力強化推進会議設置要綱

事業開始時期

平成 27 年度

事業の実施状況

年度	日程	テーマ	出席委員（人）
30	12月20日	さらなる多文化共生社会の実現を目指すために ～港区国際化推進プランのこれまでの取組と今後の課題～	11
元	7月3日	多文化共生社会における外国人の地域参画と協働について～日本語学習をきっかけとした地域参画と地域をよく知る外国人との協働～	9
	2月13日	港区における多文化共生の社会づくり～地域特性を踏まえて～	10
2	12月9日	①外国人の地域参画と協働に向けた、大使館や企業、ボランティア団体等、様々な主体との連携強化について ②新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について	12

年度	日程	テーマ	出席委員（人）
3	12月7日	今後の活力の創出について～国際都市港区のこれから～	13
4	11月10日	多文化共生社会の実現に向けたSDGsの取組	14

概 要

文化による国際交流と友好関係を促進するため、北京市朝陽区在住の小・中学生及び高齢者の書画作品と、区立小・中学生及び区内の高齢者の書画作品を展示します。

また、外国人が気軽に日本の伝統文化に触れる機会を提供し、日本人と外国人の相互理解及び国際文化交流を推進します。

※港区文化芸術振興基金充当事業

内 容

- (1) 小・中学生書画交流展
- (2) 高齢者書画交流展

事業開始時期

- (1) 昭和 62 年度
- (2) 平成 6 年度

事業の実施状況

- (1) 小・中学生書画交流展及び (2) 高齢者書画交流展

年度	実 施 事 業
30	第 25 回港区・北京市朝陽区高齢者書画交流展 (10 月) 第 32 回港区・北京市朝陽区小・中学生書画交流展 (2 月)
元	第 26 回港区・北京市朝陽区高齢者書画交流展 (10 月) 第 33 回港区・北京市朝陽区小・中学生書画交流展 (2 月)
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
3	港区及び北京市朝陽区の高齢者と区立小・中学生の書道作品及び絵画作品展示 (1 月～2 月) (※)
4	港区・北京市朝陽区文化交流会 (6 月) 港区・北京市朝陽区書画交流展 (2 月～3 月)

※令和 3 年度から小・中学生書画交流展と高齢者書画交流展を同時開催

国際交流スペースの運営

国際化・文化芸術担当

概要

地域社会における外国人との交流と、区民の自主的な地域活動の促進を図るため、国際交流スペースを運営します。

内容

国際交流スペースは、国際交流や地域交流を目的に活動する団体・個人が、情報交換、集会などに利用できます。集会室の利用には、団体登録が必要です。

所在地 北青山一丁目6番3号 都営北青山一丁目アパート3号棟地下1階

集会室

部屋	収容人数	付帯設備	貸出し可能備品 ※要予約
集会室1	約50人	会議用机、椅子、ホワイトボード	プロジェクター、スクリーン
集会室2	約25人	会議用机、椅子、ホワイトボード	テレビ、DVD、ビデオデッキ

根拠法令等

港区国際交流スペース事業実施要綱

港区国際交流スペース集会室利用登録及び貸出し要領

事業開始時期

平成21年6月

事業の実施

年度	30	元	2	3	4
登録団体数	11	11	7	8	11
利用人数(人)	10,318	6,817	2,213	1,584	4,754

一般財団法人港区国際交流協会助成

国際化・文化芸術担当

概 要

一般財団法人港区国際交流協会の運営に要する経費の一部を助成します。

内 容

国際化推進施策における自立した区のパートナーとして区内の国際交流を一層推進するため、多様な国際交流活動を行っている一般財団法人港区国際交流協会の運営経費の一部を助成します。

根拠法令等

一般財団法人港区国際交流協会補助金交付要綱

事業開始時期

平成4年7月1日

事業の実施状況

補助金交付額

年度	交付額（円）
30	11,564,000
元	9,251,000
2	9,251,000
3	9,251,000
4	9,251,000

区内の大使館一覧(国名の五十音順) (令和5年4月1日現在)

1	アイスランド共和国大使館	高輪4-18-26
2	アフガニスタン・イスラム共和国大使館	麻布台2-2-1
3	アメリカ合衆国大使館	赤坂1-10-5
4	アルゼンチン共和国大使館	元麻布2-14-14
5	アルメニア共和国大使館	赤坂1-11-36 Residence Viscountess #230
6	イエメン共和国大使館	西麻布4-12-24 第38興和ビルディング8階807号室
7	イタリア大使館	三田2-5-4
8	イラン・イスラム共和国大使館	南麻布3-13-9
9	ウクライナ大使館	西麻布3-5-31
10	ウズベキスタン共和国大使館	高輪2-1-52
11	ウルグアイ東方共和国大使館	芝大門1-2-1 大門ケイエスビル7階
12	エクアドル共和国大使館	麻布台3-5-7 麻布アメレックスビル8階
13	エチオピア連邦民主共和国大使館	高輪3-4-1 高輪偕成ビル2階
14	エリトリア国大使館	白金台4-7-4 白金台STビル第401号室
15	エルサルバドル共和国大使館	西麻布3-20-5 西麻布清美堂ビル
16	オーストラリア大使館	三田2-1-14
17	オーストリア共和国大使館	元麻布1-1-20
18	オランダ王国大使館	芝公園3-6-3
19	カザフスタン共和国大使館	麻布台1-8-14
20	カタール国大使館	元麻布2-3-28
21	ガーナ共和国大使館	西麻布1-5-21
22	カナダ大使館	赤坂7-3-38
23	カンボジア王国大使館	赤坂8-6-9
24	キプロス共和国大使館	南麻布4-6-28 ヨーロッパハウス4階
25	キューバ共和国大使館	東麻布1-28-4
26	ギリシャ大使館	西麻布3-16-30
27	キルギス共和国大使館	三田1-5-7
28	グアテマラ共和国大使館	東麻布1-10-11 東麻布アベビル4階
29	クウェート国大使館	三田4-13-12
30	コスタリカ共和国大使館	六本木6-2-2 R-WEST
31	コソボ共和国大使館	西新橋3-13-7 VORT虎ノ門サウスビル10階
32	コンゴ民主共和国大使館	南青山2-9-21
33	サウジアラビア王国大使館	六本木1-8-4
34	サモア独立国大使館	麻布台3-5-7 麻布アメレックスビル5F

35	サンマリノ共和国大使館	元麻布3-5-1
36	ジャマイカ大使館	元麻布2-13-1
37	ジョージア大使館	赤坂1-11-36 Residence Viscountess #220
38	シリア・アラブ共和国大使館	赤坂6-19-45 ホーマット・ジェイド
39	シンガポール共和国大使館	六本木5-12-3
40	ジンバブエ共和国大使館	白金台5-9-10
41	スイス大使館	南麻布5-9-12
42	スウェーデン王国大使館	六本木1-10-3-100
43	スペイン王国大使館	六本木1-3-29
44	スリランカ民主社会主義共和国大使館	高輪2-1-54
45	スロバキア共和国大使館	元麻布2-11-33
46	スロベニア共和国大使館	南青山7-14-12
47	セルビア共和国大使館	高輪4-16-12
48	大韓民国大使館	南麻布1-2-5
49	中華人民共和国大使館	元麻布3-4-33
50	チリ共和国大使館	芝3-1-14 芝公園阪神ビル8階
51	ドイツ連邦共和国大使館	南麻布4-5-10
52	トンガ王国大使館	麻布台1-9-10 飯倉ITビル2階
53	ナイジェリア連邦共和国大使館	虎ノ門3-6-1
54	ナミビア共和国大使館	麻布台3-5-7 AMEREXビル
55	ニカラグア共和国大使館	西麻布4-12-24 第38興和ビルディング9階903号室
56	ノルウェー王国大使館	南麻布5-12-2
57	ハイチ共和国大使館	西麻布4-12-24 第38興和ビルディング9階906号室
58	パキスタン・イスラム共和国大使館	南麻布4-6-17
59	パナマ共和国大使館	六本木3-15-5
60	パラオ共和国大使館	東麻布2-21-11
61	バーレーン王国大使館	赤坂1-11-36 レジデンス・バイカンテス710号
62	ハンガリー大使館	三田2-17-14
63	フィジー共和国大使館	麻布台2-3-5 ノア・ビルディング14階
64	フィリピン共和国大使館	六本木5-15-5
65	フィンランド大使館	南麻布3-5-39
66	ブラジル連邦共和国大使館	北青山2-11-12
67	フランス共和国大使館	南麻布4-11-44
68	ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館	南麻布5-3-29 ガーデニアビルディング2階、3階
69	ボツワナ共和国大使館	芝4-5-10 EDGE芝四丁目ビル6階
70	ボリビア多民族国大使館	芝公園3-4-30 32芝公園ビル802,804号室

71	ポルトガル大使館	西麻布 3-6-6
72	ホンジュラス共和国大使館	東麻布 1-10-11 東麻布アベビル 5階
73	マーシャル諸島共和国大使館	西新橋 3-13-7 VORT 虎ノ門 South 3階
74	マダガスカル共和国大使館	元麻布 2-3-23
75	マラウイ共和国大使館	高輪 3-4-1 高輪偕成ビル 5階、7階
76	マルタ共和国大使館	虎ノ門 4-3-20 神谷町MTビル 14階 41~43号室
77	ミクロネシア連邦大使館	赤坂 1-14-2 霊南坂ビルディング 2階
78	モルディブ共和国大使館	麻布台 1-9-10 飯倉ITビル 8階
79	モロッコ王国大使館	南青山 5-4-30
80	ラオス人民民主共和国大使館	西麻布 3-3-22
81	リトアニア共和国大使館	元麻布 3-7-18
82	ルーマニア大使館	西麻布 3-16-19
83	レソト王国大使館	赤坂 7-5-47 U&M赤坂ビル 1丁目 1階、3階
84	レバノン共和国大使館	赤坂 1-11-36 レジデンス・バイカンテス 410号
85	ロシア連邦大使館	麻布台 2-1-1

ウクライナ避難民支援

ウクライナ避難民支援
担当

概 要

ウクライナにおける紛争からの避難を目的として、ウクライナ又は周辺国から日本に入国したウクライナ避難民への支援を行います。

内 容

(1) ウクライナ大使館に対する支援

① 音声翻訳機の貸与

令和4年4月にウクライナ避難民が使用する音声翻訳機を無料で貸与します。

② 支援物資一時保管場所の提供協力(令和5年3月で終了)

区有施設を支援物資の一時保管場所として提供しました。

③ ウクライナ避難民カウンセリングへの協力

カウンセリング会場を提供します。

(2) ウクライナ避難民に対する支援

① ウクライナ避難民相談窓口の設置

日常生活の不便、困りごと等に関する相談対応及び行政サービスに関する情報提供等を行います。

② 在留資格変更手続の支援

東京都行政書士会港支部と連携し、在留資格を「短期滞在」から「特定活動」に変更する手続に関する支援を行います。

③ ウクライナ避難民に対する見舞金の支給

区内に居住実態のあるウクライナ避難民1人当たり10万円を支給します。

④ 大使館や地域のボランティア団体との連携、支援

ウクライナ避難民同士のコミュニティづくり等を支援します。

⑤ 港区コミュニティバスの無料乗車券の支給

無料乗車券を交付します。

根拠法令等

港区ウクライナ避難民に対する見舞金支給要綱

事業の実施状況

(1)① 50台

(2)③ 55人(5,500,000円)

(2)⑤ 51件

ミナコレ (MINATO COLLECTION)

国際化・文化芸術担当

概要

区民が、区内の豊かな文化資源に身近に触れる機会を創出するため、区と区内の美術館及び博物館等が連携し、人々の回遊性を高めるためのスタンプラリー等を実施します。

※ 港区文化芸術振興基金充当事業

事業開始時期

平成 24 年度

事業の実施状況

(1) スタンプラリー

年度	実施期間	ミナコレ 参加館（館）	スタンプラリー 参加館（館）	スタンプラリー 参加者数（人）
30	7月21日～8月31日	29	26	2,056
元	7月20日～8月31日	27	22	1,123
2	—	—	—	—
3	11月21日～12月24日	25	23	2,134
4	12月1日～12月24日	35	33	2,096

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※ 令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症対策として新たにデジタルスタンプを導入し、スタンプラリーを実施しました。

(2) 事業費

年度	30	元	2	3	4
事業費（千円）	2,797	3,142	—	2,776	4,753

概 要

区役所1階ロビー等で、区内で活動しているアーティスト等によるコンサートを定期的
的に開催し、誰もが身近に生演奏を鑑賞する機会を提供します。

また、港区華道茶道連盟と連携し、年に1回程度、ロビーコンサートといけばなの展
示を同時に開催します。

※ 港区文化芸術振興基金充当事業

事業開始時期

平成18年度

事業の実施状況

(1) ロビーコンサート

会場 区役所1階ロビー

年 度	30	元	2	3	4
実 施 回 数 (回)	8	6	-	2	5
延べ鑑賞者数(人)	810	620	-	140	375

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためロビーコンサ
ートを中止し、いけばなの展示のみ実施しました。

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、そのほか自
動演奏機能付きグランドピアノの演奏といけばなの展示も実施しました。

(2) 議場コンサート

会場 区議会5階本会議場

年 度	30	元	2	3	4
実 施 回 数 (回)	1	-	-	-	-
延べ鑑賞者数(人)	100	-	-	-	-

(3) リーブラホールコンサート

会場 リーブラホール

年 度	30	元	2	3	4
実 施 回 数 (回)	1	1	-	1	1
延べ鑑賞者数(人)	210	140	-	114	84

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

概 要

区民がプロのアーティストとともに発表に向けて練習を重ね、文化芸術を創造する楽しさや喜びを体験し、また、その成果を多くの区民が鑑賞することで、文化芸術を身近に感じる機会を提供します。演目は、オペラ、オペレッタ、コンサート、創作ダンス、ゴスペルなどです。

※ 港区文化芸術振興基金充当事業

事業開始時期

平成 21 年度

事業の実施状況

年度	演 目	実 施 概 要	事業費 (千円)
30	Keep on movin' -歌とダンスで贈る、みんながかがやくステージ (ゴスペル・ダンス)	① 本公演 〔実施日〕平成 31 年 2 月 17 日 (日) 〔会場〕サントリーホール ブルーローズ 〔公募出演者数〕234 人 〔練習〕ゴスペル 11 回、ダンス 6 回、 リハーサル 1 回 〔鑑賞者数〕619 人	8,306
元	SING ALONG TOGETHER～みんなの歌と言葉で繋げる 2020～	① 本公演 〔実施日〕令和 2 年 2 月 23 日 (日) ※中止 〔会場〕サントリーホール ブルーローズ 〔公募出演者数〕186 人 〔練習〕10 回 ※ リハーサル及び本公演は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	7,186
2	SING ALONG TOGETHER～みんなの歌で繋げる 2021～	① 本公演 〔実施日〕令和 3 年 2 月 21 日 (日) 〔会場〕サントリーホール ブルーローズ 〔出演者数〕107 人 〔練習〕オンライン練習 3 回、 オンラインリハーサル 1 回 〔鑑賞者数〕無観客 ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため無観客で実施しました。	6,207

※ 令和 3 年 3 月廃止

概要

オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であるとともに、平和と文化の祭典でもあります。これまでの取組を継承、一層強化するとともに、区内の文化芸術及び国際文化交流関係の団体等と連携した取組を強化し、多様な人と文化が共生する港区ならではの文化プログラムを展開します。

※ 港区文化芸術振興基金充当事業

内容

(1) 港区文化プログラム連携事業

① 内容

区内で行われる文化芸術活動及びその主催団体を一定期間指定し、事業に係る経費の一部を負担するとともに、区と団体が連携することにより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に向けた港区ならではの文化プログラムを展開し、区内の文化芸術及び国際文化交流の発展並びに文化芸術を通じた誰もが共生できる地域社会の実現、東京2020大会に向けた気運醸成、さらにはレガシー創出（伝統、人材、知恵、多様性を認め合える価値観等の未来への継承）をめざします。

② 対象

区内に事務所等の活動拠点を置いて活動している非営利団体が、区内で実施する事業で、区民に広く周知され、鑑賞や参加の機会が提供される音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能、地域文化振興（地域特性を生かした文化芸術）、国際文化交流など文化芸術の創造に資する事業

※ 以下の項目に配慮して、港区ならではの文化プログラムを展開

- ア 区民と芸術家がともに主役となることができる。
- イ 地域資源を活用し、地域に根差した取組である。
- ウ 国際性を意識している。
- エ 子ども、高齢者、障害者、外国人等にきめ細かく配慮している。
- オ 区民の文化芸術への関心の向上を図っている。
- カ 地域が抱える課題の解決を図っている。

③ 負担金額

区予算の範囲内かつ区が交付決定した額の範囲内で、「対象経費の3分の2に相当する額」、「負担金上限額（上限400万円）」、「対象経費から総収入を差し引いた金額」のうち、いずれか少ない額

④ 決定方法

港区文化プログラム連携事業審査委員会での審査結果により、評価の高い上位の事業を決定

(2) 六本木アートナイト運営参画事業

六本木のまちを舞台としたアートの祭典「六本木アートナイト」が一層、子ども、高齢者、障害者、外国人等に配慮され、区民に親しまれる内容となるよう、主催者として運営に参画します。

根拠法令等

港区文化プログラム連携事業実施要綱

※(1) 港区文化プログラム連携事業のみ

事業開始時期

平成 28 年度

事業の実施状況

(1) 港区文化プログラム連携事業

内訳 年度	指定件数 (件)	負担金額 (円)
30	8	27,838,000
元	8	27,117,000
2	7	27,627,000

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 3 年度まで一部実施期間を延長しました。

※ 本事業は、令和 3 年度の東京 2020 大会開催をもって終了しました。

(2) 六本木アートナイト運営参画事業

内訳 年度	負担金額 (円)
30	19,994,544
元	23,000,000
2	14,000,000
3	9,631,219 ※準備に要した経費
4	23,512,042

※ 令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※ 令和 4 年度から、「六本木アートナイト運営参画事業」のみ実施しています。

概 要

区内の文化芸術活動団体や文化芸術施設、企業、国際交流団体、大学、観光振興団体など、文化芸術に関わる多様な主体をメンバーとして、定期的に会議を開催します。

会議では、ジャンルを超えた主体間の連携の促進や、文化芸術活動の情報共有等に取り組めます。

※ 港区文化芸術振興基金充当事業

内 容

会議の開催（年2回程度）

事業開始時期

平成25年度

事業の実施状況

年度	実施日	テーマ	出席団体数 (団体)
30	第1回 10月23日(火)	「区内文化芸術団体のネットワーク活性化に向けて」、「パネルディスカッション」、「区からの報告事項」	40
	第2回 2月5日(火)	「伝統芸能と新しい文化・地域の交流について」、「公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団の紹介」、「参加団体の活動紹介」	36
元	第1回 8月22日(木)	「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた区の取組について」、「パネルディスカッション（2020年に向けた取組とレガシーを見据えて）」	55
	第2回 2月3日(月)	「パネリスト活動紹介」、「パネルディスカッション（文化芸術をとおした共生社会に向けて）」	55
2	第1回 10月27日(火)	「アフター・コロナの文化政策」、「文化芸術活動・施設の感染症対策」	53

年度	実施日	テーマ	出席団体数 (団体)
3	第1回 7月9日(金)	「港区文化芸術振興プラン概要説明」、「基調講演、パネルディスカッション(アフターコロナを見据えた文化芸術施策について)」	39
	第2回 2月21日(月)	「文化芸術を通じた地域のコラボレーションの可能性について」、「ワークショップ」	22

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度第2回会議は、文化芸術活動における新型コロナウイルス感染症対策に係る相談を実施しました。

※ 令和4年度から公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団事業として実施しています。

概 要

区内で行われる文化芸術活動及び文化芸術活動を行う団体を育成するため、経費の一部を助成するとともに、専門家（調査員）のアドバイスにより支援します。

※ 港区文化芸術振興基金充当事業

事業の対象

区内に事務所等の活動拠点を置いて活動している非営利団体で、事業の企画・運営手法等において育成が必要と区が判断する団体が、区内で行う事業で、区民に広く周知され、鑑賞や参加の機会が提供される音楽・演劇・舞踊・美術・映像・伝統芸能・地域文化振興（地域特性を生かした文化芸術）・国際文化交流など文化芸術の創造に資する事業

(1) 助成金額

区の予算の範囲内で、「対象経費の5分の4に相当する額」、「助成金上限額」、「助成対象経費から総収入を差し引いた金額」のうち、いずれか少ない額かつ区が助成決定した額の範囲内

(2) 選考方法

助成金上限額（万円）	助成の決定方法
200	港区文化芸術活動サポート事業審査委員会で審査し、上位の事業から決定する。
50	※助成金上限額 50 万円は、事業の企画・運営手法等において、特に、育成の必要性が高く、今後の将来性が期待されると思われる団体への助成を優先

根拠法令等

港区文化芸術活動サポート事業実施要綱

事業開始時期

平成 19 年度

事業の実施状況

年 度	30	元	2
助成件数（件）	21	19	10
助成金額（千円）	19,503	16,685	9,262

※ 令和 3 年度から公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団事業として実施しています。

概 要

多くの区民や団体が参加し、区民が地域の中で身近に文化芸術に触れる機会を提供するなど、区の施策のパートナーとして活躍する港区音楽連盟及び港区華道茶道連盟が実施する事業の一部を支援し、区内の文化芸術活動を推進します。

※ 港区文化芸術振興基金充当事業

事業の実施状況

(1) 港区音楽連盟

年度	内 容	実 施 日	場 所
30	第33回港区ジョイントコンサート	7月1日(日)	メルパルクホール
	第14回秋の小さな音楽会	9月30日(日)	高輪区民センター
元	第34回港区ジョイントコンサート	6月30日(日)	メルパルクホール
	第15回秋の小さな音楽会	9月22日(日)	高輪区民センター
2	—	—	—
3	—	—	—
4	第35回港区ジョイントコンサート	7月3日(日)	メルパルクホール
	第16回秋の小さな音楽会	9月4日(日)	高輪区民センター

※ 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

(2) 港区華道茶道連盟

年度	内 容	実 施 日	場 所
30	港区華道茶道連盟創立70周年記念 いけばな展	7月1日(日)	東京プリンスホテル
	港区華道茶道連盟創立70周年記念 茶会	5月13日(日)	青山善光寺茶室
	港区華道茶道連盟創立70周年記念 行事	7月1日(日)	東京プリンスホテル
元	いけばな展	5月11日(土)、12日(日)	青山善光寺会館
	茶会	5月12日(日)	青山善光寺茶室
2	—	—	—
3	—	—	—

年度	内 容	実 施 日	場 所
4	いけばな展	11月12日(土)、13日(日)	青山善光寺会館
	茶会	5月22日(日)	青山善光寺茶室
	講演会	6月19日(日)	高輪区民センター

※ 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

概 要

令和9年度開館に向け、区の文化芸術の中核拠点となる港区立みなと芸術センターを、浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業の中で整備します。

内 容

平成26年度に、区民参画の意見を反映した「(仮称)文化芸術ホール整備の考え方」において「文化芸術振興の中核拠点施設」「高い専門性とホスピタリティを備え、育み自らも育つ施設」「人々に愛され、区民が誇りを持てる施設」の3つの基本理念を定め、令和2年度に、重点的な取組を定めました。

これらを踏まえて、令和4年度には、施設の機能や人的体制の基本的な方向性をまとめた管理運営計画を策定し、また、港区立みなと芸術センター条例を制定しました。

根拠法令等

港区立みなと芸術センター条例

事業開始時期

平成19年度

※ 当初計画では田町駅東口北地区公共公益施設における整備が予定されていましたが、平成23年に発生した東日本大震災を踏まえた見直しにより、当初計画どおりの整備を一旦中止しました。その後、平成26年度、浜松町二丁目第二用地に(仮称)文化芸術ホールを整備することを決定しました。

事業の実施状況

年度	内 容
30	・(仮称)文化芸術ホールの管理運営及び実施設計内容等を検討
元	・(仮称)文化芸術ホールの管理運営及び実施設計内容等を検討 ・浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業における権利変換計画への同意 ・浜松町二丁目地区市街地再開発組合の保留床の譲渡に関する覚書の締結
2	・(仮称)文化芸術ホールの管理運営及び実施設計内容等を検討 ・浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業における新築工事請負契約への同意 ・文化芸術ホール参与を設置 ・(仮称)文化芸術ホールの重点的な取組及び組織機能イメージを決定 ・(仮称)文化芸術ホールの指定管理者制度導入を決定
3	・(仮称)文化芸術ホールの管理運営及び実施設計内容等を検討 ・(仮称)文化芸術ホールの検討体制の変更を決定 ・港区公共施設等整備検討委員会の下に「文化芸術ホール整備検討部会」設置 ・(仮称)文化芸術ホール整備に関するサウンディング型市場調査の実施

年度	内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)文化芸術ホールの実施設計内容等を検討 ・(仮称)文化芸術ホール管理運営計画策定 ・(仮称)文化芸術ホール整備に向けた気運醸成事業 シンポジウム・ワークショップ「共生社会と創造性をめぐって」を開催 ・(仮称)文化芸術ホール整備に係る市場構造把握調査の実施 ・港区立みなと芸術センター条例制定

*港区立みなと芸術センター条例が制定されたことに伴い、令和5年3月15日から「(仮称)文化芸術ホール」を「港区立みなと芸術センター」へ名称変更しています。

概 要

社会経済情勢や財政状況の動向にかかわらず、文化芸術振興施策を安定的に推進していくため、平成 19 年度に港区文化芸術振興基金を設置しました。

内 容（基金の仕組み）

- （1）区が平成 19 年度一般会計予算から 20 億円を拠出し、基金を設置。
- （2）区民や文化芸術活動団体、企業等からの寄付金を基金に積み立てる。
- （3）積み立てた資金は、区の文化芸術振興のための事業に活用。

根拠法令等

港区文化芸術振興基金条例

港区文化芸術振興基金への寄付金の受領及び基金管理に伴う事務処理要領

事業開始時期

平成 19 年度

事業の実施状況

（1）年度末残高

年度	残 高（円）
30	977,793,420
元	859,104,372
2	776,736,149
3	698,408,522
4	635,349,145

※ 令和 2、4 年度末の残高には、港区版ふるさと納税制度の寄付金を含みます。

（2）寄付の状況

年度	件数（件）	寄 付 額（円）
30	0	0
元	0	0
2	10	1,240,000
3	1	20,000
4	1	30,000

※ 令和 2、4 年度には、港区版ふるさと納税制度による寄付も含みます。

概 要

「港区文化芸術振興プラン」は、区の文化芸術振興がめざす方向性を明らかにするとともに、施策の取組内容を示し、その全体像を整理したものであり、文化芸術振興施策を効果的・効率的に推進するための指針となるものです。

区では、文化芸術を通じた交流や相互理解が進み、それにより多様性を認め合う価値観を醸成し、人々の行動の変化を促すことをめざし、令和3年3月に、「港区文化芸術振興プラン 令和3年度～令和8年度（2021年度～2026年度）」を策定しました。

内 容

(1) 港区のめざす姿（将来像）

多様な人と文化が共生し 文化芸術を通じて皆の幸せをめざす 世界に開かれた「文化の港」

(2) 施策の体系

施策1 誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる機会の充実

1-1 誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境の整備

1-2 国際都市・港区ならではの文化芸術振興施策の推進

1-3 多様な文化資源を生かした港区ならではの取組の推進

施策2 多様な主体間の協働による文化芸術振興

2-1 文化芸術を通じた多様な主体間の交流・連携の促進

2-2 文化芸術振興に取り組む多様な主体への支援と連携

2-3 危機を乗り越え持続可能な文化芸術活動の推進

施策3 文化芸術振興施策の推進に向けた基盤整備

3-1 文化芸術振興の中核拠点となる（仮称）文化芸術ホールの整備

3-2 文化芸術を通じた多様性を認め合う区民意識の醸成

事業開始時期

平成24年度

事業の実施状況

(1) 平成24年度 港区文化芸術振興プラン（平成25(2013)年度～平成29(2017)年度）策定

(2) 平成25年度 普及啓発パンフレット「文化芸術のちから」発行

(3) 平成28年度 港区文化芸術実態調査実施

(4) 平成29年度 港区文化芸術振興プラン（平成30(2018)年度～平成35(2023)年度）策定

(5) 令和元年度 港区文化芸術実態調査実施

(6) 令和2年度 港区文化芸術振興プラン（令和3(2021)年度～令和8(2026)年度）策定

(7) 令和4年度 港区文化芸術実態調査実施

概 要

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい芸術鑑賞様式に対応した文化芸術活動を促進するため、区内の団体に対する助成を行うことにより、当該団体の文化芸術活動の発表の機会を維持するとともに、区民が安全に安心して文化芸術を鑑賞する機会を提供します。

※ 港区文化芸術振興基金充当事業

内 容

(1) 対 象

区内に事務所等の活動拠点を置き、平成30年4月1日以降、区内で文化芸術活動実績があり、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降、文化芸術事業が中止または延期となった団体（大企業は除く）が令和3年4月1日から令和4年3月20日に、区内またはオンラインで実施した、区民に広く鑑賞・参加の機会が提供される文化芸術事業

(2) 助成金額

助成対象経費のうち実際に支出した額を、30万円を上限に助成

(3) 決定方法

募集要項に記載する申請の要件について、要件適合の有無を審査確認した後、申請内容について審査し決定

根拠法令等

港区文化芸術活動継続支援事業実施要綱

事業開始時期

令和3年4月

事業の実施状況

年 度	3
助成件数（件）	70
助成金額（円）	20,510,009

※ 令和3年度のみ事業として実施

產 業 振 興 課

概要

区内中小企業の振興発展に貢献するため、区長の付属機関として設置しました。

内容

区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議して答申します。

(1) 中小企業の基本施策に関すること。

(2) その他区長が特に必要と認める事項

組織 19名以内（学識経験者7名以内、区議会議員4名以内、産業団体代表者4名以内、関係行政機関の職員4名以内）

根拠法令等

港区中小企業振興審議会条例

港区中小企業振興審議会条例施行規則

事業の実施状況

(1) 平成30年度 審議事項なし

(2) 令和元年度 審議事項なし

(3) 令和2年度 区長諮問「第4次港区産業振興プラン策定に係る基本的な方向性と盛り込むべき内容について」審議5回 令和3年2月15日答申

(4) 令和3年度 審議事項なし

(5) 令和4年度 審議事項なし

過去の実施状況

平成26年度「港区の地域特性を踏まえた産業の発展の方向性とそれを実現するための新たな産業振興施策はいかにあるべきか」について（平成25年度から継続）（審議）

平成29年度「第3次港区産業振興プランの後期計画に盛り込むべき内容」について（審議）

令和2年度「第4次港区産業振興プラン策定に係る基本的な方向性と盛り込むべき内容」について（審議）

年度	事業費（円）
30	0
元	0
2	1,260,608
3	0
4	0

概 要

これからの港区のあるべき姿と、その実現に向けた施策を反映するとともに、社会経済情勢の変化を的確に把握し、区内中小企業の発展、地域経済のより一層の活性化と区民生活のより豊かな生活を実現することを目的として策定します。

内 容

- (1) 平成 29 年度
「第 3 次港区産業振興プラン[後期計画]」策定
計画期間 平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 3 年間
- (2) 令和元年度
「第 4 次港区産業振興プラン」策定に当たって、基礎調査を行いました。
- (3) 令和 2 年度
「第 4 次港区産業振興プラン」策定
計画期間 令和 3 (2021) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 6 年間
- (4) 令和 4 年度
「第 4 次港区産業振興プラン[後期計画]」策定に当たって、基礎調査を行いました。

事業開始時期

平成 16 年度

事業の実施状況

年度	事業費 (円)
30	—
元	4,850,398
2	8,076,777
3	—
4	5,300,803

産業振興センター等整備

産業振興課

概 要

田町駅西口の第一京浜国道札の辻交差点に隣接する「芝五丁目用地」に、新たな産業振興拠点として「港区立産業振興センター」を設置します。

「港区立産業振興センター」は、老朽化のため移設する「港区立三田図書館」との複合施設として整備を推進します。

計画の概要

- (1) 所在(地番) 港区芝五丁目 606 番 1、606 番 5
- (2) 住 所 港区芝五丁目 36 番 4 号
- (3) 敷地面積 2,291.85 m² (実測)
- (4) 用途地域 商業地域 (容積率 700% 建ぺい率 80%)
- (5) 延床面積 18,333.57 m² (計画通知)

内 容

平成 30 年 11 月に芝五丁目複合施設整備工事を現地にて着工し、令和 3 年 11 月竣工、令和 4 年 4 月に開設しました。

事業経費

年度	事業費 (円)
30	839,298,960
元	805,740,900
2	1,161,307,200
3	9,102,498,840

※ 事業費は、芝五丁目複合施設整備に要した経費の総額を計上しています。

※ 当事業は、施設の竣工・開設に伴い、令和4年3月をもって廃止しました。

概 要

中小企業の支援をはじめ、企業と人と地域をつなげ、区内産業の振興及び地域の活性化を図ります。

内 容

(1) 産業振興センター（指定管理者制度導入施設）について

- ① 指定管理者 みなと・キャンパス・リロ グループ
- ② 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- ③ 設 置 日 令和4年4月1日
- ④ 所 在 地 港区芝五丁目36番4号
- ⑤ 電 話 6435-0601
- ⑥ 敷地面積 2291.85m²
- ⑦ 延床面積 3927.58m²
- ⑧ 開館時間 午前9時～午後9時30分（日曜日は午後5時まで）
- ⑨ 休 館 日 1月1日及び12月31日
- ⑩ 対 象
 - ア ホール、研修室、会議室及びワークルームの利用
 - （ア）中小企業者及びその者を主な構成員とする団体
 - （イ）中小企業者の従業員を主な構成員とする団体
 - イ 勤労者交流室の利用
 - 中小企業者の経営者、事業主又は従業員
 - ウ コワーキングスペース及びビジネスサポートファクトリーの利用
 - 個人及び法人その他団体
 - エ その他、区長が適当と認めるもの

⑪ 利用の申請

施 設	区内団体	区外団体
ホール	利用日の属する月の12か月前の1日から利用日まで	利用日の6か月前の1日から利用日まで
研修室・会議室・ワークルーム	利用日の属する月の3か月前の1日から利用日まで	利用日の1か月前の1日から利用日まで

※ コワーキングスペース及びビジネスサポートファクトリーの定期利用は個人会員及び法人会員共に利用日の属する月の2か月前の1日から利用日まで

(2) 会議室について

①団体利用の場合

(令和5年4月1日現在)

階	室名		面積 (㎡)	定員 (人)	区分及び金額(円)		
					午前	午後	夜間
11	ホール	大	216	280	6,300	8,500	8,500
		小	143	120	3,700	4,900	4,900
	ロビー	1	140	50	3,100	4,100	4,100
		2	55	20	1,200	1,600	1,600
	控室	1	14	8	300	400	400
		2	16	8	400	500	500
		3	8	4	200	200	200
配膳室	—	13	—	300	400	400	
10	研修室	1	120	90	3,500	4,600	4,600
		2	80	70	2,300	3,000	3,000
	会議室	1	46	30	1,300	1,800	1,800
		2	44	30	1,200	1,600	1,600
		3	25	18	800	1,100	1,100
		4	25	18	800	1,100	1,100
	ワークルーム	1	36	24	1,400	1,900	1,900
		2	38	20	1,200	1,600	1,600

※ 区外団体及び営利を目的としての利用に係る料金は、それぞれの利用に係る料金の倍額

②会員利用の場合

ア コワーキングスペース

区分		単位	金額(円/人)
個人会員	時間利用	1時間	450
	一日利用	1日	1,800
	定期利用	1か月	18,000
法人会員	定期利用(登記なし)	1か月	18,000
	定期利用(登記あり)	1か月	23,400

イ ビジネスサポートファクトリー付帯設備及び金額

付帯設備	使用単位	金額(円)
フルカラーUVインクジェット方式3Dプリンター	1式1回	1,500
UVインクジェットプリンター	1式1回	300
フラットベッドUVインクジェットプリンター	1式1回	300
昇華転写用インクジェットプリンター	1式1回	100
デュアルヘッド3Dプリンター	1式1回	100
3D設計用システム	1式1回	300

ハンディ型3Dスキャナー	1式1回	400
レーザー加工機	1式1回	500
アパレル3D着装シミュレーションシステム	1式1回	300
XRゴーグル	1式1回	600
機械学習用ワークステーション	1式1回	100

※ 使用単位について1回とは、1時間当たりをいう。

③個人利用の場合は、10階勤労者交流室無料

(3) 管理運営委託費

令和4年度指定管理料 349,063,954円
 利用料金 60,867,570円

※ 利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制採用施設

(4) 利用登録について

登録の種類	必要な書類	要件
区内中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録申請書 ・履歴事項全部証明書等 ・確定申告書の写し又は特別区民税・都民税事業所課税納税証明書 	区内に事務所、事業所又は住所を有する中小企業者であること。
区内中小企業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録申請書 ・規約又は会則 ・会員名簿 ・事業計画書又は活動計画書 ・団体の所在地及び代表者の連絡先を確認できるもの等 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員の7割以上が区内に事務所、事業所又は住所を有する中小企業者であること。 ・10者以上で構成されていること。
区内中小企業勤労者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録申請書 ・規約又は会則 ・会員名簿 ・事業計画書又は活動計画書 ・団体の所在地及び代表者の連絡先を確認できるもの等 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員の7割以上が区内の事務所若しくは事業所に勤務する中小企業者の従業員又は区内に住所を有する者であって、中小企業者の従業員であること。 ・10人以上で構成されていること。 ・団体の所在地および代表者の連絡先が区内にあること。
区外中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録申請書 ・履歴事項全部証明書等 ・確定申告書の写し又は特別区民税・都民税事業所課税納税証明書 	区外に事務所、事業所又は住所を有する中小企業者であること。

区外中小企業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録申請書 ・規約又は会則 ・会員名簿 ・事業計画書又は活動計画書 ・団体の所在地及び代表者の連絡先を確認できるもの等 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員の7割以上が中小企業者であり、区内中小企業団体以外の団体であること。 ・10者以上で構成されていること。 ・団体の所在地および代表者の連絡先があること。
区外中小企業勤労者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・団体登録申請書 ・規約又は会則 ・会員名簿 ・事業計画書又は活動計画書 ・団体の所在地及び代表者の連絡先を確認できるもの等 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の構成員の7割以上が中小企業者の従業員であり、区内中小企業勤労団体以外の団体であること。 ・10人以上で構成されていること。 ・団体の所在地および代表者の連絡先があること。
中小企業勤労者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人登録申請書 ・要件を満たすことを証明できる書類等 	中小企業者の経営者、事業主又は従業員であること。
個人会員	<ul style="list-style-type: none"> ・会員登録申請書 ・要件を満たすことを証明できる書類等 	日本国内に住所を有する個人であること。
法人会員	<ul style="list-style-type: none"> ・会員登録申請書 ・履歴事項全部証明書 ・特別区民税・都民税事業所課税納税証明書 ・その他団体にあつては、要件を満たすことを証明する書類等 	日本国内に事務所、事業所又は住所を有する法人又はその他団体であること。

根拠法令等

港区立産業振興センター条例
 港区立産業振興センター条例施行規則
 港区立産業振興センター運営要綱
 港区立産業振興センター利用登録要綱

事業開始時期

令和4年度

事業の実施状況

(1) 会員登録実績

年 度	個人会員（人）		法人会員（事業者数）	
	ドロップ会員	定期利用	定期利用 （登記なし）	定期利用 （登記あり）
4	1,262	10	9	68

(2) 貸施設の利用状況

年度	階	室 名		稼働率（％）		
				午 前	午 後	夜 間
4	11	ホール	大	36.9	47.9	29.5
			小	36.1	49.9	33.7
		ロビー	1	17.1	19.0	13.8
			2	7.2	8.3	8.0
		控室	1	16.5	18.7	11.5
			2	17.4	19.8	17.6
			3	9.6	10.5	7.7
	配膳室	—	6.3	8.0	8.3	
	10	研修室	1	42.4	62.5	39.1
			2	43.5	67.2	39.4
		会議室	1	38.6	62.5	30.4
			2	39.4	64.7	31.7
			3	38.0	55.4	33.7
			4	39.1	56.7	31.4
		ワークルーム	1	13.8	35.0	20.2
			2	14.3	11.0	5.1

(3) ビジネスサポートファクトリー付帯設備の利用状況

年度	付 帯 設 備	稼働率 (%)
4	フルカラーUVインクジェット方式3Dプリンター	1.9
	UVインクジェットプリンター	4.9
	フラットベッドUVインクジェットプリンター	13.8
	昇華転写用インクジェットプリンター	2.6
	デュアルヘッド3Dプリンター	10.4
	3D設計用システム	0.5
	ハンディ型3Dスキャナー	5.5
	レーザー加工機	23.5
	アパレル3D着装シミュレーションシステム	0.5
	XRゴーグル	0.4
機械学習用ワークステーション	-	

※ 機械学習用ワークステーションについては、令和4年度末に導入したため、稼働の実績はありません。

概 要

港区立産業振興センター（産業振興課を含む）、港区立三田図書館（図書文化財課を含む）、港区立札の辻スクエア駐車場及び民間連携床からなる複合施設「札の辻スクエア」の適切な維持管理により、利用者の安全を確保し、安心して利用できる環境づくりに取り組みます。

本施設は、建物規模が大きく、また、民間企業等多様な施設が入居する特性を持つことから、建物維持管理をはじめとする業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合管理業務委託による管理運営を行っています。

内 容

（1）施設概要

- ① 所在地 港区芝五丁目 36 番 4 号
- ② 用途地域 商業地域
- ③ 入居施設 港区立産業振興センター、港区立三田図書館、港区立札の辻スクエア駐車場、民間連携床、産業振興課、図書文化財課、他
- ④ 敷地面積 2,291.85 m²
- ⑤ 延床面積 18,333.57 m²
- ⑥ 構造 鉄筋コンクリート造（RC 造）、一部鉄骨構造（制振構造）
- ⑦ 階 数 地下 1 階、地上 12 階、塔屋 2 階（建築基準法上の扱い）
- ⑧ 駐車場 一般公共の用に供する路外駐車場機械式駐車場 52 台ほか、荷捌き場 3 台
- ⑨ 駐輪場 機械式 364 台、平置き式 22 台、原付置場 7 台、自転車シェアリング用ポート 10 台

（2）管理運営の基本方針

- ① 誰もが安全で安心して利用できる施設
- ② 災害等に対応できる施設
- ③ 誰でも快適に利用できる施設
- ④ 環境に配慮した施設

（3）総合管理について

- ① 統括管理業務
業務統括及び連絡・調整、実施体制の確立、各業務への指示・指導・教育、計画立案管理、記録・届出等
- ② 設備管理業務
電気、空調、衛生、消防、その他設備等の日常管理、定期保守、緊急対応、修繕等
- ③ 案内・保安警備業務

- 来庁者への総合案内、各施設及び複合施設全体の保安・警備、緊急時対応等
- ④ 清掃業務
日常清掃、定期清掃、植栽管理等
- ⑤ 駐車場・駐輪場管理、交通誘導業務
駐車場・駐輪場の管理運営、交通誘導、料金管理等

(4) 駐車場について

- ① 利用時間
午前8時から午後10時まで(日曜日は午前8時30分から午後5時30分まで)
※ 令和5年5月14日以降、全日午前8時から午後10時までに変更しました。
- ② 使用料
300円/30分以内
入出庫時間外の利用は24時間以内につき1,000円
- ③ 減免
港区札の辻スクエア駐車場条例第9条及び港区立札の辻スクエア駐車場条例
施行規則第7条に基づく
- ④ 利用できる自動車

区分	利用できる自動車
機械式(一)	全長5.3m以下、全幅1.9m以下、全高1.55m以下及び重量2.3t以下である普通自動車
機械式(二)	全長5.3m以下、全幅1.9m以下、全高2.05m以下及び重量2.3t以下である普通自動車

(5) 駐輪場について

- ① 利用時間
午前8時から午後10時まで(日曜日は午前8時30分から午後5時30分まで)
※ 令和5年5月14日以降、全日午前8時から午後10時までに変更しました。
- ② 使用料 無料
- ③ 機械式駐輪場を利用できる自転車

部位	サイズ
前輪から後輪車軸まで	1100 mm以上 1520 mm以内
全長	1400 mm以上 1900 mm以内
全幅	650 mm以内
全高	1250 mm以内 (チャイルドシート装着車は1400 mm以内)
重量	35 kg以内 (チャイルドシート装着車は40 kg以内)
後ろカゴ高さ	1100 mm以内 (チャイルドシート装着車は1400 mm以内)
前カゴ幅	普通 (500 mm以内) 大型 (650 mm以内)
後ろカゴ幅	普通 (500 mm以内) 大型 (550 mm以内)
タイヤサイズ	18 インチ以上 28 インチ以内
タイヤ幅	20 mm以上 55 mm以内 (ブロックタイヤは50 mm以内)

変速機等の高さ	80 mm以上
前カゴからスタンドまで	1650mm 以内
ハンドルからスタンドまで	950mm 以内

(6) 管理運営委託費

令和4年度 284,011,200 円

根拠法令等

港区立札の辻スクエア駐車場条例

港区立札の辻スクエア駐車場条例施行規則

港区立札の辻スクエア駐車場運営要綱

事業開始時期

令和4年4月

概要

区内中小企業で構成する団体を支援することで団体の組織を強化し、区内産業の活性化を図ります。

内容

昭和40年に結成された港区産業団体連合会（旧 港区工業団体連合会）が実施する、次の事業を支援することで、産業団体連合会と加盟企業の発展を促進します。

- (1) 広報活動及び事務局、会員企業とのネットワークの構築
- (2) 事務局体制の強化
- (3) 視察事業
- (4) 講習会開催
- (5) 加盟団体支援事業

根拠法令等

港区産業団体連合会支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

平成17年度

事業の実施状況

年度	事業費（円）
30	2,271,440
元	2,259,200
2	1,183,000
3	1,180,000
4	2,036,600

概 要

区の公式ホームページとは別に産業分野に特化したホームページを開設し、中小企業、産業関係情報の発信及び区内中小企業等とのコミュニケーションの向上を図ります。

※ 産業振興課ホームページ「MINATOあらかると」は令和4年3月で廃止しています。

内 容

産業振興センターのホームページに以下の内容を掲載し、中小企業等に情報提供を行っています。

- (1) 施設紹介、イベント情報
- (2) 港区の支援施策、支援制度に関する情報
(中小企業、創業者、ワーク・ライフ・バランス、福利厚生等の支援情報、区内商店街向けの情報提供、港区の工業)
- (3) 港区のお役立ち情報
(注目情報や新着情報、中小企業応援情報誌の配信、中小企業向け情報メールマガジンの配信登録・解除)

事業開始時期

平成13年度

事業の実施状況

年度	事業費(円)
30	12,486,056
元	9,151,257
2	7,961,800
3	8,522,800
4	5,541,364

※ 観光情報は、平成30年度に一般社団法人港区観光協会のホームページへ移転しました。

※ 令和3年度までの事業費には、「中小企業ガイド作成事業」に要する経費を含みます。

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。ただし、令和4年度のみ産業振興課ホームページ廃止に伴う費用が含まれます。

概 要

区内中小企業が経営環境の変化に対応できるよう、適切な経営情報を提供するため、メールマガジンを作成・配信します。

また、令和3年度から助成金自動診断サイト「Jシステム」の機能に港区独自の設定を付加しました。港区版のサイトを開設し、区内中小企業へ情報提供しています。

内 容

(1) メールマガジンの作成・配信

対 象 区内中小企業経営者等

発行頻度 月2回

事業関連、資金関連、雇用・就業関連、環境関連、IT関連、新製品・新技術、国際化等に関する中小企業向け経営情報やイベント情報を提供しています。

(2) 助成金自動診断サイト「Jシステム」の開設

アンケートに回答することにより、中小企業が個々の実情に即した助成金の内容や受け取れる金額等の情報を自動で案内できる助成金自動診断サイトを開設し、区内中小企業へ情報提供しています。

事業開始時期

(1) メールマガジンの作成・配信

平成15年度（メールマガジンの配信は平成16年7月から開始）

(2) 助成金自動診断サイト「Jシステム」の開設

令和3年度（令和4年2月から開始）

事業の実施状況

(1) メールマガジンの作成・配信

年度	事業費(円)
30	1,036,800
元	1,007,160
2	1,056,000
3	1,056,000
4	0

(2) 助成金自動診断サイト「Jシステム」

年度	事業費(円)
3	660,000
4	660,000

※ メールマガジンの作成・配信については、令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の施設管理経費に計上しています。

産業情報の提供
(1) 中小企業応援情報誌等の発行

産業振興課

概 要

区内中小企業者及び商店経営者等への情報提供と相互の交流を図るとともに、区民に区内商工業に関する情報を提供します。なお、令和2年度から紙面での発行を終了し、産業振興課ホームページ「MINATOあらかると」(令和4年3月で廃止)にて配信しました。

令和4年度からは産業振興センターのイベント情報や最新情報、利用者のインタビュー記事をまとめた「センター情報誌」を発行するとともに、産業振興センターのホームページに掲載しています。

内 容

- (1) 対 象 区内中小企業経営者等
- (2) 発行回数 年2回

事業開始時期

昭和60年度

事業の実施状況

年度	発行回数(回)	事業費(円)
30	4	2,203,200
元	4	2,136,400
2	2	565,400
3	2	528,000
4	2	710,204

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。

産業情報の提供
(2) 図書及び視聴覚教材の提供

産業振興課

概要

経営情報及び研修材料の提供により、経営者並びに従業員の資質向上を図ります。
令和3年度までは商工会館で行っていましたが、令和4年度からは、産業振興センター内のコワーキングスペース、ビジネスサポートファクトリーの会員を対象に区内事業者の経営に役立つ多種多様な図書を提供しています。

内容

- (1) 対象 コワーキングスペース・ビジネスサポートファクトリー会員
(2) 使用料 無料
(3) 閲覧場所 産業振興センター

事業開始時期

昭和58年度

事業の実施状況

年度	資料	保有数(冊・巻)	貸出件数(冊・巻)
30	図書	288	204
	DVD	72	16
元	図書	310	211
	DVD	68	27
2	図書	365	200
	DVD	72	7
3	図書	272	114
	DVD	72	6
4	図書	930	-
	DVD	-	-

※ 令和3年度でDVDの貸出は廃止しています。

※ 令和4年度から産業振興センター指定管理業務に移行後は、図書の貸出は行わず、閲覧のみとしています。

概 要

優れたノウハウを有する区内中小企業の情報産業振興センターのホームページで情報提供し、中小企業のブランディング・マーケティングを支援します。

事業開始時期

平成 12 年度 (CD-ROM 版)

関係発行物

中小企業ガイド (CD-ROM 版) (平成 13 年 1 月発行)

事業の実施状況

年度	登録 (掲載) 事業所数 (件)	事業費 (円)
30	1,575	-
元	1,595	-
2	1,602	-
3	1,609	-
4	30	1,485,000

※ 本事業は令和 4 年度から産業振興センター指定管理業務に移行し、企業情報を掲載する従来の形式から、企業 1 社ごとにインタビューを行い、優れたノウハウを有する企業の紹介を行う形式に変更したため、令和 4 年度からの実績は登録事業所数ではなく、掲載事業所数としています。

概 要

港区内で創業を希望する者に対して、ビジネスをスタートするのに必要な創業計画の作成を支援します。

内 容

創業計画作成に必要な一般的な知識を習得するためのセミナーを開催します。また、港区内で創業を希望する者又は創業して1年未満の者を対象に専門のアドバイザーを3回まで派遣し、創業計画作成のための支援を行います。

事業開始時期

平成17年度

事業の実施状況

(1) 利用状況

年度	創業アドバイザー派遣	
	対 象 (社)	派遣回数 (回)
30	114	延 283
元	105	延 267
2	83	延 207
3	74	延 186
4	89	延 239

年度	創業セミナー		主婦・主夫向け創業 セミナー		創業勉強会	
	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)	開催回数 (回)	参加人数 (人)
30	2回×3日間	延 146	-	-	2	延 34
元	2回×3日間	延 137	-	-	1	21
2	2回×3日間	延 172	-	-	1	23
3	2回×3日間	延 152	-	-	2	延 25
4	3回×3日間	延 220	1回×5日間	延 124	2	延 32

(2) 創業支援パンフレット作成

年度	発行部数(部)
30	4,000
元	4,000
2	0
3	1,000
4	2,000

※ 令和3年度分(令和2年度発行)はPDFにて配布

(3) 事業費

年度	事業費(円)
30	11,442,492
元	11,426,900
2	8,981,830
3	7,773,260
4	12,009,354

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。

新規開業賃料補助事業

産業振興課

概要

創業当初の不安定期に事務所・店舗の賃料を補助することにより、事業が軌道に乗るよう支援を行います。

内容

港区内で新規に開業する際に、事務所・店舗の賃料の一部補助

- ・対象事業者：①区内で創業して2年未満の中小企業者
②区内で創業して5年未満の生鮮三品販売店舗
- ・補助率等：①月額5万円を限度に、賃料の1/3
②月額10万円を限度に、賃料の2/3（生鮮三品販売店舗）

根拠法令等

港区新規開業賃料補助金交付要綱

事業開始時期

平成17年度

事業の実施状況

年度	新規件数（件）	累計件数（件）	事業費（円）
30	53	102	27,519,000
元	48	99	26,826,000
2	31	76	21,526,000
3	43	73	21,256,000
4	31	71	22,237,000

※ 累計件数は、前年度からの更新分を含みます。

概 要

多くの事業所や大学・研究機関が集積する港区の特色を生かし、様々な企業や大学等との交流の場や連携しやすい環境を整え、技術革新や新製品づくりの取組を支援します。

内 容

(1) 企業間連携交流会・分科会の開催

「企業間連携交流会・分科会」を開催し、企業間、産業界と学校間等との交流・連携の場を提供しています。

(2) マッチング事例の紹介

平成 27 年度から、これまで「企業間連携交流会・分科会」に参加した企業に対してマッチング事例を調査し、成功事例を紹介するためのパンフレットを作成しています。

(3) 専門のコーディネーターによる連携支援

平成 27 年度から、企業間、産業界と学校間等との連携を検討している企業からの申出に対し、専門のコーディネーターが訪問し、各種相談に応じています。

事業開始時期

平成 22 年度

事業の実施状況

年度	事業費（円）	実施事業（回）	参加者数（人）
30	4,741,200	交流会・分科会 4	460
元	4,842,100	交流会・分科会 3	359
2	944,790	分科会 1	37
3	495,000	分科会 1	112

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第 4 回交流会・分科会は中止しました。

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンデマンド配信による分科会を実施し、交流会は中止しました。

※ 令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、メタバースを活用したビジネスに関連する企業による講演を Zoom ウェビナー上で実施し、交流会は中止しました。

※ 本事業は令和 4 年度から産業振興センター指定管理業務に移行しました。

新製品・新技術開発支援事業

産業振興課

概要

市場性の高い新製品・新技術の研究開発に係る経費の一部を助成し、製品等の開発と高付加価値化を実現するための企業の取組を支援します。

内容

書面審査、面接審査を経て、審査会において補助対象事業を決定します。

- (1) 補助率 対象経費の2/3
- (2) 補助限度額 500万円

根拠法令等

港区新製品・新技術開発支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

平成22年度

事業の実施状況

年度	事業費(円)	申込数(件)	補助対象数(件)
30	3,060,828	14	1
元	2,923,864	8	1
2	4,432,670	3	1
3	10,628,728	8	3
4	13,126,658	5	3

概要

区内小規模企業者の円滑な事業承継を支援するため、経営基盤を強化するための設備更新等に要する経費の一部を助成します。

内容

(1) 対象事業者 区内で20年以上同一の事業を営み、事業承継を予定している対象業種の小規模企業者

(2) 対象業種（日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める業種）

大分類	中分類（小分類）
E 製造業	全ての業種
I 卸売・小売業	61 無店舗小売業を除く全ての業種
M 飲食サービス業	全ての業種
N 生活関連サービス業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他生活関連サービス業

(3) 対象設備 事業の経営基盤強化又は経営革新に必要な機械・装置等で、区内の自社内に設置されるもの

(4) 補助率 1 / 2

(5) 補助上限 300 万円

根拠法令等

港区小規模企業事業承継支援補助金交付要綱

事業開始時期

平成23年度

事業の実施状況

年度	補助金額（円）	補助対象件数（件）
30	2,653,000	1
元	2,736,000	1
2	0	0
3	0	0
4	1,366,000	1

オーダーメイド経営強化支援事業

産業振興課

概要

有益な商品やサービスを持ちながらも経営が伸び悩んでいる成長性の高い区内中小企業を後押しするため、区内ビジネスサポート産業の集積を生かした経営強化支援を包括的、集中的に行うことにより、区内中小企業の活性化を図り、区内の中小企業の振興に寄与します。

内容

成長性の高い区内中小企業を対象に、企業が抱えている課題解決や経営革新を実現するための専門家集団（プロジェクトチーム）を編成し、的確な財務分析、経営分析等のもと実効性の高い経営戦略を構築し、中小企業の経営革新を支援します。

事業開始時期

平成 24 年度

事業の実施状況

年度	件数（件）	事業費（円）
30	1	321,440
元	0	0

※ 令和 2 年 3 月廃止

概要

コミュニティ・ビジネス支援事業は、区民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元する事業です。

これまで、シンポジウム、セミナー、インターンシップ等を開催することにより、コミュニティ・ビジネスの起業と運営について支援しました。

平成 27 年度からは、ビジネス性と地域貢献性を併せ持つ港区の事業者による「港区地域げんきフェア」を開催しています。また、コミュニティ・ビジネスを志す区民の起業を促し支援するため、起業相談を適宜実施しています。

事業開始時期

平成 21 年度

事業の実施状況

年度	地域げんきフェア参加者数（人）	事業費（円）
30	-	4,142,612
元	147	4,789,290
2	-	0
3	-	0
4	1,995	2,133,572

※ 平成 30 年度は台風 25 号による強風の影響を考慮しフェアの開催を中止（セミナーのみ実施）

※ 令和元年度は台風 19 号による強風の影響を考慮し中止（フェアの代わりに規模を縮小してイベントを開催）

※ 令和 2 年度、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※ 本事業は令和 4 年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和 4 年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。

概 要

区内中小企業者等に対し、産業見本市等への出展経費の一部を補助することによって出展を促進するほか、更なる受注拡大の支援を行い、販路の拡大を図ります。

また、令和4年度から、新型コロナウイルス感染症の影響や、燃料費、原材料費などの高騰の影響を乗り越えようとする区内中小企業者の積極的な事業活動を支援するため、広告宣伝活動及び人材確保事業に必要な費用の一部を補助します。

内 容

(1) 産業見本市等への出展経費の一部補助

- ・対象見本市等 産業振興のための見本市、展示会、博覧会
- ・対象事業者 区内中小企業者及び区内に本部又は支部を持つ産業団体
- ・対象経費 小間料、展示装飾費、輸送委託費、印刷費、通訳・翻訳費
- ・補助率等 国内の産業見本市等に出展する場合は15万円を限度、国外の産業見本市等に出展する場合は50万円を限度に、補助対象経費の1/2

※ 平成17年度から対象事業者の範囲を拡大

※ 平成22年11月から同一年度内の補助申請回数を2回に拡充

※ 平成29年度から補助対象経費に通訳・翻訳費を追加し、国外の産業見本市等に出展する場合の補助上限額を50万円に拡充

(2) 広告宣伝活動費及び人材確保事業への一部補助

- ・対象経費
 - 広告宣伝活動費 新たに広告宣伝を行う際のチラシ製作費、広告掲載料等
 - 人材確保事業費 新たに就職・転職情報サイトへ掲載する際の費用等
- ・補助率等 40万円を限度に、補助対象経費の2/3

根拠法令等

- (1) 港区販路拡大支援事業補助金交付要綱
- (2) 港区広告宣伝活動費等支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

- (1) 平成12年度
- (2) 令和4年度

事業の実施状況

(1) 産業見本市等への出展経費の一部補助

年 度	補助件数 (件)	事業費(円)
30	171	32,113,600
元	169	29,975,500
2	104	15,542,500
3	143	20,476,000
4	183	28,590,000

(2) 広告宣伝活動費及び人材確保事業への一部補助

年 度	交付決定件数 (件)	交付決定金額(円)
4	237	78,404,000

※ 補助金申請期間が令和4年12月1日から令和5年4月28日までのため、補助件数については当該期間での交付決定件数、事業費については当該期間での交付決定金額を記載しています。

概 要

区内中小企業等に製品やサービスのPRの場を提供することで、企業間の情報交換や交流を促進させ、新たなビジネスチャンスの創出を支援します。

内 容

- (1) 東京都主催「産業交流展」に港区共同出展参加企業として出展
 - ① 出展小間料（中小企業者・団体は77,000円（※22,000円）、小規模企業者・団体は55,000円（※16,500円））を区が負担
※ オンライン出展のみによる出展小間料
 - ② 共同出展に係る統一装飾費用を区が負担
 - ③ 企業PRパンフレット作成費用等50,000円を上限に区が補助
- (2) みなとビジネス交流会開催（東京商工会議所港支部共催）

事業開始時期 平成20年度

事業の実施状況

(1) 産業交流展

年度	事業費（円）	共同出展企業（社）
30	4,681,180	29
元	4,958,765	33
2	595,000	20
3	2,650,610	17
4	2,570,524	13

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンライン開催

※ 令和3・4年度は、リアル展示会+オンライン展示会のハイブリッド開催

(2) みなとビジネス交流会

年度	事業費（円）	参加企業（社）
30	463,320	57
元	240,000	-
2	471,900	14
3	167,200	19
4	463,650	43

※ 平成30年度から、東京商工会議所港支部枠と港区枠を統合しました。

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※ 令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンライン開催

※ (1) 及び (2) の事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業費となっています。

概要

ホームページを新たに開設する区内中小企業・商工団体等へ、必要な費用の一部を補助することによって、情報化の促進及び経営基盤の強化を図ります。

内容

補助対象経費

ホームページを新たに開設する際のコンテンツ作成費用等

補助率等

- (1) 中小企業 30万円を限度に、補助対象経費の2/3
- (2) 商工団体等 75万円を限度に、補助対象経費の2/3

根拠法令等

港区中小企業等ホームページ作成支援事業実施要綱

事業開始時期

平成14年度

事業の実施状況

年度	中小企業事業者 (事業者)	商工団体等(団体)	事業費(円)
30	38	1	3,631,000
元	42	0	3,606,000
2	36	0	3,372,000
3	40	0	3,610,000
4	34	0	8,916,000

※ 平成30年度から、補助対象経費については、ホームページの新規作成に係る費用のみとし、変更に係る費用を対象外としました。また、中小企業の補助限度額を5万円から10万円に拡充しました。

※ 令和2年度から、対象事業者を創業2年未満の中小企業、商工団体等としました。

※ 令和4年度から、補助限度額・率を拡充しました。

中小企業 補助限度額 10万→30万 補助率 1/2→2/3

商工団体等 補助限度額 50万→75万 補助率 1/2→2/3

概要

区内中小企業等が行う新製品・新技術等に関する研究開発に対して、その経費の一部を補助することにより、中小企業等の技術開発力の向上を促進します。

内容

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターが実施する依頼試験、機器利用及びエンジニアリングアドバイザー（電気、機械、金属、化学、環境などの専門家）による実地技術支援事業の利用に係る経費を補助することにより、新製品・新技術等の開発、生産工程の改善、品質管理技術の向上等を図ります。

(1) 依頼試験、機器利用

- ① 対象事業者 区内中小企業者及びそれらで構成する団体
- ② 対象経費 依頼試験及び機器利用に係る利用料
- ③ 補助率等 10万円を限度に、補助対象経費の2/3

(2) 実地技術支援

- ① 対象事業者 区内中小企業者及びそれらで構成する団体
- ② 対象経費 実地技術支援事業の利用料（交通費実費分を除く。）
- ③ 補助金額 派遣1回あたり、11,500円を最高8回まで
(区内中小企業者等が負担する利用料)

根拠法令等

港区新技術活用支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

平成29年度

事業の実施状況

年度	依頼試験・機器利用		実地技術支援	
	企業数(件)	事業費(円)	企業数(件)	事業費(円)
30	3	285,000	0	0
元	2	165,000	0	0

※ 本事業のうち、実地技術支援は令和2年度より港区研究機関活用支援事業補助金に移行、依頼試験・機器利用は廃止

I S O 等取得支援事業

産業振興課

概 要

区内中小企業者等に対し、I S O 等を取得する際の経費の一部を補助することにより、顧客が要求する取引条件の確保及び継続的業務の改善を管理するマネジメントシステムの構築を支援します。

内 容

- (1) 対象認証 I S O 27001、エコアクション 21、プライバシーマーク
 (2) 対象事業者 区内中小企業者及びそれらで構成する団体
 (3) 対象経費 申請料、審査料、登録料、コンサルタント委託料
 (4) 補助率等 50 万円を限度に、補助対象経費の 1 / 2

根拠法令等

港区 I S O 等取得支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

平成 18 年度

事業の実施状況

年度	取得認証	企業数 (件)	事業費 (円)
30	I S O 27001	7	12,740,000
	エコアクション 21	0	
	プライバシーマーク	22	
元	I S O 27001	5	13,249,000
	エコアクション 21	0	
	プライバシーマーク	26	
2	I S O 27001	2	11,630,000
	エコアクション 21	0	
	プライバシーマーク	25	
3	I S O 27001	10	12,284,000
	エコアクション 21	1	
	プライバシーマーク	17	
4	I S O 27001	9	14,457,000
	エコアクション 21	0	
	プライバシーマーク	24	

概 要

区内中小企業者等に対し、産業財産権等を取得する際の経費の一部を補助することによって、新たな開発や事業創出等による製品開発力や競争力の強化を支援します。

内 容**(1) 産業財産権取得経費の一部補助**

- ① 対象産業財産権 特許権、意匠権、実用新案権、商標権
- ② 対象事業者 区内中小企業者及びそれらで構成する団体
- ③ 対象経費 出願料、審査請求料、登録料、取得に関して弁理士等に支払う手数料
- ④ 補助率等 特許権…25万円を限度に、補助対象経費の1/2
特許権以外…15万円を限度に、補助対象経費の1/2

(2) 産業財産相談

令和2年度から産業財産に関する様々な相談について、弁理士による派遣相談を行い、支援内容を拡充しています。令和4年度より産業振興センター指定管理業務に移行しました。

根拠法令等

港区産業財産権取得支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

平成19年度

事業の実施状況

年度	取得産業財産権	企業数 (事業者)	事業費 (円)
30	特許権	3	1,540,000
	実用新案権	1	
	意匠権	2	
	商標権	4	
元	特許権	5	1,435,000
	実用新案権	0	
	意匠権	1	
	商標権	5	
2	特許権	10	3,262,000
	実用新案権	0	
	意匠権	0	
	商標権	13	
3	特許権	9	3,159,000
	実用新案権	1	
	意匠権	0	
	商標権	12	
4	特許権	9	3,516,000
	実用新案権	0	
	意匠権	3	
	商標権	16	

概要

地域社会の形成に貢献している地場産業や、日常生活に密着したかたちで歴史と風土の中で生まれ、今日まで受け継がれてきた伝統工芸の保護及び育成のため、各施設やイベントでの展示等を行い、地場産業と伝統工芸産業の振興を図ります。

内容

- (1) 伝統工芸の冊子等を作成するとともに、港区立産業振興センターホームページで伝統工芸士を紹介します。
- (2) 区有施設等で伝統工芸の実演・展示を行います。

事業開始時期

- (1) 昭和 59 年度
- (2) 平成 18 年度

事業の実施状況

(1) 伝統工芸の紹介

- ① 平成 30 年度 冊子 「港区の伝統工芸」(英語併記)作成 2,100 部
- ② 令和元年度 冊子 「港区の伝統工芸」(英語併記)作成 1,100 部
- ③ 令和 2 年度 ちらし「港区の伝統工芸」(英語併記)作成 6,000 部
- ④ 令和 3 年度 産業振興課ホームページ(MINATO あらかると)及び産業・地域振興支援部ツイッターでの紹介
- ⑤ 令和 4 年度 港区立産業振興センターホームページ及び産業・地域振興支援部ツイッターでの紹介

(2) 伝統工芸品の実演・展示

- ① 平成 30 年度 ツーリズム EXPO ジャパン 2018 での展示と伝統工芸士等による三味線体験ワークショップ、港区立郷土歴史館での展示
- ② 令和元年度 みなとパーク芝浦での伝統工芸士紹介パネルの展示と伝統工芸士紹介映像の放映
※ 港区立伝統文化交流館での琵琶演奏及び琵琶の特別公開、三味線ワークショップを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。
- ③ 令和 2 年度 港区立郷土歴史館での展示事業を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。
- ④ 令和 3 年度 港区立郷土歴史館での伝統工芸品及び伝統工芸士紹介パネルの展示と伝統工芸士紹介映像の放映
- ⑤ 令和 4 年度 港区立郷土歴史館での伝統工芸品及び伝統工芸士紹介パネルの展示と伝統工芸士紹介映像の放映
第 9 回港区ものづくり・商業観光フェアでの琵琶演奏会の実施

年度	事業費（円）
30	2,296,944
元	1,305,983
2	241,560
3	1,338,040
4	1,534,130

中小企業人材育成塾

産業振興課

概 要

区内中小企業の経営者、従業員向けに区が研修を実施します。

内 容

新入社員、中堅社員、管理職等の職層に応じた研修を実施することで、区内中小企業の人材育成と経営基盤の強化を支援します。

事業開始時期

平成 16 年度

事業の実施状況

年度	研修名	実績	事業費 (円)
30	新入社員研修	前期 38 人×2 日	496,800
		後期 23 人×2 日	
	SNS 基礎研修	6 人×1 日	453,600
	クラウドシステム基礎研修	4 人×1 日	
	Excel 研修	9 人×1 日	
	Access 研修	2 人×1 日	
	PowerPoint 基礎研修	10 人×1 日	
	画像加工研修	7 人×1 日	603,720
	新技術研修	6 人×2 日	
グローバル研修	36 人×1 日		
元	新入社員研修	前期 41 人×2 日	496,800
		後期 16 人×2 日	
	Word で資料作成	6 人×1 日	453,600
	Excel の基礎演習	6 人×1 日	
	Excel でスケジュール表作成	7 人×1 日	
	Excel で関数特訓	8 人×1 日	
	PowerPoint の基礎演習	6 人×1 日	
	PowerPoint の応用演習	6 人×1 日	496,800
	新技術研修	1 日目 10 人×1 日	
2 日目 9 人×1 日			
グローバル研修	26 人×1 日	0	

年度	研修名	実績	事業費(円)
2	新入社員研修	49人×1回	80,850
	いまさら聞けない Word スキルアップ講座	7人×1日	462,000
	しっかりマスターWord スキルアップ講座	7人×1日	
	これだけは覚えておこう Excel 講座	10人×1日	
	ビジネス必須 Excel データベース機能習得講座	10人×1日	
	PowerPoint 基礎演習講座	11人×1日	
	PowerPoint 実践演習講座	10人×1日	
	新技術研修	10人×2日	495,000
	グローバル研修	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	-
3	新入社員研修	前期 30人×2日 後期 26人×2日	495,000
	今さら聞けない Word 講座～図形特訓～	5人×1日	435,600
	今さら聞けない Word 講座～表特訓～	5人×1日	
	今さら聞けない Excel 講座～計算のノウハウ～	3人×1日	
	今さら聞けない Excel 講座～これだけは覚えよう関数講座～	7人×1日	
	PowerPoint 基礎演習講座	9人×1日	
	PowerPoint 実践演習講座	8人×1日	
	新技術研修	5人×2日	495,000
	グローバル研修	30人×1日	0
4	新入社員研修	前期 30人×2日 後期 23人×2日	495,000
	これだけ覚えよう Word 講座	15人×午前 15人×午後	462,000
	しっかりマスターExcel 講座	15人×午前 15人×午後	
	PowerPoint 基礎演習講座	15人×午前	
	PowerPoint 実践演習講座	15人×午後	
	新技術研修 (いちからはじめる WordPress)	15人×2日	546,150
	グローバル研修	11人×1日	0

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。

概要

経営環境が厳しさを増す中、区内中小企業は、税務、金融、後継者不足等、様々な悩みを抱えています。これらの課題を解決するためにセミナーを開催し、基礎知識の習得及び問題解決に向けた情報提供を行います。

内容

区内中小企業が関心を持っている重点経営施策に関するセミナーを開催することで、経営に必要な知識を伝え、区内中小企業の活性化を図ります。

事業開始時期

平成 22 年度

事業の実施状況

年度	内 容	受講者数 (事業者)	事業費 (円)
30	事業承継セミナー	18	97,200
	経営力強化セミナー	14	97,200
	働き方改革セミナー	4	97,200
元	キャッシュレス決済対応セミナー	20	97,200
	事業承継セミナー	22	99,000
	経営力強化セミナー	15	99,000
2	オンライン商談基礎セミナー	16	99,000
	事業承継セミナー	14	99,000
	経営力強化セミナー	15	99,000
3	SNS活用の超基礎セミナー	24	99,000
	事業承継セミナー	17	99,000
	経営力向上セミナー	23	99,000
4	小さな会社を強くする！マーケティング実践講座	1回目 40 2回目 39 3回目 34	2,326,655
	新社長のための会社経営 AtoZ (全5回)	10	
	補助金・公的施設を利用した経営力向上セミナー	1回目 24 2回目 31	
	中小企業の為の AI 活用講座～稼ぐ AI 実践ステップ	36	
	小さな会社が SDGs で集客・売上アップする方法	12	

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。

概要

区内の中小企業従業員の定着安定と勤労意欲の向上を図ります。

※ 平成15年度に中小商工業永年勤続優良従業員等表彰から事業内容を変更しました。

内容

区内同一事業所に満5年以上勤務し、成績が優秀で他の模範と認められる者で、かつ、次の各号のいずれかの理由で企業経営上大きく貢献し、所属団体が推薦する者を表彰します。

- (1) 技術開発、商品開発等、経営革新への功績が顕著である者
- (2) サービス向上、販売促進等、経営基盤強化の功績が顕著である者
- (3) 後継者の指導育成及び業界の発展に大きく貢献した者
- (4) 技能検定制度等がある職種において、最高級又はそれに準じる級を保持している者
- (5) 業種別団体主催による技能、技術を競う大会等で入賞した者
- (6) その他特に区長が認める者

主催 港区、区内商工団体

根拠法令等

港区中小企業優良従業員表彰要綱

港区中小企業優良従業員表彰実施要領

事業開始時期

平成15年度

事業の実施状況

年度	受賞者(人)	事業費(円)
30	34	760,479
元	27	704,143
2	21	510,385
3	18	382,056
4	25	592,693

従業員の雇用促進・定着化

(2) 従業員レクリエーション

産業振興課

概要

区内中小企業従業員の余暇の活用と親睦並びに雇用の安定及び定着化を図ります。

内容

(1) 港区産業団体連合会ボウリング大会

対象 中小企業従業員とその家族

主催 港区、港区産業団体連合会

(2) 港区商店街連合会野球大会

対象 港区商店街連合会に加盟している経営者及び従業員

主催 港区、港区商店街連合会、港区商店街振興組合連合会

根拠法令等

港区商店街連合会野球大会実施要領

事業開始時期

港区産業団体連合会ボウリング大会 昭和 53 年度

港区商店街連合会野球大会 昭和 45 年度

事業の実施状況

年度	事業名 区分	産団連従業員 レクリエーション	区商連従業員 レクリエーション	事業費 (円)
		ボウリング大会	野球大会	
30	参加者数	81 人	8 チーム	439,172
	会場	東京ポートボウル	麻布グラウンド	
元	参加者数	72 人	8 チーム	425,615
	会場	東京ポートボウル	麻布グラウンド	
2	参加者数	新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止のため中止		-
	会場			
3	参加者数	新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止のため中止		-
	会場			
4	参加者数	54 人	参加チーム数減少の ため中止	210,600
	会場	東京ポートボウル		

経営指導・相談の充実

(1) 商工相談

産業振興課

概要

金融・経営相談を通じ、区内中小企業の経営改善、経営力の強化を図ります。

内容

- (1) 対象 区内中小企業者
- (2) 相談員 中小企業診断士
- (3) 相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

事業開始時期

昭和25年12月

事業の実施状況

相談件数

相談内容 年度	金融 (件)	経営 (件)	その他(件)	計 (件)
30	2,381	6	84	2,471
元	2,830	3	61	2,894
2	1,989	18	321	2,328
3	1,848	48	96	1,992
4	1,959	127	327	2,413

経営指導・相談の充実

(2) 受発注あっせん相談

産業振興課

概要

企業の取引きあっせん（受発注）相談、苦情、紛争相談等に関する助言等を通じ、企業の健全な育成を図ります。

内容

- (1) 対象 区内中小企業者
- (2) 相談員 中小企業診断士
- (3) 協力 (公財) 東京都中小企業振興公社

事業の実施状況

相談件数

相談内容 年度	金融（件）	その他（件）	計（件）
30	346	2,691	3,037
元	333	2,731	3,064
2	178	1,354	1,532
3	11	1,550	1,561
4	41	2,823	2,864

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しています。

(3) 経営相談

概要

経営を取巻く多様な相談（事業の多角化、許認可、商品企画、販売・生産・原価・品質管理、産業財産等）に応じ、解決に向けた情報の提供と方向性を提示することで中小企業の経営の安定と発展を支援します。

内容

- (1) 対象 区内中小企業者
- (2) 相談員 中小企業診断士を中心に相談内容に応じた多数の専門士
- (3) 相談方法

①出前経営相談 (最大3回)

②Eメール経営相談 (最大3回)

③産業財産相談 (最大3回)

※ ①、②及び③は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しています。

※ ①については物価高騰等に伴い、臨時に2回追加で最大5回まで相談を受け付けました。

※ ②については令和5年3月で廃止

事業開始時期及び事業の実施状況

(1) 出前経営相談 平成16年4月

相談区分 年度	一次 (件)	二次 (件)	三次 (件)	四次 (件)	五次 (件)	計(件)
30	19	33	138	/		190
元	32	21	129			182
2	84	24	118			226
3	117	19	119			255
4	39	20	101			3

(2) Eメール経営相談 平成22年10月

相談区分 年度	一次(件)	二次(件)	三次(件)	計(件)
30	1	2	2	5
元	5	1	0	6
2	2	0	0	2
3	7	2	0	9
4	0	0	0	0

(3) 産業財産相談 令和2年4月

相談区分 年度	一次(件)	二次(件)	三次(件)	計(件)
2	0	0	3	3
3	1	3	4	8
4	2	6	3	11

経営指導・相談の充実

産業振興課

(4) 専門家派遣補助事業

概要

区内中小企業者等が抱える経営課題の解決を図るため、中小企業診断士や税理士等の専門家の派遣にかかる費用を補助します。

内容

公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する専門家派遣事業の利用にかかる費用を補助することにより、区内中小企業者等の経営、技術、人材等の諸問題の解決を図ります。

- ① 対象事業者 区内中小企業者及びそれらで構成する団体
- ② 対象経費 専門家派遣事業の利用料（交通費実費分を除く。）
- ③ 補助金額 専門家派遣補助事業 派遣1回あたり、11,750円を最高8回まで

根拠法令等

港区専門家派遣事業補助金交付要綱

事業開始時期

平成21年度

事業の実施状況

年度	専門家派遣補助事業	
	企業数 (事業者)	事業費(円)
30	20	1,813,350
元	20	1,582,350
2	20	1,833,000
3	20	1,880,000
4	27	2,361,750

※ 令和4年度から受付枠を40社に拡大

中小企業融資の拡充

産業振興課

中小企業融資制度 No. 1

概要

事業経営上必要な資金を低利で融資が受けられるよう区が金融機関にあっせんし、利子の一部を負担することにより、区内中小企業の経営の安定、改善を図ります。

対象

区内に、法人の場合は本店登記、個人の場合は住所又は事業所を有し（創業の場合は区内で創業する者）、かつ港区内（港区民である個人事業者に限り都内）において同一事業を引き続き1年以上（創業支援融資を除く。事業承継融資を受ける者の場合は3年以上）営み、港区に納期の到来している特別区民税・都民税（法人は、港都税事務所に法人都民税と法人事業税）を完納している中小企業者又は小規模企業者

(1) 中小企業者

資本金 1,000 万円以下若しくは従業員 100 人（小売業、卸売業、サービス業は 30 人）以下の法人又は個人で信用保証協会の保証対象業種を営む者

(2) 小規模企業者

従業員 20 人（小売業、卸売業、サービス業は 5 人）以下の法人又は個人で、質屋業、金融業、保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業は除く）以外の事業を営む者

令和5年4月1日現在 預託金 290,000 万円（内4億円は貸付金として預託）
 目途額 930,000 万円（預託金の3倍額以上）

事業開始時期

昭和 28 年 7 月

参考

預託年月日	預託金 (円)	目途額 (円)
平成 31 年 4 月 1 日	290,000 万	930,000 万
令和 2 年 4 月 1 日	290,000 万	930,000 万
令和 3 年 4 月 1 日	290,000 万	930,000 万
令和 4 年 4 月 1 日	290,000 万	930,000 万
令和 5 年 4 月 1 日	290,000 万	930,000 万

取扱金融機関

みずほ銀行 三菱UFJ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 きらぼし銀行
 東日本銀行 横浜銀行 千葉銀行 京葉銀行 さわやか信用金庫
 芝信用金庫 西武信用金庫 城南信用金庫 世田谷信用金庫
 商工組合中央金庫 大東京信用組合 七島信用組合

令和5年4月1日現在（17金融機関93店舗）

中小企業融資の拡充

中小企業融資制度 No. 2

産業振興課

概要

融資の種類

令和5年4月1日現在

制度名		貸付限度額 (単位:万円)	貸付期間 ()内は据置期間	借受人利率 (%)	利子補給率 (%)	名目利率 (%)	
中 小 企 業 融 資	経営一般融資(運転)◎	3,200 (2,800)	7年以内 (6か月)	1.35	0.50 0.65	1.85 2.00	
	経営一般融資(設備)◎		9年以内 (1年)		0.50 0.65 0.80	1.85 2.00 2.15	
	短期融資◎	400	1年以内 (2か月)	1.0	0.65	1.65	
	受注拡大設備 融資◎	2,000	7年以内 (1年)	0.6	1.25 1.40	1.85 2.00	
	事業転換・多角化 融資◎	2,000					
	経営革新融資◎	2,000					
	事業承継融資◎	2,000					
	IT設備融資◎	2,000					
	中 小 商 工 業 融 資	中 小 商 工 業 融 資	5,000	7年以内 (6か月)	0.9	0.95 1.10	1.85 2.00
					0.3 (共同設備)	1.55 1.70	
	創 業 支 援 融 資	創業支援融資	1,500 ※1,000	7年以内 (1年)	0.2	1.45 1.60	1.65 1.80
	緊 急 支 援 融 資	緊急支援融資 セーフティネット 1号~4号・6号(運転)	2,000	7年以内 (1年)	0.1	1.55 1.70	1.65 1.80
		緊急支援融資 セーフティネット 1号~4号・6号(設備)		8年以内 (1年)		1.55 1.70 1.85	1.65 1.80 1.95
		緊急支援融資 セーフティネット 5号(運転)		7年以内 (1年)		1.75 1.90	1.85 2.00
		緊急支援融資 セーフティネット 5号(設備)		8年以内 (1年)		1.75 1.90 2.05	1.85 2.00 2.15
		緊急支援融資 セーフティネット7号・8号		1,000		5年以内 (1年)	0.3

制度名		貸付限度額 (単位:万円)	貸付期間 ()内は据置期間	借受人利率 (%)	利子補給率 (%)	名目利率 (%)
中小企業融資	小規模企業特別融資 (小口零細保証 A)	2,000	7年以内 (6か月)	1.15	0.50 0.65	1.65 1.80
	小規模企業特別融資 (小口零細保証 B)	500 (400)	5年以内 (6か月)	0.6	1.05	1.65
	小規模企業特別融資 (小口チャレンジ支援)	1,000	7年以内 (6か月)	0.4	1.25 1.40	1.65 1.80
	小規模企業特別融資 (小口零細セーフティ7号・8号)	1,000	5年以内 (6か月)	0.1	1.55	1.65
	環境対策融資 (公害防止、アスベスト、 屋上・壁面緑化、高反射 率塗料被覆、省エネルギ ー機器等)○	2,000	7年以内 (1年)	0.1	1.75 1.90	1.85 2.00
	借換・一本化融資 ◎	3,000	10年以内 (一本化の み1年)	1.35	0.50 0.80	1.85 2.15
	経営改善融資 ◎	1,000	5年以内 (1年)	0.3	1.55	1.85
	新型コロナウイルス感染 症対策特別融資○	500	7年以内 (1年)	0.0	1.85	1.85

貸付限度額 () 内は、企業の代表者が港区民でない場合

- ※ 利子補給率及び名目利率 上段：貸付期間5年以内
下段：貸付期間5年を超え7年以内
- ・経営一般融資（設備） 上段：貸付期間5年以内
中段：貸付期間5年を超え7年以内
下段：貸付期間7年を超え9年以内
- ・緊急支援融資セーフティネット1号～4号・6号（設備）及び5号（設備）
上段：貸付期間5年以内
中段：貸付期間5年を超え7年以内
下段：貸付期間7年を超え8年以内
- ・借換・一本化融資 上段：貸付期間6年以内
下段：貸付期間6年を超え10年以内
- ※ 経営一般融資は、区内で50年以上事業を継続している場合、一般の金利を0.05%優遇
- ※ 創業支援融資の※部分は、新規創業の場合での限度額
- ※ 返済方法は、元金均等割賦返済
- ※ 制度名に◎の表示があるものは、セーフティネット1号～4号・6号に基づく認定を受けた場合、借受人利率及び名目利率を0.2%引下げた利率を適用
- ※ 制度名に○の表示があるものは、セーフティネット1号～4号・6号に基づく認定を受けた場合、利子補給率及び名目利率を0.2%引下げた利率を適用

中小企業融資の拡充

中小企業融資制度 No. 3

産業振興課

事業の実施状況

(1) 中小企業融資年次実績

年度	預託金(A) (万円)	目途額(B) (万円)	実行金額		実行率 (%) (D)/(B)	前年度 実行率と の差	利子補給額 (円)
			件数 (C)	金額(万円)(D)			
30	290,000	930,000	940	926,445	99.62	△5.5	267,516,358
元	290,000	930,000	1,090	1,047,708	112.66	13.04	227,571,773
2	290,000	930,000	7,259	5,528,315	594.44	481.7	674,609,040
3	290,000	930,000	1,828	1,485,552	159.73	△434.7	921,713,982
4	290,000	930,000	1,488	1,167,618	125.55	△34.1	886,647,623

- ※ 平成12年3月 景気対策として20億円の緊急特別枠融資の臨時措置を実施
- ※ 平成17年10月1日から同年11月22日まで 平成17年度年末特別あっせん融資実施
- ※ 平成18年10月2日から同年11月22日まで 平成18年度年末特別あっせん融資実施
- ※ 平成19年10月1日から同年11月22日まで 平成19年度年末特別あっせん融資実施
- ※ 平成20年10月1日から同年11月21日まで 平成20年度年末特別あっせん融資実施
- ※ 令和2年3月4日から令和5年7月31日まで 新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん実施

(2) 緊急支援融資に伴う信用保証料補助実績

年度	緊急支援融資(実行分)		信用保証料補助	
	件数	金額(万円)	件数	金額(円)
30	94	125,611	71	24,186,500
元	128	166,084	65	17,565,600
2	2,075	3,026,865	2,001	939,667,200
3	746	824,092	575	201,263,100
4	534	530,712	414	123,356,100

- ※ 平成14年度から緊急支援融資の信用保証料補助(1/3)を実施
- ※ 平成20年10月31日から緊急支援融資の信用保証料補助(3/3)を実施

(3) 中小企業融資（緊急支援融資を除く）に伴う信用保証料補助実績

年 度	中小企業融資（実行分）		信用保証料補助	
	件数	金額（万円）	件数	金額（円）
30	846	800,834	54	6,374,300
元	962	881,624	50	7,093,700
2	5,184	2,501,450	4,780	618,767,200
3	1,082	661,460	675	73,921,800
4	954	636,906	435	42,862,000

※ 平成 18 年度から補助金支給対象保証料率から基準保証料率を引いた率で計算された額で実施

※ 平成 24 年度 11 月から経営改善融資を新設し信用保証料補助（2 / 3）を実施

資料：中小企業融資実績等

【中小企業融資あつせん・実行金額及び年度末における融資残高】

年度	融資目途額 (万円)	融資あつせん 件数	融資あつせん金額 (万円)	融資実行金額 (万円)	年度末における融資残高	
					件数	金額(円)
30	930,000	1,236	1,384,815	926,445	5,996	30,921,460,600
元	930,000	2,302	2,192,329	1,047,708	5,288	28,789,993,300
2	930,000	9,407	8,427,420	5,528,315	10,876	69,774,661,500
3	930,000	2,364	2,384,424	1,485,552	11,987	70,648,431,350
4	930,000	1,990	1,889,964	1,167,618	12,274	64,685,278,120

【令和4年度融資実行における信用保証の割合】

(A)融資実行につき 信用保証を付けたもの		(B)融資実行につき 信用保証を付けないもの		信用保証付き融資の割合 (A)/(A)+(B)	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数(%)	金額(%)
1,460	1,135,668	28	31,950	98.1	97.3

【令和4年度実績】

【業種別実績】

	件数	%	金額(万円)	%
サービス業	784	52.7	587,600	50.3
小売業	250	16.8	169,512	14.5
製造業	210	14.1	174,118	14.9
建設業	71	4.8	58,090	5.0
その他販売業	10	0.7	8,620	0.7
卸売業	151	10.1	158,278	13.6
団体・その他	12	0.8	11,400	1.0
合 計	1,488	100	1,167,618	100

【代表者住所別実績】

	件数	%	金額(万円)	%
区内	662	44.5	507,179	43.4
22区	497	33.4	404,255	34.6
都内23区外	49	3.3	43,078	3.7
その他	280	18.8	213,106	18.3
合 計	1,488	100	1,167,618	100

【金融機関別融資実績】

	融資実 行機関 数	取扱 店舗数	融資実行	
			件数	金額(万円)
信用金庫	4	22	1,100	843,329
信用組合	1	5	97	62,903
銀行等	8	64	291	261,386
合 計	13	91	1,488	1,167,618

【企業形態別実績】

	件数	%	金額(万円)	%
株式会社	1,096	73.7	925,024	79.2
有限会社	115	7.7	84,766	7.3
個人事業主	187	12.6	91,200	7.8
合資合名会社	2	0.1	1,000	0.1
中小企業商工 団体	0	0.0	0	0.0
そ の 他	88	5.9	65,628	5.6
合 計	1,488	100	1,167,618	100

【資金使途別実績】

	件数	金額(万円)
運転資金	1,332	1,020,315
設備資金	69	67,739
運転・設備資金	87	79,564
合 計	1,488	1,167,618

※ 計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数処理をしていないため、合計等と一致しない場合があります。

概 要

(1) 経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

特定中小企業者の経営安定資金に係る保証の特例をいい、取引先の倒産、取引先企業の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由又は指定業種（いわゆる不況業種）に属する事業を行っていることにより経営の安定に支障を生じている中小企業者及び取り引き金融機関の破綻等により金融取引に支障を生じている中小企業者に対し、必要な資金の融通の円滑化を図ることを目的としています。

(2) 危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国が実施する必要があると認められる場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

内 容

政府の施策によるもので、特例の要件を備えた事業所に一般信用保証の限度額とは別に、別枠で保証が受けられます。利用する中小企業等は事業所の所在地を管轄する市町村又は特別区長の認定書を必要とします。

対 象 区内特定中小企業者

根拠法令等 中小企業信用保険法

事業開始時期 昭和25年12月

事業の実施状況 (認定件数)

年度	第2条第5項							第2条第6項	合 計
	1号	2号	4号	5号	6号	7号	8号		
	倒産関連	事業活動の制限	自然災害等	不況業種	金融機関の破綻	金融取引の調整	貸付債権の譲渡	危機関連	
30	2	0	0	117	0	0	0	0	119
元	0	0	642	127	0	4	0	36	809
2	1	0	11,608	689	0	0	0	2,764	15,062
3	0	0	2,492	239	0	0	0	438	3,169
4	0	0	1,914	136	0	0	0	0	2,050

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による危機関連保証の認定は、令和3年12月31日をもちまして終了しました。

中小企業信用保険法の特例

信用保証協会の別枠保証制度

産業振興課

概要

〔東日本大震災復興緊急保証〕

震災被害により、経営に支障を来している中小企業者等に、必要な資金の融通の円滑化を図ることを目的としています。

- ・ 特定被災区域内（東日本財特法第2条第3項に規定する区域）で今般の地震・津波等により直接的又は間接的な被害を受けた者
- ・ 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内に事業所を有していた者
- ・ 特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた者等

〔災害関係保証〕

震災被害により、経営に支障を来している中小企業者等に、必要な資金の融通の円滑化を図ることを目的としています。

- ・ 今般の地震・津波等により直接的又は間接的な被害を受けた中小企業者等
- ・ 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内に事業所を有していた中小企業者等

内容

政府の施策によるもので、特例の要件を備えた事業所に一般信用保証の限度額とは別枠で保証が受けられます。利用する中小企業者等は事業所の所在地を管轄する市町村又は特別区長の認定書を必要とします。

対象

区内特定中小企業者等

根拠法令等

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

事業開始時期

平成 23 年 5 月〔東日本大震災復興緊急保証〕

昭和 37 年 9 月〔災害関係保証〕

事業の実施状況 [認定件数]

年度	30	元	2	3	4
東日本大震災復興緊急保証	0	0	0	0	0
災害関係保証	0	0	0	0	0

概 要

区の制度融資を補完する事業として、東京商工会議所と連携し、日本政策金融公庫の融資に係る金利の一部を補助することにより、経営基盤が脆弱な小規模企業の円滑な資金繰りを支援するとともに、資金調達手段の多様性、利便性の向上を図ります。

内 容

東京商工会議所の経営指導を受けた上で、日本政策金融公庫から融資を受ける小規模事業者経営改善資金融資（通称「マル経融資」）に対し、金利負担が大きな当初3年間、利子の30%を補助します。

また、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた特別措置として新設された、新型コロナウイルス対策マル経（通称「別枠マル経融資」）に対して、当初3年間、利子の100%を補助します。

<マル経融資の概要>

- (1) 融資限度額 2,000万円
- (2) 返済期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内
- (3) 担保・保証 不要
- (4) 融資利率 金融情勢により変更

<別枠マル経融資の概要>

- (1) 融資限度額 1,000万円
- (2) 返済期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内
- (3) 担保・保証 不要
- (4) 融資利率 金融情勢により変更

根拠法令等

港区小規模事業者経営改善資金利子補助金交付要綱

事業開始時期

平成24年4月

事業の実施状況

年 度	件 数 (件)	事 業 費 (円)
30	714	11,112,792
元	778	12,541,952
2	760	13,233,330
3	506	8,305,214
4	380	5,912,342

概 要

区内中小企業の景気動向の実態を把握し、中小企業者等に情報提供するとともに、中小企業振興施策の基礎的資料としています。

内 容

区内中小企業に対し、半期ごとに業況等に関する調査を実施し、調査結果を港区立産業振興センターホームページに掲載します。

※ 平成 30 年度までは、四半期ごとの調査でしたが、令和元年度からは、半期ごとの調査にしました。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う区内中小企業への影響を鑑み、令和 3 年度からは、臨時的に四半期ごとに調査を行っています。

事業開始時期

平成 21 年度

事業の実施状況

年度	事業費（円）
30	3,581,778
元	2,527,383
2	2,701,358
3	5,359,618
4	5,392,838

概要

区内中小企業の人材確保と、若年者や中高年齢者などの就労の支援を図るとともに、労働法の基本的ルールを事業者や労働者に周知し、労働問題の未然防止を図ります。

内容

ハローワーク品川等関係機関と連携し、就職面接会や就業セミナーを実施します。また、労働法に関するルールを簡単にまとめた「ポケット労働法」を作成します。

事業開始時期

平成 18 年度

事業の実施状況

(1) 就職応援セミナー

年度	開催日数(日)	受講者数(人)
30	3	延 18
元	1	9
3	2	延 37
4	3	延 41

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(2) 女性のための再就職セミナー

年度	開催回数(回)	受講者数(人)
30	5	延 33
元	5	延 106
2	5	延 101
3	5	延 126
4	5	延 36

(3) 就職面接会

年度	開催回数(回)	参加者数(人)
30	10	延 133
元	10	延 116
2	2	延 14
3	14	延 176
4	11	延 199

※ (1)～(3)は、ハローワーク品川と共催で実施

※ (3)は、平成27年度に緊急就労支援事業と統合

(4) ポケット労働法

年度	発行部数(部)	配布先
30	4,000	・各総合支所等窓口 ・区内新成人(郵送)
元	4,000	
2	4,000	

※ 令和3年度より印刷廃止

(5) 事業費

年度	事業費(円)
30	2,227,131
元	2,198,794
2	1,330,441
3	929,488
4	998,679

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。

概 要

有望な人材の確保が困難で、事業の発展、継続が困難になっている区内中小企業に対し、大学生など若年求職者と交流できる場を創出するとともに、人材採用に係る有益な情報提供等を行い、人材確保を支援します。

内 容

会社見学会など、区内中小企業経営者と若年求職者が直接交流できる場を創出します。また、企業の採用担当者に向けた実務的な人材確保に関するセミナーを実施します。

事業開始時期

平成 28 年度

事業の実施状況

(1) 中小企業との交流会等

年度	事業内容	参加企業数 (社)	参加者数 (人)	事業費 (円)
30	中小企業見学ツアー	3	4	788,508
元	企業説明会	5	8	

- ※ 平成 30 年度から参加対象者を「短大・大学生のみ」から「34 歳まで」に拡充
- ※ 令和元年度は、東京しごとセンターと共催で実施
- ※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。
- ※ 令和 3 年 3 月廃止

(2) 企業採用担当者向けセミナー

年度	事業内容	参加企業数 (社)	参加者数 (人)	事業費 (円)
30	採用 Web セミナー	5	5	293,760
元	採用力向上セミナー	20	20	437,580

- ※令和 2 年 3 月廃止

概 要

大学等と連携し、大学の技術と区内中小企業のニーズをマッチングするために、産学マッチング会及び交流会を開催します。また、大学等の研究機関の設備等を利用し、製品の検査や共同研究等を行う場合に経費の一部を助成します。

内 容

- (1) 区内の大学と連携し、大学が保有する技術やノウハウを集めた事例集を作成するとともに、多様な主体同士が連携し合う産学マッチング会・交流会を開催します。
- (2) 東京都中小企業振興公社と連携し、大企業等が保有する技術シーズを活用した中小企業の新製品開発・自社製品の付加価値向上等を支援するため「知的財産マッチング会」を開催します。
- (3) 新製品等の研究及び開発のために研究機関との共同研究を行う際に要する経費の一部を補助します。
 - ① 都産技研利用事業
 - ・対象事業者 区内中小企業者及びそれらで構成する団体
 - ・対象経費 実地技術支援の利用料（交通費実費分を除く。）
 - ・補助金額 派遣1回あたり、11,700円を最高8回まで※都産技研利用事業は、令和2年度から新技術活用支援事業より移行
 - ② 産学公窓口利用事業
 - ・対象事業者 区内中小企業者及びそれらで構成する団体
 - ・対象経費 東京商工会議所が実施する産学公連携相談窓口を利用し、大学等の研究機関と共同研究等を行い、次に掲げる費用（共同研究費、委託研究費、性能評価・試験・測定及び分析費、技術コンサルティング費）
 - ・補助金額 10万円を限度に、補助対象経費の1/2

根拠法令等

港区研究機関活用支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

令和2年度

事業の実施状況

(1) 大学等マッチング会・交流会

年度	事業内容	参加者数（人）	事業費（円）
2	オープンイノベーション 創出セミナー	93	495,000
3	オープンイノベーション 創出セミナー	54	495,000

※本事業は令和4年度より、産業振興センター指定管理業務へ移行

(2) 知的財産マッチング会

年度	事業内容	参加者数（社）	事業費（円）
2	知的財産マッチング会	18	122,650

※東京都と共催で実施。令和2年度限りの開催。

(3) 研究機関活用支援事業補助金

年度	都産技研利用事業		産学公窓口利用事業	
	企業数（社）	事業費（円）	企業数（社）	事業費（円）
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
4	0	0	2	190,000

概要

区内中小企業者が生産性向上のためのDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する際に係る経費の一部を補助します。また、「ITコーディネーター」の資格を持つ中小企業診断士が区内中小企業を巡回し、DXの導入を検討する区内中小企業者に効果や区の支援制度を紹介する「中小企業DX巡回相談」も行います。

内容

（1）中小企業DX巡回相談

「中小企業診断士」及び「ITコーディネーター」の資格を有する専門家が、DXについての知識がない事業者に対し、生産性の向上や経営の効率化につながることを丁寧に説明し、導入を検討する事業者に区の支援制度を紹介します。

（2）区内中小企業者が生産性向上のためのDXを推進する際に係る経費の一部を補助します。

①ソフトウェア導入費等支援事業補助金

- ・対象経費 生産性向上や業務の効率化のためのソフトウェア等の導入費用
- ・補助金額等 30万円を限度に、補助対象経費の2/3

②デジタル技術導入促進補助金

- ・対象経費 国の補助金（ものづくり・商業・サービス補助金、IT導入補助金）のうち、区が対象とした経費
- ・補助金額 100万円を限度に、 $(A - B) \times 1/2$
 A 国の補助金において補助対象となった経費のうち、区が対象とした経費
 B 国の補助金の額確定金額のうち、区が対象とした経費

根拠法令等

港区中小企業ソフトウェア導入費等支援事業補助金交付要綱
 港区中小企業デジタル技術導入促進補助金交付要綱

事業開始時期

令和4年度

事業の実施状況

（1）中小企業DX巡回相談

年度	相談件数（件）	事業費（円）
4	575	2,534,400

※ 本事業は令和5年度より産業振興センター指定管理業務へ移行

(2) 補助金

①ソフトウェア導入費等支援事業補助金

年度	補助件数 (件)	事業費 (円)
4	20	3,586,000

②デジタル技術導入促進補助金

年度	補助件数 (件)	事業費 (円)
4	10	6,248,000

概要

新型コロナウイルス感染症に関する対策及び中小企業における労働環境の改善の推進を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等の対策として実施するテレワーク環境の整備に必要な費用の一部を補助します。

内容

- (1) 補助対象経費
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に取り組むために実施するテレワーク環境の設備の設置に係る経費
- (2) 補助率等
100万円を限度に、補助対象経費の1/2

根拠法令等

港区中小企業テレワーク設備支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

令和2年度

事業の実施状況

年度	補助件数（件）	事業費（円）
2	63	21,374,000
3	62	19,333,000
4	17	5,569,000

※ 令和5年3月廃止

店舗等賃料減額助成金交付事業

産業振興課

概要

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業者が賃借している物件の賃料を減額している賃貸人に対し、減額した賃料の一部を助成することにより、港区内における事業の継続を支援します。

内容

感染拡大防止のため休業要請されている飲食店や、売上げが減少している物販店などの賃借人に対して、賃貸人が賃料を減額した場合に、減額した賃料の二分の一を賃貸人に助成し、賃貸人を支援するとともに、賃借人である店舗等の経営基盤の維持に努めます。

根拠法令等

港区店舗等賃料減額助成金交付要綱

事業開始時期

令和2年度

事業の実施状況

年度	交付決定件数（件）	交付決定物件数（件）	交付額（円）
2	930	2,052	372,738,000

※ 当事業は、令和2年度に臨時に実施しました。

概 要

区内の未組織の商店会からの申請に基づき、認可基準により振興組合設立等の認可を行い、商店会の組織強化に伴う商店街地域の環境整備推進と商店街事業の健全な発展を図ります。

内 容

区が関係法令や港区商店街振興組合設立認可等事務処理基準に基づき設立等の認可を行います。

また、認可した組合から毎年決算関係資料の提出を受け、組合の業務や会計、運営状況を確認します。

根拠法令等

- 商店街振興組合法
- 商店街振興組合法施行令
- 商店街振興組合法施行規則
- 港区商店街振興組合設立認可等事務処理基準

事業開始時期

平成 12 年度

事業の実施状況

	認可等申請数 (件)	振興組合数 (団体)	振興組合連合会数 (団体)
30	1	6	1
元	0	6	1
2	0	6	1
3	0	6	1
4	0	6	1

商店街組織化助成

産業振興課

概 要

商店会の組織化の際の費用を助成することにより、区内商店会の組織強化と環境整備を図ります。

内 容

事業協同組合及び商店街振興組合を設立したとき並びに商店街振興組合が商店街振興組合連合会を設立したときに、それに係る経費の一部について助成金を交付します。

補助限度額 25 万円

根拠法令等

港区商店街近代化助成要綱

事業開始時期

昭和 57 年度

概 要

区内の消費需要の創出に努め、区内商店街を活性化するために、港区商店街振興組合連合会が自主発行する港区内共通商品券の発行に要する事業運営経費の一部を支援します。

内 容

港区商店街振興組合連合会が実施する港区内共通商品券事業に要する経費の一部を補助金として交付し、発行保証金の供託に必要な経費の一部を貸し付けます。

根拠法令等

港区内共通商品券発行事業支援実施要綱

事業開始時期

平成 16 年度

経過 平成 8 年度（港区内共通商品券発行事業支援 平成 14 年度終了）
平成 10 年度（港区「いいまち・いいみせ」商品券支援事業 平成 14 年度終了）
平成 15 年度（プレミアム商品券自主発行事業運営支援事業 平成 15 年度終了）

事業の実施状況

年度	事業費（円）
30	54,454,506（補助金） 30,000,000（貸付金）
	3,903,766（補助金） ※繰越明許費繰越事業分
	8,984,058（補助金） ※令和元年度へ繰越
元	52,431,403（補助金） 30,000,000（貸付金）
	8,367,780（補助金） ※繰越明許費繰越事業分
	8,321,056（補助金） ※令和2年度へ繰越
2	404,670,698（補助金） 55,000,000（貸付金）
	7,699,920（補助金） ※繰越明許費繰越事業分
	186,258,426（補助金） ※令和3年度へ繰越
3	493,818,452（補助金） 30,000,000（貸付金）
	163,477,279（補助金） ※繰越明許費繰越事業分
	179,446,269（補助金） ※令和4年度へ繰越
4	397,248,740（補助金） 30,000,000（貸付金）
	167,364,377（補助金） ※繰越明許費繰越事業分
	139,808,282（補助金） ※令和5年度へ繰越

にぎわい商店街事業

(1) コミュニティ事業

各総合支所協働推進課
産業振興課

概要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等が行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内容

商店会等が行うイベント事業に対し、区が補助金を交付します。

	補助率	補助限度額 (円)
イベント事業	2/3	600 万

- ※ 1 商店会等につき、1 年度内 2 事業まで。ただし、複数商店会等による共催事業 1 回は、当該回数に含まないものとします。
- ※ 防災や環境など当該補助事業者に対応しいテーマを掲げて実施する、総事業費 36 万円以下の「小規模な事業」の補助金は、補助対象経費の 9 分の 8 又は 32 万円のいずれか低い額を限度額とします。
- ※ 商店街の若手・女性グループが小規模な事業を実施する「若手・女性支援事業」については、補助対象経費の 9 分の 8 以内の額又は 88 万 8 千円のいずれか低い額とする。ただし、1 商店会等につき、1 年度内 1 事業までとし、総事業費が 100 万円以下かつ複数商店会での共催は不可とします。
- ※ 法人商店街等が実施するイベント事業を特別に支援する「組織活力向上支援事業」については、補助対象経費の 12 分の 11 以内の額又は補助限度額 825 万円のいずれか低い額とする。ただし、1 法人商店街等につき、1 年度内 1 事業までとし複数商店会での共催は不可とします。

	補助率	補助限度額 (円)
商店街小規模イベント支援事業	2/3	50 万

- ※ 1 事業につき、上限 50 万円かつ 1 商店会当たり年間上限 100 万円まで。また、100 万円の範囲内であれば申請回数の制限なしとします。

根拠法令等

港区にぎわい商店街事業実施要綱
港区商店街コミュニティ事業支援補助金交付要領

事業開始時期

平成 15 年度

事業の実施状況

(1) 事業実績

年度	実施事業数	イベント事業 補助金額(円)	感染防止対策経費 補助金額(円)
30	59	101,615,000	
元	55	89,416,000	
2	26	28,560,000	
3	31	35,888,000	287,000
4	52	50,936,000	982,000

※ 感染防止対策経費については、令和5年3月をもって廃止しました。

(2) 令和4年度実績一覧

イベント事業

	商店会名	事業名	イベント事業 補助金額(円)	感染防止対策経費 補助金額(円)
1	ニュー新橋ビル地下商店会	2022クリスマスSALE	690,000	0
	ニュー新橋ビル一階商店会		690,000	0
	ニュー新橋ビル二階商店会		690,000	0
	ニュー新橋ビル三階三栄会		690,000	0
	ニュー新橋ビル四階商店会		690,000	0
2	新橋柳通商店会	新橋柳通商店会年末抽選大会	291,000	0
3	新橋赤レンガ通り発展会	新橋赤レンガ通り発展会新春セール	193,000	0
4	芝商店会	芝まつり	276,000	0
5	芝商店会	the福引	666,000	0
6	森永エンゼル街	おかげさまで49周年大感謝セール	167,000	0
7	三田商店街振興組合	三田納涼カーニバル	3,049,000	662,000
8	三田商店街振興組合	歳末ビッグプレゼント	1,036,000	0
9	芝浦商店会	芝浦運河まつり	713,000	20,000
	芝浦一丁目商店会		713,000	20,000
	芝浦二丁目商店会		713,000	20,000
	海岸2・3丁目商店会		713,000	20,000
10	芝浦商店会	謝恩福引セール	695,000	0
11	芝浦一丁目商店会	芝浦一丁目こども祭り	1,939,000	6,000
12	芝浦二丁目商店会	芝浦二丁目商店会納涼盆踊り大会	1,378,000	0
13	芝浦二丁目商店会	芝浦二丁目商店会謝恩おもち配り大会	288,000	7,000
14	海岸2・3丁目商店会	海岸2・3丁目商店会もちつき大会	246,000	39,000

	商店会名	事業名	イベント事業 補助金額 (円)	感染防止対策経費 補助金額 (円)
15	プラチナヒルズ商栄会	T 8 ハロウィン物語2022 in 白金・高輪	182,000	0
	魚らん銀座商店会協同組合		182,000	0
	白金北里通り商店会		182,000	0
	メリーロード高輪		182,000	0
	高輪台商店会		182,000	0
	白金プラザ会		182,000	0
16	プラチナヒルズ商栄会	プラチナヒルズスクラッチでボン!	802,000	0
17	魚らん銀座商店会協同組合	魚らん納涼フェスティバルセール	586,000	0
18	魚らん銀座商店会協同組合	2022年魚らん歳末得々セール	1,211,000	0
19	白金商店会	白金ミートフェスティバル	1,529,000	0
20	白金商店会	ウィンターフェア	1,103,000	39,000
21	白金北里通り商店会	納涼大会「第11回白金阿波踊り」大売出しセール	1,985,000	0
22	白金北里通り商店会	歳末大売出しセール	792,000	0
23	メリーロード高輪	2022クリスマス感謝セール	673,000	0
24	白金プラザ会	天の川蛍祭 2022	2,066,000	0
25	白金プラザ会	スノーフェスタ 2022	1,026,000	0
26	高輪台商店会	盆ダンスフェスティバル2022	698,000	83,000
27	高輪泉岳寺前商店会	歳末大売出しセール	345,000	0
28	麻布十番商店街振興組合	歳末ほほえみセール	2,080,000	0
29	麻布十番商店街振興組合	麻布十番「十番の日」	637,000	0
30	東麻布商店会	2022～恒例～歳末感謝セール	620,000	0
31	東麻布商店会	東麻布ミニミニ縁日	267,000	0
32	六本木商店街振興組合	六本木フォトコンテスト	1,319,000	0
33	六本木商店街振興組合	六本木デザイナーズフラッグ・コンテスト	2,171,000	0
34	日赤通り商栄会	日赤通り商栄会歳末セール	717,000	0
35	日赤通り商栄会	日赤通り商栄会秋の還元セール	721,000	0
36	赤坂一ツ木通り商店街振興組合	赤坂秋まつり2022	935,000	0
	赤坂みすじ通り会		935,000	0
	赤坂通り商店会		935,000	0
37	赤坂通り商店会	元気をだそう!赤坂輪をつくろう盆踊り	2,606,000	35,000
38	赤坂一ツ木通り商店街振興組合	赤坂フェア(春)	640,000	0
39	赤坂一ツ木通り商店街振興組合	赤坂フェア(秋)	519,000	0
40	青山南一商振会	フェスティバル2022 ウェスタンカーニバル in AOYAMA 村	1,448,000	31,000

	商店会名	事業名	イベント事業 補助金額 (円)	感染防止対策経費 補助金額 (円)
41	青山表参道商店会	節分祭	349,000	0
42	港区商店街連合会	子ども商店体験事業	842,000	0
	合計	(42 事業)	48,175,000	982,000

若手・女性支援事業

	商店会名	事業名	イベント事業 補助金額 (円)
1	白金商店会	白金バル	354,000
	合計	(1 事業)	354,000

商店街小規模イベント支援事業

	商店会名	事業名	イベント事業 補助金額 (円)
1	汐留イタリア街商店会	商店会マルシェ	250,000
2	田町センタービルピアタ会	side spot	378,000
3	芝浦商店会	子どもお菓子くぼり	217,000
4	プラチナヒルズ商栄会	春のライトアップ企画 「どんぐり公園に春が来た」	333,000
5	魚らん銀座商店会協同組合	魚らんぷちお祭り	222,000
6	魚らん銀座商店会協同組合	魚らんお寺巡りスタンプ ラリー	190,000
7	白金商店会	ハロウィンイベント	333,000
8	麻布十番商店街振興組合	ハロウィンイベント	205,000
9	青山外苑前商店街振興組合	70周年記念事業	279,000
	合計	(9 事業)	2,407,000

にぎわい商店街事業

(2) 商店街活性化事業

各総合支所協働推進課
産業振興課

概要

商店会等が自ら計画し実施する商店街の整備及び活性化を推進する事業の経費の一部を助成することにより、事業の効果的かつ円滑な推進を図り、商店街の活性化及び自立的発展に寄与します。

内容

商店会等が行う商店街活性化事業に対し、区が補助金を交付します。

補助率	補助限度額 (円)
2/3	1,400 万

ただし、多言語対応に要する経費については、補助対象経費の6分の5又は833.3万円のいずれか低い額を補助します。

国庫補助対象事業となる場合は、補助対象経費から国庫補助金を除いた額の2分の1又は700万円のいずれか低い額を補助します。

また、港区商店街連合会及び港区商店街振興組合連合会が実施する「商店街組織力強化支援事業」については、補助対象経費の12分の11又は1,400万円のいずれか低い額を補助します。

根拠法令等

港区にぎわい商店街事業実施要綱
港区商店街活性化事業補助金交付要領

事業開始時期

平成17年度

事業の実施状況

(1) 事業実績

年度	実施事業数	補助金額 (円)
30	7	14,579,000
元	4	4,810,000
2	8	20,295,000
3	8	9,126,000
4	6	4,209,000

※ 平成 16 年度までは、共同施設設置事業(施設整備等事業助成)、にぎわい商店街事業(商店街活性化事業)として、実施していました。

平成 17 年度からは、にぎわい商店街事業(商店街活性化事業)に統合し、実施しています。

(2) 令和 4 年度実績一覧

商店会名		事業名	補助金額 (円)
1	烏森栄通り栄会	烏森栄通り栄会商店会フラッグ交換事業	67,000
2	芝浦商店会	フラッグ掛け替え	411,000
3	白金商店会	商店会テーマソング作成	1,026,000
4	白金北里通り商店会	街路灯用フラッグの作成	420,000
5	麻布十番商店街振興組合	麻布十番商店街マップ作成事業	1,320,000
6	青山外苑前商店街振興組合	青山紹介映像制作	965,000
合計		(6 事業)	4,209,000

にぎわい商店街事業

(3) 地域連携型商店街事業

各総合支所協働推進課
産業振興課

概要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等と地域団体等が連携して行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内容

商店会等と地域団体等が実行委員会形式で行うイベント事業に対し、補助金を交付します。

	補助率	補助限度額 (円)
イベント事業 (新規)	4/5	400 万
イベント事業 (継続)	2/3	333.3 万

※ 1 実行委員会につき、1 年度内 1 事業まで。なお、同一の商店会等が構成員となっている実行委員会が複数ある場合は、いずれか 1 つの実行委員会の補助事業のみを対象とします。

根拠法令等

港区にぎわい商店街事業実施要綱
港区地域連携型商店街事業補助金交付要領

事業開始時期

平成 30 年度

事業の実施状況

年度	実施事業数	イベント事業 補助金額 (円)	感染防止対策経費 補助金額 (円)
30	3	10,432,000	
元	1	3,945,000	
2	0	0	
3	1	1,519,000	40,000
4	3	8,378,000	28,000

※ 感染防止対策経費については、令和 5 年 3 月をもって廃止しました。

にぎわい商店街事業

(4) 商店街地域力向上事業

各総合支所協働推進課
産業振興課

概要

地域社会の中で商店会等が自ら住民生活を支えるための活動を行うに際し、必要な補助金を交付することにより、広く地域社会に貢献する商店街の振興を図り、中小企業の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与します。

内容

商店会等が行う住民生活を支えるための活動に対し、区が補助金を交付します。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染拡大防止ガイドライン等に基づく取組を実施し、商店街の3密（密閉、密集、密接）状態の回避を行う際に要する経費の一部を補助します。

	補助率	補助限度額（円）
地域社会の中で商店会等が自ら行う住民生活を支えるための活動	2/3	40万
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の活動	5/6	50万

※ 1商店会等につき、1年度内2事業まで。（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の活動については、1商店会等につき、1年度内1事業まで。）

根拠法令等

港区にぎわい商店街事業実施要綱
港区商店街地域力向上事業補助金交付要領

事業開始時期

令和3年度

事業の実施状況

年度	実施事業数		補助金額（円）
	住民生活を支えるための活動	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の活動	
3	2	21	4,966,000
4	2	3	455,000

にぎわい商店街事業

(5) 商店街振興アドバイザー派遣事業

各総合支所協働推進課
産業振興課

概要

地域特性と個性を生かした魅力ある商店街の形成を推進するため、専門コンサルタントが商店街を巡回し、各種相談に応じます。

内容

区内商店街を直接訪問し、組織概要・立地・業種構成などを把握し、商店街の問題点の抽出及び助言を行います。

根拠法令等

港区にぎわい商店街事業実施要綱

事業開始時期

平成15年度

事業の実施状況

年度	商店会名	事業費(円)
30	港区商店街連合会	57,500
元	新橋駅前ビル商店会	46,000
2	—	0
3	—	0
4	—	0

にぎわい商店街事業

産業振興課

(6) ちいばす・お台場レインボーバス車内広告

概要

商店会等が実施するイベント等の情報を、港区コミュニティバス「ちいばす」車内に設置された液晶モニター「ちいばすチャンネル」と台場シャトルバス「お台場レインボーバス」車内のデジタルサイネージで放映し、商店街イベント等をPRするとともに、商店街への顧客の回遊性を高めます。

内容

商店会等が実施するイベント等について、開催時期・場所・事業内容・写真等の情報を、ちいばす・お台場レインボーバス車内で放映します。

事業開始時期

ちいばす車内広告 平成 22 年度
お台場レインボーバス車内広告 平成 29 年度

事業の実施状況

年度	事業内容	事業費(円)
30	ちいばす車内広告	2,263,464
	お台場レインボーバス車内広告	1,920,000
元	ちいばす車内広告	2,606,776
	お台場レインボーバス車内広告	1,856,279
2	ちいばす車内広告	1,317,360
	お台場レインボーバス車内広告	1,303,696
3	ちいばす車内広告	1,536,920
	お台場レインボーバス車内広告	1,385,177
4	ちいばす車内広告	2,085,820
	お台場レインボーバス車内広告	1,548,141

にぎわい商店街事業

観光政策担当

(7) 商店街情報の発信

概 要

(1) 商店街イベント情報ちらしの発行

商店街のイベント情報ちらしを作成・配布することで、区内商店街の魅力的なイベントを区民へ周知するとともに、商店街ホームページの認知度を高め、商店街への来街者増加を図ります。ちらしの発行は終了とし、令和4年度から広報みなどに掲載しています。

(2) 商店街散策マップの発行

商店街散策マップを作成・配布することで、商店街の活性化と旅行者の周遊性向上を図ります。

内 容

(1) 商店街のイベント情報を記載したちらしを年2回発行します。

(2) 商店街の店舗や区内の主要観光スポットを掲載したマップを発行します。

事業開始時期

(1) 商店街イベント等情報ちらしの発行 平成26年度

(2) 商店街散策マップの発行 平成27年度

事業の実施状況

(1) 商店街イベント等情報ちらしの発行

年度	発行（新聞折込み数／発行部数）	事業費（円）
30	・港区商店街イベントまるっとわかるちらし 2018 Summer (90,600部／109,000部) 2018 Autumn (90,600部／109,000部)	2,527,306
元	・港区商店街イベントまるっとわかるちらし 2019 Summer (90,600部／109,000部) 2019 Autumn (90,600部／109,000部)	2,527,306
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、イベント実施の見通しが立たなかったため、発行を中止しました。	—
3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、イベント実施の見通しが立たなかったため、発行を中止しました。	—
4	広報みなどへ掲載しました。	—

(2) 商店街散策マップの発行

年度	発行（発行部数）	事業費（円）
30	・港区商店街まちあるき MAP 日本語版 [芝・三田] [麻布] [赤坂] [白金・高輪] [芝浦港南・台場] [新橋・虎ノ門] [六本木] [青山]（各エリア 8,000 部） ・港区商店街まちあるき MAP 英語版 [芝・三田] [麻布] [赤坂] [白金・高輪] [芝浦港南・台場] [新橋・虎ノ門] [六本木] [青山]（各エリア 5,000 部）	3,860,136

※ 令和元年度から一般社団法人港区観光協会「旅行雑誌系情報誌」と統合

概要

商店会等に対し、複数年度にわたる集中的・包括的な支援を行うことにより、商店街と地域との結束力を高め、商店街独自のアイデアや独自の地域資源を発掘するとともに、個性的・魅力的な商店街への変身を促進します。

内容

商店街の個性を生かした計画づくりを支援するため、調査の実施や地元協議会等へコーディネーターを派遣します。

計画に沿った事業に対して、計画期間中に限り補助金を交付します。

期間経過後に事業の検証を行い、計画の修正を支援します。

(1) 補助率等

事業区分		適用条件	補助率	補助限度額(円)
計画策定期間中事業	イベント事業及び商店街PR事業	計画策定期間中に事業効果を検証するために実施する事業(1件のみ)	2/3	200万
計画計上事業	イベント事業	2件目まで	5/6	350万
		3件目	2/3	200万
		4～5件目(計画に付随する臨時的、単発的な事業に限る。)	1/2	150万
	活性化事業	商店街PR事業等	5/6	250万
		商店街多言語対応事業	5/6	833.3万
		施設整備事業等	5/6	5,000万
		施設整備事業等(国庫補助事業)	2/3	2,500万

根拠法令等

港区商店街変身戦略プログラム事業実施要綱

港区商店街変身計画補助金交付要領

事業開始時期

平成17年度

事業の実施状況

(1) 指定商店会等一覧

指定商店会等	計画年度	実施期間年度	事業検証年度
三田商店街振興組合	28年度	29～元年度	-
六本木商店街振興組合	30年度	元～5年度	-

※ 過去には、メリーロード高輪(18～20年度)、芝浦商店会(18～20年度)、東麻布商店会(19～21年度)、赤坂商店街協議会(19～21年度)、六本木商店街振興組合(20～22年度)、芝商店会(25～28年度)が事業を実施しています。

(2) 事業実績

年度	事業内容		事業費(円)
30	変身計画推進		2,580,000
	変身計画計上事業	イベント事業	4,771,000
		活性化事業	6,750,000
元	変身計画推進		—
	変身計画計上事業	イベント事業	9,952,000
		活性化事業	36,637,000
2	変身計画推進		—
	変身計画計上事業	イベント事業	5,027,000
		活性化事業	34,993,000
3	変身計画推進		—
	変身計画計上事業	イベント事業	5,193,000
		活性化事業	40,418,000
4	変身計画推進		—
	変身計画計上事業	イベント事業	0
		活性化事業	37,299,000

(3) 令和4年度実績一覧

商店会等名	事業内容	事業費(円)
六本木商店街振興組合	イベント事業	0
	活性化事業	37,299,000
合計		37,299,000

地域密着商店街プロモーション

産業振興課

概要

商店街は、存在するエリアなどの地域特性により特徴はそれぞれ異なっており、こうした地域特性を踏まえた上で、各商店街や個性的な店舗の魅力を広く効果的に発信していくことにより、商店街のにぎわいを創出し、顧客の消費行動につなげていくことを目的とします。

内容

地域住民を主な客層とする商店街を対象として、当該商店街の魅力をまとめた商店街プロモーション映像を制作し、ケーブルテレビやちいばす車内等で放映します。

事業開始時期

平成30年度

事業の実施状況

年度	実施商店会	事業費（円）
30	白金商店会	3,292,920
	白金北里通り商店会	
	メリーロード高輪	
	日赤通り商栄会	
元	三田商店街振興組合	2,440,900
	東麻布商店会	
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	0
3	プラチナヒルズ商栄会	2,649,900
	高輪台商店会	
4	港区商店街連合会	2,440,900

※ 令和5年3月をもって廃止しました。

概 要

地域コミュニティの核を担う商店街におけるイベント等の担い手が不足していることから、大学生や事業者を中心にボランティア（商店街スマイル応援団）を募集し、商店街イベント等の活動を支援いただくことで、商店会等の負担を軽減し、活発な商店街活動の維持・発展を図ります。

内 容

- (1) 登録対象者
20歳以上の健康な方
- (2) 対象イベント等
区内商店会等が開催する夏まつりやハロウィン、クリスマスイベント、餅つき大会等の季節ごとのイベント、清掃活動、防犯パトロールなど
- (3) 事業の流れ
 - ①募集・申込み
 - ②商店街スマイル応援団に登録
 - ③商店街スマイル応援団登録名簿を各商店会等に提供
 - ④各商店会等から登録者へ連絡
 - ⑤ボランティア活動の実施

事業開始時期

平成30年度

事業の実施状況

年度	登録者数(年度末時点)	派遣イベント数	事業費(円)
30	4	2	501,000
元	91	3	178,200
2	133	0	137,500
3	157	0	0
4	180	0	—

※ 事業費については、令和4年度より「にぎわい事業」に一括計上しています。

地域商店会助成

産業振興課

概要

地域商店会が実施する販売促進事業に対して、現物助成を行うことによって商業振興に役立っています。

内容

中元等季節大売出し、特別行事、統一商業まつりの際に、印刷物（ポスター、抽選券、チラシ等）、装飾、景品等を現物助成します。

対象

区内商業者を会員とする団体及び連合会

根拠法令等

港区地域商店会助成要綱
地域商店会助成交付基準

事業開始時期

昭和47年度

事業の実施状況

年度	事業名	統一商業まつり招待			
		招待内容	実施日	参加者数(人)	事業費(円)
30	新橋演舞場観劇		平成31年2月10日	1,223	4,995,540
元	新橋演舞場観劇		令和2年2月9日	1,150	4,995,540
2	明治座観劇		令和2年11月～ 令和3年10月	—	5,000,000
3	明治座観劇		令和3年12月～ 令和5年1月	—	5,000,000
4	新橋演舞場観劇		令和5年2月11日	1,015	4,998,840

※ 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、劇場を貸し切った商業まつり観劇会は中止し、一定期間引き換えることが可能な特別鑑賞券を配布しました。

概要

顧客満足やサービス向上のために、時代の要請に即応しながら意欲的、積極的に商店経営に努めている区内商店を審査、表彰することにより、商店経営の改善発展を図ります。

内容

各商店会が推薦する店舗を対象に、経営一般・店舗構成・照明・顧客満足度等の項目について審査し、表彰します。

- (1) 対象 港区内に店舗を有する小売業、飲食業及びサービス業で資本金若しくは出資金が5千万円以下又は常時使用する従業員がサービス業の場合は100人以下、小売業及び飲食業の場合は50人以下の店舗（風営法に規定される一部業種を除く。）
- (2) 主催 港区、港区商店街連合会、港区商店街振興組合連合会
- (3) 後援 港区議会
東京商工会議所港支部
港区しんきん協議会

根拠法令等

港区商店グランプリ実施要領

事業開始時期

昭和47年度

事業の実施状況

区分 年度	参加数（店舗）	事業費（円）
30	11	2,111,555
元	7	1,984,216
2	10	2,028,410
3	8	1,959,290
4	10	2,588,530

概 要

区内商店街と全国都市との交流を促進し関係を強化することにより、商店街の新たな魅力づくりや賑わいの創出を図り、地域の更なる活性化を目指します。

内 容

(1) 「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を締結している5都市^{※1}を中心に商店街における友好都市の物産販売、交流イベントや「全国交流物産展 in 新橋」を充実させ、商店街の賑わいに繋がるよう工夫を図ります。また、観光情報を発信し合うネットワークを構築し、相互プロモーション活動の場として活用します。

- ※1 「北海道佐呂間町」と「三田商店街振興組合」
 「山形県舟形町」と「東麻布商店会」
 「福島県いわき市」と「ニュー新橋ビル商店連合会」
 「岐阜県郡上市」と「青山外苑前商店街振興組合」
 「山形県庄内町」と「白金プラザ会」

(2) 温泉所在都市協議会に加盟し、区内の温泉及び温泉所在都市の周知を図ります。
 (3) 義士親善友好都市交流会議に加盟し、忠臣蔵ゆかりの地等のある全国自治体と親善及び友好を深め、情報交換を行い、連携自治体相互の地域活性化を図ります。

事業開始時期

- (1) 平成 21 年度
 (2) 平成 26 年度
 (3) 平成 5 年度

事業の実施状況

(1) 「全国交流物産展 in 新橋」^{※2}

年度	日時	場所	参加都市	参加者数(人)	事業費(円)
30	10/25(木) 11:00-20:00 10/26(金) 11:00-20:00	新橋 SL 広場 区立桜田公園	34	150,318	8,097,019
元	10/24(木) 11:00-20:00 10/25(金) 11:00-20:00	新橋 SL 広場 区立桜田公園	37	73,704 (雨天開催)	8,143,300
2 ^{※3}	—	—	—	—	2,464,000
3 ^{※3}	—	—	—	—	220,000
4	10/19(水) 11:00-19:00 10/20(木) 11:00-19:00 10/21(金) 11:00-19:00	新橋 SL 広場	22 ^{※4}	13,411	6,192,185

※2 平成28年度に事業名称変更。平成27年度以前は「商店街と地方都市との交流物産展」として実施しました。

※3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※4 令和4年度は、参加都市を1日ごとの入替制として実施しました。

10月19日(水) 参加都市

岐阜県郡上市・福島県白河市・福島県会津坂下町・茨城県鉾田市
東京都あきる野市・山梨県笛吹市・静岡県浜松市

10月20日(木) 参加都市

福島県いわき市・北海道中富良野町・秋田県美郷町・東京都大島町
長野県飯田市・鳥取県北栄町・高知県四万十市・宮崎県日之影町

10月21日(金) 参加都市

山形県舟形町・岩手県大船渡市・宮城県気仙沼市・栃木県宇都宮市
東京都新島村・新潟県十日町市・和歌山県和歌山市

(2) 温泉所在都市協議会

平成26年10月に温泉所在都市協議会に加盟し、区内温泉及び温泉協議会加盟都市のPRを行っています。

① 区内温泉

ア 麻布黒美水温泉・竹の湯

イ ザ・プリンス パークタワー東京

② シティプロモーションツール「とっておきの港区」での周知

ア 平成30年度 麻布黒美水温泉・竹の湯を紹介

イ 令和4年度 麻布黒美水温泉・竹の湯を紹介

③ 温泉所在都市協議会分担金

ア 平成30年度 8,000円

イ 令和元年度 8,000円

ウ 令和2年度 8,000円

エ 令和3年度 8,000円

オ 令和4年度 8,000円

※ 温泉所在都市協議会加盟初年度は免除

(3) 義士親善友好都市交流会議

平成5年に加盟し、これまで9回参加しています。交流会議は年1回、持ち回り方式により行い、開催市区町村が主催します。

年度	実施日	開催市区町村	事業費（円）
30	7/20（金）	広島県三次市	237,880
元 ^{※5}	－	－	－
2 ^{※6}	－	－	－
3 ^{※6}	－	－	－
4 ^{※6}	－	－	－

※5 令和元年度は、開催日が他の事業と重なったため不参加となりました。

※6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

港区商店街消費喚起イベント支援事業

産業振興課

概 要

新たな生活様式の浸透等により、区内の人出はコロナ前のように戻っておらず、苦戦を強いられている区内商店街及び各店舗のにぎわいを取り戻すため、港区商店街連合会が行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内 容

港区商店街連合会が行うイベント事業「みな得レシートキャンペーン」に対し、区が補助金を交付します。

	補助率	補助限度額（円）
事業周知に要する経費	10/10	12,157,000
運営費	5/6	7,978,000

根拠法令等

港区商店街消費喚起イベント支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

令和3年度

事業の実施状況

年度	事業費（円）
3	23,339,000
4	17,246,000

概 要

小売業等の店舗改装を支援することにより、商店街及び中小企業の振興を図ります。

内 容

小売業・飲食業等の中小企業者（個人も含む。）が、店舗を改装する場合、改装費用の一部を補助します。また、専門のアドバイザーを区の負担において派遣し、改装計画作りを支援します。

- (1) 対象者 資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人(小売業又はサービス業にあつては、30人)以下の法人若しくは個人
- (2) 対象店舗 小売業、飲食業及びサービス業(写真業、洗濯業、理容業、美容業等日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る。)で区内に立地する店舗
※ 原則として外観から改装が視認できる改装であり、商店会に加盟又は加盟を予定している店舗
- (3) 補助金額 50万円を限度に補助対象経費の1/2

根拠法令等

港区商店街小売業等店舗改装支援事業実施要綱

事業開始時期

平成18年度

事業の実施状況

年度	対象（うちアドバイザー派遣のみ）（店舗）	事業費（円）
30	5 (0)	3,000,000
元	4 (1)	1,328,000
2	2 (2)	130,000

※ 令和3年度からチャレンジ商店街店舗応援事業に統合しました。

概 要

区内の商店街において生鮮三品販売、その他小売業等を営む店舗の設備更新等に要する経費の一部を補助することにより、当該店舗の持続的な営業を支援し、もって商店街及び中小企業の振興を図ります。

内 容

- (1) 対象者 資本の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 30 人以下の法人若しくは個人（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等を営む事業者を除く。）
- (2) 対象店舗 小売業、飲食業及びサービス業（写真業、洗濯業、理容業、美容業等日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る。）で区内に立地し、区内商店会加盟の店舗又は港区商店街連合会の賛助会員として紙の港区内共通商品券を取り扱っている店舗
※ 生鮮三品（鮮魚、精肉、青果）販売店舗については、区内で引き続き 5 年以上営業している店舗。その他小売業等を営む店舗については、区内で引き続き 10 年以上営業している店舗
- (3) 対象事業 法定耐用年数を過ぎた設備の買換え若しくは大規模修繕又は他業種の既存店舗が新たに生鮮三品を販売するための設備購入若しくは大規模修繕
- (4) 補助金額 生鮮三品販売店舗……75 万円を限度に補助対象経費の 3 / 4
その他小売業等店舗…50 万円を限度に補助対象経費の 1 / 2

根拠法令等

港区生鮮三品等商店街店舗持続化支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

平成 30 年度

事業の実施状況

年度	対象（うち生鮮三品販売）（店舗）	事業費（円）
30	10(2)	3,646,000
元	2(0)	1,000,000
2	20(6)	7,417,000
3	8(2)	3,439,000
4	10 (1)	3,823,000

概要

区内の商店街において小売業等を営む店舗が、新たな顧客を獲得する事業を実施する際に要する経費の一部を補助することにより、当該店舗の更なる活性化を促進し、もって商店街及び中小企業の振興を図ります。また、専門のアドバイザーを区の負担において派遣し、補助事業に関する問題等を整理、確認し、改善案等を提案します。

内容

- (1) 対象者 資本の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 30 人以下の法人若しくは個人（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等を営む事業者を除く。）
- (2) 対象店舗 小売業、飲食業及びサービス業（写真業、洗濯業、理容業、美容業等日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る。）で区内に立地し、区内商店会加盟の店舗又は港区商店街連合会の賛助会員として紙の港区内共通商品券を取り扱っている店舗
※ 区内で引き続き 5 年以上営業している店舗
- (3) 対象事業 新規顧客獲得、多言語対応、効率化・省人化に向けた新たな取組
- (4) 補助金額 50 万円を限度に補助対象経費の 1 / 2

根拠法令等

港区チャレンジ商店街店舗応援事業補助金交付要綱

事業開始時期

令和 2 年度

事業の実施状況

(1) 補助金

年度	対象（店舗）	事業費（円）
2	22	8,094,000
3	16	5,665,000
4	11	3,423,000

(2) アドバイザー派遣

年度	対象（店舗）	事業費（円）
3	0	0
4	0	0

概要

区内の商店街において小売業等を営む店舗が、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助することにより、当該店舗の更なる活性化を促進し、もって商店街及び中小企業の振興を図ります。また、専門のアドバイザーを区の負担において派遣し、補助事業に関する問題等を整理、確認し、改善案等を提案します。

内容

- (1) 対象者 資本の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 30 人以下の法人若しくは個人（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等を営む事業者を除く。）
- (2) 対象店舗 小売業、飲食業及びサービス業（写真業、洗濯業、理容業、美容業等日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る。）で区内に立地し、区内商店会加盟の店舗又は港区商店街連合会の賛助会員として紙の港区内共通商品券を取り扱っている店舗
- (3) 対象事業 新型コロナウイルス感染症対策のための取組（換気扇設置、エアコン設置、光触媒工事、キャッシュレス機器導入等）
- (4) 補助金額 60 万円を限度に補助対象経費の 2 / 3

根拠法令等

港区チャレンジ商店街店舗応援事業補助金交付要綱

事業開始時期

令和 3 年度

事業の実施状況

(1) 補助金

年度	対象（店舗）	事業費（円）
3	32	12,065,000
4	26	10,280,000

(2) アドバイザー派遣

年度	対象（店舗）	事業費（円）
3	0	0
4	1	42,000

※ 当該事業は、令和 5 年 3 月をもって廃止しました。

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大幅に売上げが減少している区内商店街の店舗が、売上げを確保するために「テイクアウト」、「デリバリー」、「通信販売」を新たに開始し、又は継続して実施する際に要する経費の一部を補助することにより、当該店舗の更なる活性化を促進し、もって商店街及び中小企業の振興を図ります。

内容

- (1) 対象者 資本の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が 30 人以下の法人若しくは個人（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等を営む事業者を除く。）
- (2) 対象店舗 小売業、飲食業及びサービス業（写真業、洗濯業、理容業、美容業等日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る。）で区内に立地し、区内商店会加盟の店舗又は港区商店街連合会の賛助会員として紙の港区内共通商品券を取り扱っている店舗
※ 原則、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から事業を営んでいることを条件とする。
- (3) 対象事業 交付決定日以降に実施するテイクアウト、デリバリー、通信販売（前年度以前に当事業を利用した内容の類似経費は除く。）
- (4) 補助金額 40 万円を限度に補助対象経費の 2 / 3

根拠法令等

港区テイクアウト・デリバリー・通信販売導入商店街店舗応援事業補助金交付要綱

事業開始時期

令和 2 年度

事業の実施状況

年度	対象（店舗）	事業費（円）
2	124	60,084,000
3	150	61,728,000
4	21	6,134,000

※ 当該事業は、令和 5 年 3 月をもって廃止しました。

概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や感染防止に向けた行動自粛に伴い、港区内の中小企業者等の経営が悪化していることを踏まえ、港区内の中小企業者等で構成する団体の持続的な活動を支援するため、給付金を支給します。

内容

(1) 対象団体

- ① 港区商店街連合会加盟団体（54 団体）
- ② 港区産業団体連合会加盟団体（7 団体）
- ③ 港区商店街連合会（本部）
- ④ 港区産業団体連合会（本部）
- ⑤ 一般社団法人港区観光協会（本部）

(2) 支給額

区分		支給額（円）
港区商店街連合会及び港区産業団体連合会の加盟団体	基準日における会員数50未満の団体	各100万
	基準日における会員数50～99の団体	各150万
	基準日における会員数100～199の団体	各200万
港区商店街連合会の加盟団体	基準日における会員数200～299の団体	各250万
	基準日における会員数300以上の団体	各300万
港区商店街連合会（本部）及び港区産業団体連合会（本部）		各500万
一般社団法人港区観光協会（本部）		1,000万

根拠法令等

コロナに負けるな！ものづくり・商業・観光応援金支給事業実施要綱

事業開始時期

令和2年度

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度のみ実施しました。

概 要

大規模小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境保持のため、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき施設の配置や運営方法が適正に配慮されるよう、大規模小売店舗立地法により設置者が都道府県に届け出ることを義務付けています。

内 容

大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²超）の出店等の際に、関係課に意見照会を行い、東京都に対し区の意見を述べ、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境を保持します。

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針及び担当課

指 針	担 当 課	担 当 係	
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項	①駐車場の必要台数の確保	地域交通課 各総合支所 まちづくり課	交通対策係 まちづくり係
	②駐車場の位置及び構造等	地域交通課	交通対策係
		各総合支所 まちづくり課	まちづくり係
	③駐輪場の確保等	地域交通課	交通対策係
		各総合支所 まちづくり課	まちづくり係
	④自動二輪車の駐車場の確保	地域交通課	交通対策係
⑤荷さばき施設の整備等			
⑥経路の設定等			
(2) 歩行者の通行の利便の確保等	土木課	土木計画係	
	地域交通課	交通対策係	
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	みなとリサイクル 清掃事務所	ごみ減量・資源化推進係	
		清掃事業係	
(4) 防災・防犯対策への協力	防 災 課	防 災 係	
(5) 騒音の発生に係る事項	環 境 課	環境指導・環境アセスメント担当	
			②騒音の予測・評価について
(6) 廃棄物に係る事項等	みなとリサイクル 清掃事務所	清掃事業係	
			①廃棄物等の保管について
			③その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について
(7) 街並みづくり等への配慮等	都市計画課	都市計画係	
	開発指導課	景観指導係	
	各総合支所 まちづくり課	まちづくり係	

根拠法令等

大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗立地法施行令

大規模小売店舗立地法施行規則

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

(平成19年2月1日経済産業省告示16号)

東京都大規模小売店舗立地審議会条例

東京都大規模小売店舗立地法の運営に関する要綱

事業開始時期

平成12年6月1日

事業の実施状況

		新設(件)	変更(件)	廃止(件)
30	事前相談数	2	1	0
	届出数	2	9	0
元	事前相談数	1	3	0
	届出数	1	7	0
2	事前相談数	0	0	0
	届出数	0	8	1
3	事前相談件数	1	1	0
	届出数	1	11	0
4	事前相談件数	2	2	0
	届出数	2	9	0

概 要

都市観光のあり方、観光事業の体系的整理、推進体制、経済効果等を検討し、観光振興による商店街や中小企業等、商業及び産業の活性化を目的として策定します。

内 容

- (1) 平成 29 年度
「第 3 次港区観光振興ビジョン」策定
計画期間 平成 30 (2018) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 6 年間
- (2) 令和元年度
「第 3 次港区観光振興ビジョン [後期計画]」策定に当たって、基礎調査を行いました。
- (3) 令和 2 年度
「第 3 次港区観光振興ビジョン [後期計画]」策定
計画期間 令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 3 年間
- (4) 令和 4 年度
「第 4 次港区観光振興ビジョン」策定に当たって、基礎調査を行いました。

事業開始時期

平成 16 年度

事業の実施状況

年度	事業費 (円)
30	—
元	7,802,850
2	8,730,780
3	—
4	7,807,305

概 要

港区内の観光の振興を図るため、一般社団法人港区観光協会が行う事業及び事務局体制を支援します。

内 容

一般社団法人港区観光協会が実施する事業等に対し、補助金を交付して支援します。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 事務局体制支援 | 平成15年度～ |
| (2) 港区観光フォトコンテスト支援 | 平成15年度～ |
| (3) ホームページ再構築 | 平成25年度・30年度 |
| (4) SNSを活用した観光情報の発信 | 平成28年度～ |
| (5) 旅行雑誌系情報誌の発行 | 平成30年度～ |
| (6) ホームページコンテンツの充実化 | 令和元年度～ |

根拠法令等

- 港区補助金等交付規則
- 一般社団法人港区観光協会補助金交付要綱

事業開始時期

昭和42年度

事業の実施状況

(1) 補助金交付額

年度	交付額 (円)
30	44,169,640
元	36,652,000
2	36,652,000
3	36,593,000
4	35,272,043

(2) 主要事業

① 平成30年度

- ア 港区観光フォトコンテスト実施
応募人数 336人
応募作品数 1,249作品
- イ まち歩きツアー実施
- ウ 秩父宮みなとラグビーまつり2018出展
- エ 第46回三田納涼カーニバル出展
- オ 第52回麻布十番納涼まつり出展
- カ 歴史フォーラム「幕末明治の外交」出展
- キ ツーリズムEXPOジャパン2018出展
- ク みなと区民まつり参加
- ケ 全国交流物産展in新橋出展
- コ 浜祭出展
- サ 第7回港区ものづくり・商業観光フェア出展
- シ 歴史フォーラム「忠臣蔵」出展
- ス 港区ワールドフェスティバル共催
- セ 東京マラソンEXPO 2019出展
- ソ 港区ワールドカーニバル出展

② 令和元年度

- ア 港区観光フォトコンテスト実施
応募人数 277人
応募作品数 1,206作品
- イ まち歩きツアー実施
- ウ 秩父宮みなとラグビーまつり2019出展
- エ 第47回三田納涼カーニバル出展
- オ 第53回麻布十番納涼まつり出展
- カ 歴史フォーラム「昭和の港区」出展
- キ ツーリズムEXPOジャパン2019出展
- ク みなと区民まつり参加
- ケ 全国交流物産展in新橋出展
- コ 浜祭出展
- サ 歴史フォーラム「忠臣蔵」出展
- シ 港区ワールドフェスティバル共催
- ※ 東京マラソンEXPO2020、港区ワールドカーニバルは開催中止のため出展なし

③ 令和2年度

- ア 港区観光フォトコンテスト実施
応募人数 339人
応募作品数 1,457作品
- イ まち歩きツアー実施（オンラインツアー含む）
- ウ 空・海・大地つなぐ港2020Fes参画

- エ 竹芝みなとフェスタ共催
- オ 第8回港区ものづくり・商業観光フェア参画（オンライン開催）
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年開催していた事業のうち一部が中止となりました。

④ 令和3年度

- ア 港区観光フォトコンテスト実施
 - 応募人数 373人
 - 応募作品数 1,015作品
- イ まち歩きツアー実施（オンラインツアー・まち歩きスライドショー含む）
- ウ 港区観光協会デジタルスタンプラリー開催
- エ WEBでみなと区民まつり2021協賛
- オ 浜祭出展（オンラインによる動画配信）
- カ 竹芝みなとフェスタ共催
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年開催していた事業のうち一部が中止となりました。

⑤ 令和4年度

- ア 港区観光フォトコンテスト実施
 - 応募人数 413人
 - 応募作品数 1,158作品
- イ まち歩きツアー実施
- ウ 秩父宮みなとラグビーまつり2022出展
- エ 春の食フェスティバル「Tokyo Tokyo Delicious Museum」出展
- オ ツーリズムEXPOジャパン2022出展
- カ みなと区民まつり参加
- キ 全国交流物産展 in 新橋～鉄道開業150年記念Ver.～出展
- ク 第9回港区ものづくり・商業観光フェア参画
- ケ 竹芝みなとフェスタ参画
- コ 「坂道表札クイズラリー in 港区」開催
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年開催していた事業のうち一部が中止となりました。

観光情報発信事業

観光政策担当

概要

多くの方に港区を訪れていただくため、広く区の魅力を発信するとともに、国内外から訪れた旅行者が、区内で充実した時間を過ごせるよう観光情報を提供し、旅行者の周遊性・回遊性を高めます。

内容

港区に関する観光情報誌等の発行など、国内外に向けた観光情報を発信します。

事業開始時期

昭和39年度

事業の実施状況

(1) 観光マップ等

年度	発行物（発行部数）	事業費（円）
30	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップ <ul style="list-style-type: none"> 日本語版 15,000部 英語版 10,000部 中国語版 5,000部 ハングル版 5,000部 ・観光ガイドブック <ul style="list-style-type: none"> 日本語版 21,000部 英語版 10,000部 ・歴史観光ガイドブック <ul style="list-style-type: none"> 日本語版 15,000部 英語版 4,500部 	8,133,156
元	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップ <ul style="list-style-type: none"> 日本語版 15,000部 英語版 8,000部 中国語版 3,500部 ハングル版 3,500部 ・歴史観光ガイドブック <ul style="list-style-type: none"> 日本語版 15,000部 英語版 3,000部 	6,490,440
2	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップ ※ 令和2年度は作成なし ・歴史観光ガイドブック <ul style="list-style-type: none"> 日本語版 12,500部 英語版 1,500部 	1,089,000

年度	発行物（発行部数）	事業費（円）
3	・観光マップ（日本語版・英語版のみ） ※ Web 版作成（ホームページに掲載） ・歴史観光ガイドブック 日本語版 6,000 部 英語版 1,500 部	4,336,200
4	・観光マップ 日本語版 8,000 部 英語版 1,500 部 ・歴史観光ガイドブック 日本語版 7,000 部 英語版 1,500 部	3,555,200

(2) 観光情報提供用メールマガジン

年度	事業費（円）
30	2,047,248
元	1,796,200
2	1,803,912

※ 観光情報提供用メールマガジンは、平成 28 年度に商工ネット事業から移行し、令和 3 年 3 月をもって廃止

※ 歴史観光ガイドブックは、平成 28 年度に歴史観光資源の活用・促進事業から移行

※ 観光ガイドブックは、令和元年度から一般社団法人港区観光協会「旅行雑誌系情報誌」と統合

概 要

旅行者のニーズに合った観光情報の提供を行うため、スマートフォンを活用した情報発信を行います。

内 容

スマートフォン用アプリケーションを制作し、観光情報の発信を行います。

(1)「港区まち歩きナビ」(日本語・英語対応)

GPS 機能を活用し、目的地への移動を案内します。

搭載コンテンツ 700 か所程度、25 以上のまち歩きルートを紹介します。自分だけのオリジナルルートも作成可能です。

(2)「東京 AR」(日本語・英語・中国語・ハングル対応)

「港区観光マップ」等と連動し、38 か所の観光スポットを音声と動画で紹介します。

※ 本事業は、平成 31 年 3 月をもって廃止しました。「港区まち歩きナビ」「東京 AR」の両アプリのデータは、一般社団法人港区観光協会ホームページで活用しています。

事業開始時期

平成 25 年度

事業の実施状況

平成 30 年度

港区まち歩きナビダウンロード数 636 回

港区まち歩きナビ利用回数 3,070 回

東京 AR ダウンロード数 540 回

東京 AR 動画再生数 (日本語・英語・中国語・ハングル) 2,002 回

年度	事業費 (円)
30	2,075,760

概 要

障害がある方や高齢の方、子育て中の方など、誰もが気軽に区内の魅力的な観光スポット等を満喫できるよう、バリアフリー観光を推進します。

内 容

観光施設、神社仏閣、ホテル等の施設に加え、施設と施設、駅等を結ぶ道路におけるバリアフリーの状況（段差、多機能トイレ、エレベーター、休憩スペース、坂道、階段、歩道等）調査を行い、その結果を基にバリアフリー観光ルートを作成します。作成したバリアフリー観光ルートは、ホームページに掲載します。

事業開始時期

平成 28 年度

事業の実施状況

年度	内容	事業費（円）
30	観光施設等のバリアフリー状況調査 「バリアフリーまち歩き MAP in 港区」（英語版）の発行・配布 「バリアフリーまち歩き MAP in 港区」（日本語版）の増刷・配布	5,076,000
元	観光施設等のバリアフリー状況調査 「バリアフリーまち歩き MAP in 港区」（中国語版・ハングル版）の発行・配布 「バリアフリーまち歩き MAP in 港区」（日本語版・英語版）の配布	4,806,120
2	「バリアフリーまち歩き MAP in 港区」（日本語版・英語版・中国語版・ハングル版）の配布	—
3	観光施設等のバリアフリー状況調査 Web 版「バリアフリーまち歩き MAP in 港区」（日本語版・英語版・中国語版・ハングル版）の作成・ホームページに掲載	4,620,000
4	観光施設等のバリアフリー状況調査 Web 版「バリアフリーまち歩き MAP in 港区」（日本語版・英語版）の作成・ホームページに掲載	3,872,000

概 要

初めて港区を訪れた旅行者でも安全に安心して、快適に港区内を観光できるよう、観光・街区案内標識を設置します。

内 容

旅行者が多く訪れる地域などで、多言語表記やピクトグラムを活用した誰にでもわかりやすい案内標識の整備を進めます。

- (1) 芝地区 計66基
- (2) 麻布地区 計35基
- (3) 赤坂地区 計41基
- (4) 高輪地区 計40基
- (5) 芝浦港南地区 計34基

事業開始時期

平成16年度

事業の実施状況

年度	設置数（基）	新設数（基）	移設数（基）	地図情報の更新数（基）	事業費（円）
30	204	14	1	7 ※ 地図盤面の一部修正を含む	34,843,392
元	210	6 ※ うち1基は管理再開	—	140	33,286,000
2	215	5	—	41	23,069,200
3	216	1 ※ 企業の協力により新設	—	—	0
4	216	—	—	76	4,584,800

概 要

幅広く効果的に区の観光情報を発信し、誰もが安全で安心して快適に観光できる受入環境を整備します。

内 容

区設及び民設の観光インフォメーションセンター等を設置し、区の観光案内や観光情報の発信等を行います。

事業開始時期

平成24年度

事業の実施状況**(1) 港区観光インフォメーションセンター****① 東京モノレール浜松町駅 港区観光インフォメーションセンター（無人）**

ア 設 置 平成24年7月

イ 所在地 港区浜松町2-4-12 東京モノレール浜松町駅2階南口改札前

ウ 運営時間 原則無休（ただし、東京モノレール浜松町駅の利用可能時間に準ずる）

エ 運営内容 冊子配置による観光情報発信（無人）

※ 平成24年度は東京都緊急雇用創出事業実施要綱に基づく「緊急雇用創出事業補助金」（補助率10/10）を活用し、有人窓口を設置

※ 平成25年度に営業開始時間を午前10時から午前9時に変更、日本語・英語に加えてハングルでの対応開始

※ 平成28年度に営業終了時間を午後5時から午後7時に変更

※ 平成29年度に東京モノレール浜松町駅の改修に合わせて有人窓口を移設（3階コンコース内）

※ 令和3年度に営業終了時間を午後7時から午後5時に変更

※ 令和4年度末をもって、3階コンコース内の有人窓口を一時閉鎖（東京モノレール浜松町駅の改修のため）

※ 令和5年度から、2階南口改札前にて、冊子配置による観光案内（無人）の運営を開始

② 札の辻スクエア 港区観光インフォメーションセンター（有人）

ア 設 置 令和4年4月

イ 所在地 港区芝5-36-4 札の辻スクエア1階

ウ 営業時間 原則無休（ただし、施設全体の開庁日に準ずる）、午前9時から午後5時まで

エ 営業内容 観光情報発信、観光案内（日本語・英語・ハングル）、物品販売
※ 令和5年度から、営業開始時間を午前10時から午前9時、営業終了時間を午後4時から午後5時に変更するとともに、平日のみの営業から原則無休に変更

(2) 民間事業者との連携

① 港区観光インフォメーションセンター

民間施設の総合案内窓口を港区観光インフォメーションセンターとして位置付け、港区全域の観光案内を行っています。

ア 平成18年4月：三菱地所プロパティマネジメント株式会社
アクアシティお台場3階 インフォメーションカウンター
港区台場1-7-1

イ 平成28年4月：森ビル株式会社
六本木ヒルズ森タワー2階 森タワー総合インフォメーション
港区六本木6-10-1

ウ 平成31年2月：京浜急行電鉄株式会社
Keikyu Tourist Information Center (Shinagawa)
港区高輪3-26-26 京急本線品川駅 高輪口改札外
※ 令和2年3月に「京急ツーリストインフォメーションセンター品川駅」から名称変更。

エ 令和2年7月：株式会社きらぼし銀行
きらぼし銀行本店 東京観光案内窓口
港区南青山3-10-43

② 港区観光情報ステーション

民間施設の案内カウンターを港区観光情報ステーションとして位置付け、港区の観光情報誌等の配布を行っています。

平成18年4月：三井住友信託銀行株式会社
虎ノ門コンサルティングオフィス
港区西新橋1-7-1

年度	事業費（円）
30	13,620,960
元	16,913,397
2	16,913,833
3	14,199,240
4	14,444,672

概要

国内外から訪れる旅行者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、観光案内活動を行う港区観光ボランティアガイドの育成と活動支援を行います。

内容

(1) 港区観光ボランティアガイド育成講座

港区観光ボランティアガイドとしての知識・技術等を習得するための育成講座を実施します。

受講生の募集に当たっては、おもてなしの心を持ち、協調性や積極性を持って活動できる方に加え、語学が得意な方や、観光案内に活かせる特技（手話や書道など）を持つ方を対象として明示することで、多様なスキルを活かし活躍できるガイドの育成を図ります。

※ 令和2年度から、育成講座の実施を中断しています。

(2) 港区観光ボランティアガイド事業

港区観光ボランティアガイド育成講座の修了者の自主的な活動の支援を行います。

平成28年度からは、港区観光ボランティアガイド事業の事務局を、一般社団法人港区観光協会内に設置し、港区観光ボランティアガイドがより活発なガイド活動を行えるよう支援しています。

また、港区観光ボランティアガイドのガイド活動における知識の拡充と技術力の向上を目的とした、スキルアップ講座を実施しています。

※ 令和4年度から、「港区観光ボランティアガイド育成事業」と統合しました。

事業開始時期

(1) 平成22年度

(2) 平成24年度

事業の実施状況

(1) 事業実績

年度	事業内容	事業費 (円)
30	港区観光ボランティアガイド育成講座 申込者 48 人 スキルアップ講座(5回) 延べ参加人数 114 人 港区観光ボランティアガイド活動支援	7,545,960
元	港区観光ボランティアガイド育成講座 申込者 36 人 スキルアップ講座(5回) 延べ参加人数 134 人 港区観光ボランティアガイド活動支援	14,303,908
2	港区観光ボランティアガイド育成講座 申込者 28 人 スキルアップ講座(5回) 延べ参加人数 179 人 港区観光ボランティアガイド活動支援	11,008,297
3	スキルアップ講座(5回) 延べ参加人数 229 人 港区観光ボランティアガイド活動支援	5,975,127
4	スキルアップ講座(5回) 延べ参加人数 170 人 港区観光ボランティアガイド活動支援	5,731,366

(2) 育成講座修了者

年度	人数 (人)
30	41
元	26
2	23
事業開始年度からの合計	243

概 要

港区にある神社仏閣等の歴史的観光資源を活用し、それぞれの時代の人物や事柄をテーマとして港区の歴史を解説します。それにより、歴史観光資源の魅力を多くの人に知ってもらい、また区内の周遊を図ります。

内 容

区内の歴史観光資源のうち関心度の高いテーマを取り上げ、歴史に造詣の深い講師や出演者を招いた歴史フォーラムの開催や動画の制作等を行います。

※ 本事業は令和5年3月をもって廃止しました。

事業開始時期

平成23年度

事業の実施状況

(1) 平成30年度

歴史フォーラム開催

- ① テーマ：幕末明治の外交（木村直樹氏、菅原真弓氏）

開催日時：平成30年9月2日（日）

・昼の部 午後1時30分～午後3時50分

・夜の部 午後5時00分～午後7時20分

開催場所：赤坂区民センター 区民ホール

人 数：585人

- ② テーマ：忠臣蔵（加来耕三氏、もりいくすお氏）

開催日時：平成30年12月1日（土）

・午前の部 午前10時30分～午後1時00分

・午後の部 午後2時30分～午後5時00分

開催場所：日本消防会館（ニッショーホール）

人 数：1,091人

(2) 令和元年度

歴史フォーラム開催

- ① テーマ：昭和の港区（山田真氏、泉麻人氏）

開催日時：令和元年9月14日（土）

・午前の部 午前10時30分～午後1時00分

・午後の部 午後2時30分～午後5時00分

開催場所：赤坂区民センター 区民ホール

人 数：608人

- ② テーマ：忠臣蔵（山本博文氏、桂しん吉氏）

開催日時：令和元年12月14日（土）

- ・ 午前の部 午前 10 時 30 分～午後 1 時 00 分
- ・ 午後の部 午後 2 時 30 分～午後 5 時 00 分

開催場所：日本消防会館（ニッショーホール）
人 数：1,339 人

(3) 令和 2 年度

歴史観光動画の制作

多くの観光客に港区の魅力を発信するため、区内にある歴史観光資源を活用した、港区歴史観光動画を制作しました。

「港区坂道ものがたり」 5 分版 1 本
「港区坂道ものがたり」 30 分版 1 本

(4) 令和 3 年度

歴史観光動画の制作

多くの観光客に港区の魅力を発信するため、区内にある歴史観光資源を活用した、港区歴史観光動画を制作しました。

「港区歴史さんぽ」 6 分版 1 本
「鉄道開通 150 年！幕末から明治・歴史ロマン」 7 分版 1 本

(5) 令和 4 年度

歴史探索謎解きラリー開催

港区の歴史・鉄道の歴史の再発見をテーマに、ウェブサイト又はちらしから参加できる謎解きラリーを開催しました。

開催期間：令和 4 年 10 月 14 日（金）～令和 5 年 1 月 11 日（水）
WEB 参加者：623 人

年度	事業	事業費（円）
30	歴史フォーラム開催	9,879,840
元	歴史フォーラム開催	10,092,500
2	港区の歴史観光資源を活用した番組映像制作	6,422,900
3	港区の歴史観光資源を活用した番組映像制作	1,397,550
4	歴史探索謎解きラリー開催	3,957,690

概 要

伝統ある技能から最新技術の展示、実演、体験等を通じて港区内の産業や技術者・製品等を紹介し、観光資源や商業・匠の技など港区の魅力を発信することで、港区内の中小企業と商店街の活性化を目指し、産業・商業・観光の発展と振興を図ります。

内 容

港区の「匠」に焦点を当て、ものづくりの確かな技術に裏付けられた製品、商品及びサービス等の魅力を来場者に紹介するとともに、港区のブランドや品質を広く発信します。

主催 港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会

事業開始時期

平成 18 年度（2年に1回の開催）

事業の実施状況**（1）平成 30 年度**

- | | |
|---------|--|
| ① 参加団体数 | 8 団体 |
| ② 開催日時 | 平成 30 年 11 月 9 日(金)・10 日(土)
午前 10 時～午後 4 時 30 分 |
| ③ 対象 | どなたでも |
| ④ 会場 | みなとパーク芝浦 |
| ⑤ 来場者数 | 32,926 人（小学生 4 校 576 人を含む） |

（2）令和 2 年度

- | | |
|-----------|---|
| ① 参加団体数 | 8 団体 |
| ② 開催日時 | 令和 3 年 3 月 26 日(金)・27 日(土) |
| ③ 対象 | どなたでも |
| ④ 会場 | 公式ホームページによるオンライン開催 |
| ⑤ サイト訪問人数 | 2,342 人（令和 3 年 2 月 11 日（木）から 4 月 10 日（土）まで） |

（3）令和 4 年度

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ① 参加団体数 | 8 団体 |
| ② 開催日時 | 令和 4 年 10 月 29 日(土)・30 日(日) |

- 午前 10 時～午後 4 時 30 分
- ③ 対象 どなたでも
 - ④ 会場 札の辻スクエア
 - ⑤ 来場者数 5,551 人

年度	事業費 (円)
30	31,563,762
元	—
2	9,658,795
3	—
4	30,016,298

概 要

シティプロモーション推進事業では、地域特性である、区内に多く集積するホテル・旅館等を活用したプロモーションを展開することで、国内外からの宿泊者に港区の魅力を伝え、繰り返し訪れていただく機会を作ります。

また、港区が目指すべきシティプロモーションの基本理念及び理念の実現に向けた具体的施策を示す「港区シティプロモーション戦略」に基づき、行政のみならず区民、企業及び団体等、港区に関わる全ての人々が一体となる協働型プロモーションを展開します。

内 容

(1) シティプロモーションツール「とっておきの港区」

区内宿泊施設の客室等に、区政や観光案内等を盛り込んだシティプロモーションツール「とっておきの港区」を作成・配置し、区の魅力を国内外に発信します。

令和3年度からは、「とっておきの港区」ウェブ版にリンクする卓上ポップを製作し、希望する宿泊施設に配布しました。

① 規格

A5サイズ、33ページ、フルカラー、4か国語併記（日本語・英語・中国語（簡体字及び繁体字）・ハンゲル）

※ 令和元年度夏号の発行から、紙面をリニューアル

※ 令和2年度冬号の発行から、2か国語併記（日本語・英語）

② 発行

年4回発行（夏号、秋号、冬号、春号）

※ 平成26年度は、冬春号のみ発行

(2) シティプロモーション戦略

平成27年度に「港区シティプロモーション戦略」（素案）を策定し、平成28年4月1日から5月8日までパブリックコメントを実施しました。区民意見12件、関係団体からの意見52件を踏まえ、「港区シティプロモーション戦略」を策定しました。

「港区シティプロモーション戦略」に掲げる区の都市イメージを表現したツールを作成し、区の観光PRブースやイベントで使用、また観光客に対し有効な広告媒体を活用することで、区の魅力を効果的に発信します。

年度	内 容
30	シティプロモーションシンボルマーク啓発品（ピンバッジ・ネックストラップ等）の製作
元	シティプロモーションシンボルマークマグネットバッジ・掲揚旗の製作
2	シティプロモーションポスターの作成、航空機内への広告掲出
3	シティプロモーションポスターの作成、航空機内への広告掲出
4	シティプロモーションポスターの作成、航空機内への広告掲出、清掃車ラッピングによるシティプロモーションシンボルマークの普及啓発

(3) MINATO シティプロモーションクルー認定事業

区とともに港区の魅力やブランドを国内外に広く発信する個人や団体を「クルー（仲間）」と位置付け、その取組を「MINATO シティプロモーションクルー認定事業」として認定し、様々な支援を行っています。

認定した事業に対し、区が所有するプロモーショングッズの貸出しや、区の情報発信媒体（ホームページや SNS、観光冊子など）での周知のほか、区分 A、B については、事業に係る経費の一部を助成するなど、積極的に事業の支援を行い、個人や企業・団体など多様な主体の参画を得た協働型のプロモーションを展開します。

① 対象となる事業

区分	取組の内容
A	港区の魅力発信に寄与するコンテンツ（ポスター、冊子、映像、PR 製品等）の制作及び発信などの取組
B	港区が作成した PR ツール（プロモーション映像、観光冊子等）の活用、発信協力などの取組
C	港区のブランドや魅力を国内外に発信し、広めることに寄与する取組

② 支援内容

区分	対象者	助成金額
A	企業・団体	助成率：2/3 以内 上限額：100 万円
B		助成率：4/5 以内 上限額：10 万円
C	個人、企業・団体	助成金はありません。

※ 令和 2 年度から区分 A の助成率を 1/2 から 2/3 に変更しました。

(4) 港区観光大使

港区観光大使は、名刺を活用した PR や SNS 等の情報発信を通し、それぞれが持つ得意分野の情報を総合的に広く発信することにより、区への興味、関心を喚起するとともに、来訪者の増加や地域の活性化を図ることを目的とします。

根拠法令等

(3) MINATO シティプロモーションクルー認定事業

港区補助金等交付規則

港区MINATOシティプロモーションクルー認定事業支援実施要綱

事業開始時期

(1) 平成 26 年度

※ 平成 26 年度は、企画経営部区長室の事業として実施

(2) 平成 27 年度

(3) 平成 29 年度

(4) 平成 30 年度

事業の実施状況

(1) シティプロモーションツール「とっておきの港区」

年度	発行号	協力ホテル数	事業費(円)
30	夏号	45	26,857,950
	秋号	46	
	冬号	46	
	春号	46	
元	夏号	54	21,625,540
	秋号	54	
	冬号	54	
	春号	54	
2	夏号	54	23,534,533
	秋号	54	
	冬号	54	
	春号	53	
3	夏号	45	19,596,192
	秋号	46	
	冬号	44	
	春号	44	
4	夏号	50	17,352,100
	秋号	49	
	冬号	50	
	春号	50	

(2) シティプロモーション戦略

年度	事業費（円）
30	6,026,430
元	11,596,327
2	9,184,069
3	11,503,033
4	12,649,502

(3) MINATO シティプロモーションクルー認定事業

年度	認定区分（件）	事業費（円）
30	A 3 B 3 C 4	1,377,680
元	A 7 B 2 C 1	5,280,606
2	A 6 B 2 C 1 ※ 区分Aのうち1件は中止届により中止	5,473,400
3	A 5 B 1 C 5 ※ 区分Aのうち2件は中止届により中止	2,982,000
4	A 5 B 1 C 8	3,909,000

(4) 港区観光大使

年度	人数（人）	事業費（円）
30	69	1,670,295
元	69	3,323,900
2	72	3,620,090
3	73	1,054,890
4	69	853,340

概要

「港区ワールドプロモーション映像」及び「港区ワールドプロモーションVR映像」を通じて、港区の魅力ある地域資源を効果的に紹介します。国内外の視聴者に港区に対する興味関心を持たせ、来訪意欲を高めるとともに、区民の区への誇りや愛着を更に高めていきます。

内容

(1) 港区ワールドプロモーション映像の制作・配信

「港区ワールドプロモーション映像」を、区内に設置するデジタルサイネージ等における映像放映、動画配信コンテンツへのアップロード等を通じて、多角的に発信します。

タイトル	再生時間	種別
be touched ～心動かされる体験を～	5分	日本語版、英語版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、ハングル版の5種類
	100秒	
	15秒	
Discover the charm of Tokyo Minato City	100秒	
	15秒	
One day in Minato City	2分	日本語・英語併用版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、ハングル版の4種類

(2) 港区ワールドプロモーション映像（VR映像）制作・配信

港区の「水」、「歴史」、「光」の3つのテーマに沿って6Kカメラで撮影した360度の映像により、魅力あふれる港区観光を疑似体験することができる「港区ワールドプロモーションVR映像」を制作しました。

日本語版、英語版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、ハングル版の5種類の言語により、国内外に向け広く配信します。

【視聴環境の構築】

① 体験用VRゴーグルの購入

区が出展する観光イベントや展示会等において、来場者に港区ワールドプロモーションVR映像の視聴を体験してもらうことで、港区に訪れたいという行動意欲を創出するとともに観光客の周遊を促進するため、港区ワールドプロモーションVR映像を搭載した体験用VRゴーグルを購入しました。

② 紙製VRゴーグルの制作

港区ワールドプロモーションVR映像を広く周知するため、スマートフォンに装着することにより、VR映像の視聴が可能となる組み立て式紙製VRゴーグルを制作しました。区の観光PRブースやイベント等で配布します。

事業開始時期

平成27年度

事業の実施状況

年度	内容	事業費（円）
30	「港区ワールドプロモーション映像」の配信 「港区ワールドプロモーションVR映像」の制作	21,567,600
元	「港区ワールドプロモーション映像」の配信 「体験用VRゴーグル」の購入 「紙製VRゴーグル」の制作	9,099,279
2	「港区ワールドプロモーション映像」の制作・配信 「紙製VRゴーグル」の制作	8,932,000
3	「港区ワールドプロモーション映像」の配信	6,017,000
4	「港区ワールドプロモーション映像」の配信	5,720,000

概 要

国際色豊かな港区の特性を生かし、区内の魅力的な地域資源である大使館、商店街、企業と連携したイベントを開催し、外国人、日本人、来街者等の相互交流を促すことにより、港区の観光振興や産業振興を図り、更なる賑わいの創出をもたらすことを目的とします。

内 容

港区に立地する大使館等と連携する「港区大使館等周遊スタンプラリー」等世界の様々な国・地域の文化に触れられるイベントにより、多くの人々の交流を促します。

平成 30 年度

- (1) 港区大使館等周遊スタンプラリー (36 大使館等、1月16日(水)～3月24日(日))
- (2) 港区商店街ワールドカードラリー (95 店舗各 100 枚、1月16日(水)～3月24日(日))
- (3) 港区ワールドクイズラリー (1月16日(水)～3月20日(水))
- (4) 港区ワールドカーニバルプレイイベント (3月22日(金))
- (5) 港区ワールドカーニバル (3月24日(日))

令和元年度

- (1) 港区大使館等周遊スタンプラリー (45 大使館等、1月15日(水)～3月3日(火))
- (2) 港区商店街ワールドスタンプラリー (96 店舗、1月17日(金)～3月26日(木))
- (3) 港区ワールドクイズラリー (1月15日(水)～3月18日(水))

令和 3 年度

- (1) 港区大使館等周遊スタンプラリー (27 大使館等、3月1日(火)～3月30日(水))
- (2) 港区商店街デジタルスタンプラリー (52 店舗、1月11日(火)～1月31日(月))
- (3) 大使館等こどもスタンプラリー (22 大使館等、2月5日(土)～3月30日(水))

令和 4 年度

- (1) 港区大使館等周遊スタンプラリー (31 大使館等、3月1日(水)～3月30日(木))
- (2) 港区商店街デジタルスタンプラリー (42 店舗、1月18日(水)～2月12日(日))
- (3) 大使館等こどもスタンプラリー (24 大使館等、3月4日(土)～3月30日(木))

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、期間を短縮して実施し、「港区ワールドカーニバルプレイイベント」及び「港区ワールドカーニバル」は中止しました。

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、すべての事業を中止しました。

事業開始時期
平成 27 年度

事業の実施状況

年度	事業	事業費（円）
30	ワールドフェスティバル	24,228,720
元	ワールドフェスティバル (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため 期間短縮・一部イベント中止)	14,443,763
2	ワールドフェスティバル (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)	16,786,891 ※ 準備に要した経費
3	ワールドフェスティバル	11,036,410
4	ワールドフェスティバル	7,974,505

令和 4 年度参加大使館等

港区大使館等周遊スタンプラリー

アメリカ合衆国大使館、イラク共和国大使館（渋谷区）、エチオピア連邦民主共和国大使館、エルサルバドル共和国大使館、ガーナ共和国大使館、カザフスタン共和国大使館、カンボジア王国大使館、ケニア共和国大使館（目黒区）、コソボ共和国大使館、コロンビア共和国大使館（品川区）、スペイン王国大使館、スリランカ民主社会主義共和国大使館、スロベニア共和国大使館、セルビア共和国大使館、大韓民国大使館、トーゴ共和国大使館（目黒区）、パナマ共和国大使館、パラオ共和国大使館、東ティモール民主共和国大使館（千代田区）、ブラジル連邦共和国大使館、ブルキナファソ大使館（渋谷区）、ボツワナ共和国大使館、マダガスカル共和国大使館、マレーシア大使館（渋谷区）、ミャンマー連邦共和国大使館（品川区）、モルディブ共和国大使館、モロッコ王国大使館、ヨルダン・ハシェミット王国大使館（渋谷区）、ラオス人民民主共和国大使館、台北駐日経済文化代表処台湾文化センター、リスト・ハンガリー文化センター

大使館等こどもスタンプラリー

アメリカ合衆国大使館、イラク共和国大使館（渋谷区）、イラン・イスラム共和国大使館、エチオピア連邦民主共和国大使館、エルサルバドル共和国大使館、ガーナ共和国大使館、カンボジア王国大使館、ケニア共和国大使館（目黒区）、コソボ共和国大使館、スリランカ民主社会主義共和国大使館、スロベニア共和国大使館、セルビア共和国大使館、大韓民国大使館、トーゴ共和国大使館、パナマ共和国大使館、パラオ共和国大使館、東ティモール民主共和国大使館（千代田区）、フィリピン共和国大使館、マダガスカル共和国大使館、マレーシア大使館（渋谷区）、モロッコ王国大使館、ヨルダン・ハシェミット王国大使館（渋谷区）、ラオス人民民主共和国大使館、リスト・ハンガリー文化センター

概 要

インバウンド（訪日外国人旅行者）の日本（港区）のマナー、習慣、文化等への理解を深めることで、旅行時の不安や情報不足によるトラブルを解消し、港区での快適な滞在と体験を提供するためのガイドブックを作成し、インバウンドの受入環境の充実を図ります。

内 容

「Minato City Guide and Etiquette 港区観光&マナーブック」の作成
 ※ 日本語・英語・中国語・ハングル併記

事業開始時期

平成 27 年度 ※ 冊子の作成・配布は平成 28 年度から

事業の実施状況

年度	作成（作成数）	事業費（円）
30	・Minato City Guide and Etiquette 港区観光&マナーブック (2,500 部)	921,456
元	・Minato City Guide and Etiquette 港区観光&マナーブック (8,000 部)	2,193,912
2	新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドが激減したため作成を中止しました。	-
3	新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドが激減したため作成を中止しました。	-
4	・Minato City Guide and Etiquette 港区観光&マナーブック (2,500 部)	1,311,200

概 要

商店街や企業・団体等の多様な主体と連携しながら、安全・安心な港区ならではのナイトタイムエコノミーを推進します。令和4年度からは、多様な取組の実現の観点から、日没後から早朝にかけて実施する事業に係る経費の一部を補助しています。

内 容

令和元年度

(1) MINATO NIGHT WEEK 2019

① プレイベント

開催日時：10月16日(水)午後6時～7時

場 所：六本木ヒルズ大屋根プラザ

② ナイトヨガ

開催日：10月26日(土)・29日(火)・31日(木)

場 所：芝浦アンカレイジ・世界貿易センタービル 37F

参加者数：73名

③ ナイトバスツアー

開催日：10月27日(日)・28日(月)・30日(水)・11月1日(金)・2日(土)

コース：高輪コース（六本木下車）、台場コース（新橋下車）、
赤坂コース（赤坂下車）、台場コース（東京タワー下車）

参加者数：291名

④ ナイト舟運ツアー

開催日：10月30日(水)・11月3日(日・祝)

コース：芝浦運河と東京港を巡るコース

参加者数：179名

(2) 第1回港区ナイトタイムエコノミー推進検討会

開催日：令和2年1月30日(木)

(3) MINATO NIGHT STYLE の作成

国内外からの観光客に港区の夜の楽しみ方を提案する冊子を作成しました。

令和2年度 ※1

MINATO フラッグ店の周知

一般社団法人港区観光協会ホームページで公開している「MINATO フラッグ店」※2の情報を更新し、周知しました。

※1 実施を検討していたイベント事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※2 区の安全・安心の取組に賛同する、区内の夜間に営業する事業者

令和4年度

港区ナイトタイムエコノミー補助金

港区の夜を彩る魅力的な観光資源を効果的に活用し、多様な取組の実現と持続的な港区ならではのナイトタイムエコノミーの推進を図るため、日没後から早朝にかけて十分な感染症対策により実施する事業に係る経費の一部を補助します。

補助件数：3件

根拠法令等

港区ナイトタイムエコノミー補助金

港区補助金等交付規則

港区ナイトタイムエコノミー補助金交付要綱

事業開始時期

令和元年度

事業の実施状況

年度	内容	事業費（円）
元	「MINATO NIGHT WEEK 2019」の開催 「MINATO NIGHT STYLE」（5,000部）の制作	19,969,500
2	「MINATO フラッグ店」のホームページ掲載情報の更新	495,000
3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	-
4	港区ナイトタイムエコノミー補助金	6,076,000

キャッシュレス決済を活用した還元事業

観光政策担当

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた区内観光関係事業者を支援するため、観光需要を回復させ、地域を再活性化する事業を実施しました。

内容

区民等が、対象となる区内観光施設や店舗でキャッシュレス決済（二次元コード決済）を利用した際に、利用額の一部をポイント等により還元するキャンペーンを実施しました。

事業開始時期

令和2年度

事業の実施状況

(1) 令和2年度

事業名：VISIT MINATO 応援キャンペーン

還元率：50%（1人あたりの還元上限5,000円相当）

対象事業者：区内の観光に関わる事業者及びMINATO フラッグ店

参加事業者数：293事業者（748店舗）

実施期間：令和2年10月21日（水）から令和3年4月25日（日）

※ 緊急事態宣言等により令和2年11月28日（土）から令和3年3月21日（日）まで一時停止。

(2) 令和3年度

事業名：キャッシュレスで「トキメク、ミナトク。」地元応援キャンペーン

還元率：30%（1人あたりの還元上限6,000円相当）

対象事業者：区内の観光に関わる事業者及びMINATO フラッグ店

参加事業者数：946店舗

実施期間：令和3年10月21日（木）から12月26日（日）

年度	内容	事業費（円）
2	VISIT MINATO 応援キャンペーン	41,891,711 258,108,289 ※令和3年度へ繰越
3	キャッシュレスで「トキメク、ミナトク。」 地元応援キャンペーン	488,905,548 (令和2年度からの繰越分を含む)

※ 本事業は、臨時事業のため令和3年度をもって廃止しました。

宿泊補助事業

観光政策担当

概 要

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている区内観光事業者・宿泊施設を支援するとともに、区内のマイクロツーリズムを推進するため、区民及び区外から訪れる人を対象に、区内宿泊施設における宿泊料金を補助しました。

内 容

区民等が、対象となる宿泊施設を利用する際に、利用額の一部を割り引くキャンペーンを実施しました。

事業開始時期

令和4年度

事業の実施状況

- (1) 事業名：トキメク、ミナトク。お得に宿泊キャンペーン
- (2) 割引対象額：6,000円以上の宿泊商品につき、1人1泊あたり5,000円
- (3) 対象事業者：区内宿泊施設（102施設）
- (4) 実施期間
 - 区民優先申込期間：令和4年8月1日（月）～令和4年8月15日（月）
 - 一般抽選申込期間：令和4年8月16日（火）～令和4年8月31日（水）
 - 宿泊利用期間：令和4年10月1日（土）～令和4年12月27日（火）
 - ※ 令和4年12月28日（水）チェックアウトまで対象

年度	内容	事業費（円）
4	トキメク、ミナトク。お得に宿泊キャンペーン	61,981,048

※ 本事業は、臨時事業のため令和4年度をもって廃止しました。

鉄道開業 150 年 × 鉄道発祥の地 港区

観光政策担当

概要

令和4年に新橋と横浜間を結ぶ日本初の鉄道が開業してから150年を迎えることから観光客誘致の機会と捉え、「鉄道発祥の地 港区」の魅力を発信するとともに、様々なイベント等を通じて区内観光産業の支援と近隣観光・地元観光（マイクロツーリズム）の推進を図りました。

内容

JR山手線の車両に「鉄道発祥の地 港区」の魅力発信に係る広告を掲出したほか、まち歩きツアーや区内観光の周遊につなげるマップ付き鉄道関連情報冊子を新たに発行し、区内宿泊施設の客室等に配置しました。

また、記念品を製作し、イベント等で配布しました。

事業開始時期

令和4年度

事業の実施状況

年度	内容	事業費（円）
4	・ JR山手線ADトレイン（広告貸切列車）走行 令和4年10月2日～10月16日 ・ 港区内JR駅等へのポスター掲出 ・ マップ付き鉄道関連情報冊子（日本語・英語併記） 9,000部 ・ 鉄道開業150年記念品製作 木製マスクケース 1,600個 エコ付箋 5,500個 木製定規 12,000個	24,053,568

※ 本事業は、臨時事業のため令和5年3月をもって廃止しました。

概 要

区内中小企業の振興発展と中小企業勤労者の福利の増進を図ります。

商工会館は、令和4年4月開設の産業振興センターに機能を一部移転し、令和4年3月31日をもって廃止しました。

内 容

(1) 商工会館（指定管理者制度導入施設）について

- ① 指定管理者 (株)アクト・テクニカルサポート
- ② 指定期間 平成27年10月1日～令和4年3月31日
- ③ 設置日 昭和58年6月7日
- ④ 所在地 港区海岸一丁目4番28号 ※平成27年10月1日に移転
- ⑤ 電 話 3433-0862
- ⑥ 敷地面積 783.50m²
- ⑦ 延床面積 777.60m²
- ⑧ 開館時間 月曜日～土曜日
午前9時～午後9時（土曜日は午後5時まで）
- ⑨ 休館日 日曜日・国民の祝日・年末年始
- ⑩ 対 象 ア 区内に事業所又は住所を有する中小企業者及びその者を主な構成員とする団体
イ 区内に勤務又は住所を有する中小企業従業員を主な構成員とする団体
ウ その他、区長が適当と認めたもの
- ⑪ 利用の申請 ア 団体登録⇒利用日の属する月の3か月前の1日から利用日まで
イ その他⇒利用日の1か月前から利用日まで

(2) 会議室について

(令和3年4月1日現在)

室名	面積(m ²)	定員数(人)	使 用 料		
			午 前	午 後	夜 間
研 修 室	129.6	96	3,200円	4,200円	4,300円
会 議 室	第一	45	2,000円	2,500円	2,700円
	第二	30	800円	1,100円	1,200円
	第三	18	800円	1,100円	1,000円
	第四	24	800円	1,100円	1,200円
付帯設備	拡声装置		無料		
	プロジェクター		無料		
その他	OHP・テレビDVD				

※ 登録団体の利用については、施設使用料を2分の1に減額。

(3) 管理運営委託費

平成30年度管理運営委託費	40,218,390円
令和元年度管理運営委託費	41,229,112円
令和2年度管理運営委託費	41,634,459円
令和3年度管理運営委託費	42,242,588円

(4) 登録制度について

登録の種類	必要な書類	要件
企業登録	・登録申請書 ・履歴事項全部証明書等	・区内に事業所又は住所を有する中小企業者で、資本金又は従業員数が中小企業基本法の範囲内であること。
企業団体登録	・登録申請書 ・会員名簿 ・規約(会則)	・団体の構成員の70%以上が、区内に事業所又は住所を有する中小企業者であること。 ・団体の構成員が10企業以上であること。 ・団体の所在地や連絡先が区内にあること。
勤労者団体登録		・団体の構成員の70%以上が、区内に勤務し、又は住所を有する中小企業従業員であること。 ・団体の構成員が10名以上であること。 ・団体の所在地や連絡先が区内にあること。

根拠法令等

港区立商工会館条例
港区立商工会館条例施行規則
港区立商工会館運営要綱
港区立商工会館登録要領

事業開始時期

昭和58年度

事業の実施状況

(1) 登録の実績

(各年度末現在)

年度	更新含む新規登録数(件)	登録数(件)
30	213	279
元	42	288
2	38	293
3	155	264

(2) 会議室の利用状況

(利用回数：回 利用者数：人)

年度	会議室名	時間帯			合計	
		利用数	午前	午後		夜間
30	研修室	利用回数	129	215	162	506
		利用者数	3,634	6,822	5,931	16,387
	第一会議室	利用回数	167	220	123	510
		利用者数	2,986	3,248	2,172	8,406
	第二会議室	利用回数	178	221	160	559
		利用者数	1,315	1,795	1,144	4,254
	第三会議室	利用回数	176	231	167	574
		利用者数	989	1,354	893	3,236
	第四会議室	利用回数	160	233	148	541
		利用者数	1,060	1,742	924	3,726
	総合計	利用回数	810	1,120	760	2,690
		利用者数	9,984	14,961	11,064	36,009
利用率			54.9%	75.9%	61.5%	64.3%
元	研修室	利用回数	162	231	149	542
		利用者数	3,708	6,509	5,302	15,519
	第一会議室	利用回数	187	219	120	526
		利用者数	3,152	3,070	2,014	8,236
	第二会議室	利用回数	204	248	144	596
		利用者数	1,292	1,787	876	3,955
	第三会議室	利用回数	198	240	156	594
		利用者数	1,060	1,383	937	3,380
	第四会議室	利用回数	191	227	149	567
		利用者数	1,102	1,457	858	3,417
	総合計	利用回数	942	1,165	718	2,825
		利用者数	10,314	14,206	9,987	34,507
利用率			65.0%	80.3%	59.8%	68.9%
2	研修室	利用回数	120	157	82	359
		利用者数	1,667	2,600	1,842	6,109
	第一会議室	利用回数	116	156	65	337
		利用者数	850	1,380	790	3,020
	第二会議室	利用回数	130	171	72	373
		利用者数	733	932	443	2,108
	第三会議室	利用回数	94	119	65	278
		利用者数	357	472	288	1,117
	第四会議室	利用回数	107	130	62	299
		利用者数	470	575	247	1,292
	総合計	利用回数	567	733	346	1,646
		利用者数	4,077	5,959	3,610	13,646
利用率			38.7%	50.0%	28.5%	39.7%

(利用回数：回 利用者数：人)

年度	会議室名	時間帯			合計	
		利用数	午前	午後		夜間
3	研修室	利用回数	105	139	75	319
		利用者数	1,931	2,418	1,521	5,870
	第一会議室	利用回数	115	169	48	332
		利用者数	914	1,527	553	2,994
	第二会議室	利用回数	99	153	66	318
		利用者数	462	885	350	1,697
	第三会議室	利用回数	83	108	41	232
		利用者数	324	508	162	994
	第四会議室	利用回数	95	132	36	263
		利用者数	374	689	199	1,262
総合計	利用回数	497	701	266	1,464	
	利用者数	4,005	6,027	2,785	12,817	
利用率			33.9%	47.8%	22.0%	35.4%

(3) 使用料実績 令和3年度

	件数(件)	金額(円)
研修室	319	276,600
第一会議室	332	194,500
第二会議室	318	90,850
第三会議室	232	47,750
第四会議室	263	86,650
計	1,464	696,350

(4) 商工会館仮施設整備

① 商工会館仮施設賃借料(リース料)

年度	月数	金額(円)
30	12	6,480,000
元	12	6,480,000
2	12	6,510,000
3	12	6,600,000
4	3	23,472,000

※ 令和4年度はリース物件の解体や土地の原状回復に係る経費

② 土地賃借料

年 度	金額(円)
30	6,289,938
元	6,727,131
2	7,399,374
3	7,516,899
4	1,860,421

概 要

- (1) 開設年月日 昭和 62 年 9 月 1 日
 (2) 新庁舎移転 平成 26 年 12 月 22 日
 (3) 所在地 港区芝浦一丁目 16 番 1 号みなとパーク芝浦 2 階
 (4) 電 話 3456-4159
 相談専用 3456-6827 月～土曜日（年末年始・祝日を除く）
 午前 9 時 30 分～午後 4 時 ※ただし、土曜日は電話相談のみ
 (5) 開館時間 午前 9 時～午後 5 時（月～土曜日）
 (6) 休 館 日 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始
 （12 月 29 日～1 月 3 日）

設置目的

区民の消費生活の安定及び向上を図ります。

根拠法令等

港区立消費者センター条例
 港区立消費者センター条例施行規則
 港区立消費者センター処務規程

施設の規模

（単位：㎡）

事務室・相談室・保管庫	200.82	倉庫	31.70
実習室	88.30	給湯室	14.80
薬品庫	6.70	トイレ	13.50
消費者ルーム	106.29	共有スペース（廊下含） ・交流コーナー・展示・ 資料コーナー	262.89
講習室	109.10		
印刷室	10.50		
更衣室（男）	5.80	合計	857.00
更衣室（女）	6.60		

(1) 実習室

① 実習室の貸出・利用

概 要

消費生活に関わる実験、実習を通じて消費者意識の高揚を図ります。

内 容

- ア 対 象 区内在住、在勤の個人及び団体
 イ 利用申請 利用日の 2 か月～1 週間前に申請します。
 ウ 利用方法 指導は原則として港区商品テスト指導員があたります。
 検体、試薬等を使用する場合は原則として利用者が持参します。

事業の実施状況

年度	テーマ	参加者数(人)	事業費(円)
30	重曹活用術(消費生活展)(4回)	72	136,835
	インターンシップ研修	1	
	おしゃれ着洗い	25	
	リメイク工房(8回)	10	
元	リメイク工房(6回)	6	97,099
	介護予防フェスティバル	94	
	推進員活動(2回)	12	
2	消費生活展準備室	4	74,921
	推進員活動	3	
3	推進員活動 リメイク工房(8回)	11	74,866
	推進員活動 消費生活展準備(3回)	9	
	インターンシップ研修(2回)	4	
	第5回一日消費者教室の実習	12	
4	推進員活動 リメイク工房(12回)	17	75,900
	推進員活動 生活展準備等(3回)	15	
	消費生活展リメイク工房	155	
	インターンシップ研修(2回)	2	

※ 事業費には、実習室に関連する経費を含む。

② 表示の見方勉強会

概要

商品の適切な取扱い、トラブル防止などのために、商品の表示、取扱い方法などについて学び、消費者の自立を促す場として開催しています。

内容

- (1) 法改正に伴う表示の変更点の解説
- (2) 商品を正しく安全に使うための表示の見方
- (3) 持続可能性に配慮した商品知識の習得

事業開始時期

平成22年

事業の実施状況

年度	テーマ	参加者数(人)
30	おいしい防災食(表示の見方を含む)(2回)	35
元	表示の見方教室 発酵食品のひみつ 微生物のパワーを探る	21
2	表示の見方教室 知って得する栄養成分表示の見方～実験で確かめよう!甘酒の糖度・カップ麺の塩分～(2回)	15
	表示の見方教室 かんたんで効果的な防災知識～with コロナ時代の衛生用品、表示の見方、調理法～(ただし、三田図書館視聴覚ホールにて実施)	13

年度	テーマ	参加者数(人)
3	表示の見方教室 コロナ禍で知っておきたい消毒・除菌と商品の選び方、使い方	15
4	表示の見方教室 活かす！得する！食品表示～実験で確かめて減らそう食塩摂取・食品ロス～	18

(2) 展示・交流コーナー

概 要

暮らしに役立つ情報を収集・提供します。また、消費生活に関連した書籍を購入し閲覧・貸出します。

内 容

図書・雑誌の他、各地方公共団体の情報誌、業界団体や事業者発行の冊子なども収集・提供しています。

ア 資 料 図 書 1,205 冊 雑 誌 11 種

イ 利用方法 書籍は、男女平等参画センター（リーブラ）の図書資料室にて、閲覧・貸出しています。

根拠法令等

港区立消費者センター展示及び交流コーナー運営要領

事業の実施状況

年 度	30	元	2	3	4
図書の貸出（冊）	1,032	730	464	604	581
展示・交流コーナー利用者数（人）	3,463	1,120	306	367	667
消費者ルーム利用者数（人）	717	851	236	373	361
事業費（円）	392,105	370,223	399,816	634,374	470,140

(1) ミナト消費者だより

概 要

消費者問題への関心を深めていただくための情報誌として、昭和43年から発行しています。消費生活上の知識・情報提供や消費者の活動の発表、区の事業などの紹介・案内などにより消費者意識の向上を図ります。

内 容

知っておきたい消費生活上の知識や情報、消費生活相談の事例、消費者センターの事業案内などを掲載しています。

事業の実施状況

年3回、1回4,500部発行しています。A4版 4ページ2回、8ページ1回
カラー印刷
消費者センター・学校・区役所・各総合支所及び各施設に配布しています。

(2) ぐらしの豆知識

概 要

区民に消費生活におけるトラブル等に関する情報を提供することで、消費者被害の未然防止や対処方法を身につけ、安全・安心な日常生活を送るために役立ててもらうための冊子です。

内 容

消費生活上における、消費者トラブルを中心とした情報が掲載された、国民生活センターが発行している冊子「ぐらしの豆知識」に、消費者センターの事業案内や開館時間等を掲載して購入しています。

事業の実施状況

年1回発行しています。 A5版 2,003冊
区役所・各総合支所及び各施設に配布するほか、消費者センターで行う、消費生活展や各種講座で配布し、啓発の資料として活用しています。

(3) 消費者センターリーフレット

概 要

区民の消費生活に関わるトラブルから消費者を保護し、区民の安全・安心な消費生活を確保できるように、消費者問題の啓発も兼ねた消費者センターの周知用パンフレットを作成します。(一般用)

内 容

消費者センターの利用案内、消費生活相談の相談時間、相談専用電話等の記載があるパンフレットを作成しています。

事業の実施状況

※ 2年に1回発行しています。A4版を巻三つ折り 3,600部 カラー印刷
消費者センター・区役所・各総合支所及び各施設に配布しています。

(4) 子ども消費者教育啓発用品

概 要

区内の公立小・中学生及び高校生以上の若者を対象に、消費者被害の未然防止・拡大防止を図り、消費者の安全・安心を確保するため、子ども消費者教育啓発用品を作成し、配布します。

内 容

平成27年度から、区内の小学生、中学生の消費者教育用として、パンフレット等を作成し配布しています。

また、令和2年度から、高校生以上の若者を対象に消費者教育用として、冊子等を作成して配布しています。

日ごろから一人ひとりが「消費者」として日々の生活に役立てることができる正しい知識や技術そして心構えを修得し、消費者問題への意識づけを行っています。

事業の実施状況

年1回発行 小学生用 3,000部、中学生用 1,500部、高校生以上の若者用 5,000部

区内の小学生（令和4年度は、4年生）、中学生（令和4年度は、1年生）に配布しています。

令和2年度から、区内の高校生以上の若者に配布しています。

(5) 高齢者向け啓発用品

概 要

区内の高齢者世帯を対象に、消費者被害の削減・啓発強化を図り、消費者の安全・安心を確保するため、高齢者世帯向け啓発用品を作成し、配布します。

内 容

令和2年度から、高齢者世帯への消費者被害対策として、シールを作成し配布しています。

訪問販売を希望しない消費者の意思の他、消費者被害に遭わないための知識や心構えと消費生活相談専用電話番号等を記載したシールを作成しています。

事業の実施状況

※ 5年に1回発行予定

(6) ちいばす・お台場レインボーバス車内広告

概 要

消費者センターが実施するイベントや消費生活に関する情報を港区コミュニティバス「ちいばす」車内に設置された液晶モニター「ちいばすチャンネル」と台場シャトルバス「お台場レインボーバス」車内のデジタルサイネージで放映し、消費者問題への関心を高めるとともに、消費者センター、消費生活情報を周知します。

内 容

一日消費者教室・子ども消費者教室の予告や悪質商法防止映像など、消費生活に関する注意喚起情報をちいばす・お台場レインボーバス車内に表示しています。

事業の実施状況

年4回実施

(単位：円)

年度	30	元	2	3	4
事業費	4,807,164	5,116,968	5,158,212	3,086,990	3,021,936

消費者教育の充実

産業振興課

(1) 消費者教室

① 一日消費者教室

概要

区内の消費者を対象に、生活に必要な知識・情報または技術を提供する講座を実施し、消費生活の合理化及び意識の向上を図ります。気軽に参加できるように1日で完結する形で実施します。

内容

日常生活に密着したテーマを設定し、快適な暮らしのヒントとしてすぐに役立つ内容の講座を実施しています。令和3年度から、動画閲覧システムによる講座のビデオ配信を実施しています。配信の可否は個別に判断しています。

事業の実施状況

年度	テーマ	参加者数 (人)
30	夏のスキンケア～UV対策を中心に～	28
	技術専門家によるワインの科学～正しい商品知識を学ぶ～	34
	クッキングLABO番外編～オイル活用術～	18
	水まわりの安全とお手入れのコツ	38
	出前寄席	61
	人生100年時代のライフプランを考える	35

年度	テーマ	参加者数 (人)
元	専門家に聞く 衣替え前に知っておきたいクリーニングの基礎知識	27
	洗濯が楽しくなる！ シミ抜き実習教室	14
	消費生活相談員から学ぶ スマホを安全に使う！ ～ネット社会の歩き方～	14
	ファイナンシャルプランナーから学ぶ 人生100年時代に備える！ ライフプラン見直しのコツ	16
	キャッシュレス使い方講座	32
	専門講師に聞く 「相続と税金」～相続法改正に伴う注意点と消費者トラブル回避のコツ～	17
	出前寄席（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました）	-
2	新型コロナウイルス対策に役立つ！ ～感染予防と殺菌・消毒剤、洗剤の選び方、使い方～	15
	お墓事情と消費者トラブル回避術	15
	子育て世代必見！ 子どもの成長と自立に必要な「お金のしつけ」	4
	現役世代におススメ！ お金の基本教室 ～長寿化時代に対応した節約・貯蓄・投資～	15
	実習で学ぶ！ 電力新時代の常識!!スマートメーターってどんなもの（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました）	-
	キャッシュレス決済の注意点と使い方の基本	18
3	知って得する電動アシスト自転車の選び方とお手入れ	10
	「成人」のスタートラインが変わる！～成年年齢引下げで注意すべき消費者トラブルを知ろう～	1 (22)
	あと2ヶ月！？18歳成年制について知っておきたいポイント解説	12
	キャッシュレス決済の注意点と使い方の基本	17 (15)
	実習で学ぶ！ 電力新時代の常識!!スマートメーターってどんなもの	12

※（ ）内は動画配信による受講者数

年度	テーマ	参加者数 (人)
4	お役立ち！キッチン用品の選び方～100均から匠の技まで～	25 (18)
	『成人』のスタートラインが変わった！成年年齢引き下げで注意すべき消費者トラブルを知ろう	5 (26)
	キャッシュレス決済の注意点と使い方の基本	20 (11)
	スマホの使い方教室 初級編	25 (20)
	スマホの使い方教室 中級編	22 (20)

※（ ）内は動画配信による受講者数

② 子ども消費者教室

概 要

消費者教育の題材の中から子どもに関係が深く、興味を引くテーマを選び、学校教育にも沿いながら教室を実施します。自らの消費生活環境に主体性を持って対処していく姿勢を子どもの頃から身につけるようにします。

内 容

夏休み期間中等に、区内小学生を対象に実施しています。実験・実習等を交えながら分かりやすい教室を行っています。令和3年度から、動画配信システムによる講座のビデオ配信は導入済で、配信の可否は個別に判断しています。

事業の実施状況

年度	テーマ	参加者数 (人)
30	添加物と微生物の実験教室（2回）	23
	添加物と微生物の実験教室 親子教室（2回）	40
	芝浦小学校夏講座 カワイイ★マイバッグを作ろう！	25
	色が変わる中華めんをつくろう！ 親子教室	24
元	添加物と微生物の実験教室（2回）親子教室	48
	芝浦小学校夏講座 カワイイ★マイバッグを作ろう！	27
	LED 学び教室 カラフルなランプシェードを作ろう 親子教室	32
2	親子で学ぶお金の話 ～貯金箱を作ってお金の大切さを学ぼう～	2
	手作りクリップモーターで電気のしくみを知ろう！（2回）	46
	食品ロスを減らそう～みんなができる SDGs～（申込みがなかったため中止）	-

年度	テーマ	参加者数 (人)
3	クイズや工作で学ぼう！ 身近なエコ消費（2回）	16
	棒はかりを作ろう～深くて広い計量のしくみが楽しく学べる！～	24
4	飲み物の甘さ比べ実験教室	26
	親子で学ぶ お金ってなあに？使い方を考えてみよう！① (申込みがなかったため中止)	-
	親子で学ぶ お金ってなあに？使い方を考えてみよう！② (当日キャンセルのため中止)	-

③ 移動消費者教室

概 要

消費生活にかかわる商品・サービス・環境などについての知識や理解を深めるために、生産地や工場施設などを見学します。

内 容

年1回、都内又は近郊の生産地・工場施設等を見学します。

事業の実施状況

年度	テ ー マ	見 学 先	参加者数 (人)
29	貨幣について学び、消費に対する意識を向上させよう	日本銀行・貨幣博物館	15
30	白洋舎 多摩川工場見学	白洋舎 多摩川工場	15
元	羽田クロノゲートを見学し、指定日時に荷物が届く仕組みを学ぼう！ (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	ヤマトグループ 羽田クロノゲート	-
2	(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	-	-
3	(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	-	-
4	(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	-	-

年度	30	元	2	3	4
事業費（円）	982,426	288,698	296,835	679,272	383,920

消費者教育の充実

産業振興課

(2) 消費者力検定講座

概 要

区内在住・在勤・在学者を対象に、正しい知識を幅広く習得し豊かな生活を送るための講座を開催し、消費者教育の充実を図ります。

内 容

衣食住の基本的な知識や契約など消費生活上の基礎をしっかりと身に付け、多様化する商品やサービスへの理解を深め、自分の行動に責任の持てる消費者を目指すため学習します。講座の最後に学習の成果を確認するため消費者力検定を受験できます。また、検定で2級以上の認定取得者には、消費生活コンサルタント養成講座を受講する際に特典を設けています。

事業開始時期

平成 21 年度

事業の実施状況

年 度	参加者数 (人)	受験者数 (人)	事業費 (円)
30	30	16	625,513
元	22	9	613,800
2	13	12	613,646
3	9	5	610,940
4	19	15	610,808

消費者教育の充実

産業振興課

(3) 消費者教養講座

概 要

消費生活に関するトラブルから消費者を保護し、消費者の安全・安心な生活を確保するために、区内在住・在勤・在学者を対象に、消費生活に必要な知識・情報等を提供する、消費者教養講座を実施します。

内 容

基礎コースは、消費者問題に関心があまり無かった人に分かりやすい基礎知識を身に付ける講座です。応用コースは、基礎講座よりさらに深い知識の習得及び消費者問題推進員として活動できる人材の育成も目的とします。令和3年度から、動画閲覧システムによる講座のビデオ配信を実施しています。

事業開始時期

消費者教養講座 平成27年度(平成21年度～平成26年度までは消費者カレッジ)

事業の実施状況

消費者教養講座

年度	参加者数 (人)	事業費(円)
30	204	657,266
元	52	494,494
2	126	491,425
3	199	592,625
4	243	849,172

年度	内 容	講 師	参加者数 (人)
30 (基礎)	口約束でも契約成立！？～知らなかったでは済まされない契約のキホン～	飯野 由喜枝 (簡易裁判所民事調停委員・司法委員)	24
	はじめてのスマホ契約(基礎編)～契約前にこれだけは、確認しておきましょう～	木村 嘉子 (消費生活相談員)	25
	健康食品って何？～健康食品と食生活について、最近の話題から～	鷺 仁子 (消費生活コンサルタント)	26

年度	内 容	講 師	参加者数 (人)
30 (応用)	スマホ・インターネット通信（応用編）～プロバイダーはなぜ必要なのか？そもそもどんな契約内容か？～	木村 嘉子 (消費生活相談員)	23
	「アクセシブルデザイン」を知っていますか？～子どもから高齢者までみんなで使う物やサービスです～	星川 安之 (公益財団法人共用品推進機構 専務理事)	17
	楽しく安全な旅行をするために～トラブル回避のために事前のチェック！～	武田 幸子 (消費生活アドバイザー)	21
	自分でもできる汚れ落としの活用術（実習付）～洗濯表示の見方と基礎知識～	大石田 晃 (ライオン株式会社)	25
	【見学会】実はそれって危ないかも！？～家庭の中の身近な製品安全～	千代 勉 (株式会社LIXIL)	22
	誰でも歳はとって行きます豊かな人生を過ごすために～急増する高齢者トラブルを防ぐには～	内田 紀子 (一般財団法人日本消費者協会 消費者相談室 室長)	21
元 (基礎)	身近なルール、契約の基本～民法（債権法）改正、成年年齢の引下げで生活がどう変わる？身近なルールを再確認～	大迫 恵美子 (弁護士)	5
	ネット社会の歩き方～スマホやインターネットの基本を理解し、安全・安心なネットライフ～	黒澤 夏子 (消費生活相談員)	6
	他人事ではない消費者トラブル～「ワタシは大丈夫！」が一番危険。あの手この手の悪質商法と対処法～	石田 幸枝 (消費生活相談員)	3
元 (応用)	食品表示を正しく読んで健康生活～食品表示は、おいしく健康的な食事をするための情報源～	坂田 美陽子 (消費生活相談員)	8
	うまい話にはリスクがある～人生100年時代、身近な金融商品との付き合い方～	武田 佳代子 (消費生活相談員)	7
	【見学会】食品工場を見学しよう！～見て、聞いて、加工食品の誕生から台所まで～	味の素川崎工場 担当者	7
	転ばぬ先の安全・安心生活～家庭の中にも、街角にも思わぬところに潜む製品事故～	野田 夜賜重 (消費生活相談員)	9
	消費者啓発講座作り（その1）～さあ、学んだ知識や情報を周囲の人に伝えよう～	鈴木 伸子 (消費生活相談員)	4
	消費者啓発講座作り（その2）～グループワークで活動の輪を広げよう～	鈴木 伸子 (消費生活相談員)	3

年度	内 容	講 師	参加者数 (人)
2 (基礎)	健康食品と食生活 ～最近の話題から～	鷺 仁子 (消費生活コンサルタント)	16
	身近に潜むキケン ～痛い目に遭う前に学ぶ製品安全～	三浦 佳子 (消費生活コンサルタント)	17
	契約の基本と最近の消費者トラブル	鎌田 伊津子 (消費生活相談員)	15
2 (応用)	キャッシュレス決済の注意点と使い方 の基本 ～〇〇ペイって何?～	木村 嘉子 (消費生活コンサルタント)	14
	お葬式とお墓の基礎知識 ～最近の事情～	全日本葬祭業協同組合連合会 担当者	13
	介護制度の仕組みと心の準備	服部 万里子 (服部メディカル研究所所 長)	14
	お金のきほん ～節約、貯蓄、投資など～	坂本 綾子 (ファイナンシャルプランナ ー)	14
	啓発活動の進め方 ～手法の紹介と実践練習～①	豊島 まき子 (ワークショップデザイナー ー)	12
	啓発活動の進め方 ～手法の紹介と実践練習～②	豊島 まき子 (ワークショップデザイナー ー)	11
3 (基礎)	契約のきほん～だいじょうぶ?その 契約～	大野木 美紀 (消費生活コンサルタント)	17
	意外に知らない!? 冷凍食品を正しく 便利に使う方法	三浦 佳子 (消費生活コンサルタント)	16
	家庭に潜むキケン～防ごう製品事故、 守ろうくらしの安全～	千代 勉 (消費生活コンサルタント)	17
3 (応用)	ネットトラブル回避術～上手に活用、 便利な生活～	鎌田 伊津子 (消費生活相談員)	14 (13)
	しっかり活かそう公的保障	(公財)生命保険文化センター 生活情報室職員	12 (13)
	洗濯の基礎知識～ここまでできる家 庭洗濯～	工藤 千草 (消費生活アドバイザー)	14 (13)

年度	内 容	講 師	参加者数 (人)
3 (応用)	はじめてみよう、今日からできるエシカル消費	北崎 裕紀子 (消費生活アドバイザー)	11 (13)
	食品表示の役割と仕組み ～健康を守るためにも要注目～	鷺 仁子 (消費生活コンサルタント)	11 (13)
	まずはここから！ゆるやかな見守りのすすめ	豊島 まき子 (消費生活コンサルタント)	9 (13)
4 (基礎)	どこまでできるの？インターネット～基礎知識、通信販売、オンライン会議等～	秋山 満 (消費生活コンサルタント)	21
	消費者トラブル最新事例	石橋 幹子 (消費生活コンサルタント)	19
	消費者トラブル護身術	堀野 昌代 (消費生活コンサルタント)	19
4 (応用)	健康食品・サプリメントとの付き合い方	鷺 仁子 (消費生活コンサルタント)	17 (17)
	どうすりゃいいの？住まいのトラブル(～住宅修理、住宅設備、家電など～)	谷一 暢樹 (公益社団法人消費者関連専門家 会議会員)	14 (17)
	あなたもできる高齢者見守り	豊島 まき子 (消費生活コンサルタント)	12 (17)
	SDGsってナニ？	紀 玲子 (消費生活コンサルタント)	13 (17)
	美容関連トラブル 現状と対策	大野木 美紀 (消費生活コンサルタント)	13 (17)
	くらしのお金の話	坂本 綾子 (ファイナンシャルプランナー)	13 (17)

※ () 内は動画配信による受講者数

消費者教育の充実

(4) 消費者問題推進員

産業振興課

概要

区民の消費生活の安定及び消費者知識の向上を図るため、消費者問題の啓発について区と協働で活動しています。

内容

区内に居住する20歳以上で、区が開催する講座を修了した者を消費者問題推進員として登録しています。

消費者問題推進員は、区が実施する出前講座の講師や区及び関係団体が開催する各種催しで、普及啓発などの活動を行います。

根拠法令等

港区消費者問題推進員設置要綱

事業開始時期

平成22年4月

事業の実施状況

(1) 消費者問題推進員の活動状況

年度	テーマ	活動場所	活動者数 (人)
30	出前講座「これって詐欺？[?]が重要です！」 ・点検商法の体験談と対策	港南いきいきプラザ	2
	出前講座「実際にあった怖～い話」 オレオレ詐欺／不審な電話に注意 ・「訪問買取」寸劇 ・消費者問題〇×クイズ	みなとパーク芝浦 区民協働スペース	2
	出前講座「たくさんの詐欺被害が身近で起こっています！」 ・還付金詐欺の寸劇と〇×クイズ ・架空請求事案紹介 ・「お断りの仕方」実施	青山メディケア 4F	2
	出前講座「知らないと損！クイズで学ぶ消費者力～訪問販売系、電話詐欺系をクイズ方式で～」 ・消費者問題の寸劇と〇×クイズ	ラクっちゃ自主活動室	3
	出前講座「あなたを狙っている！詐欺には騙されない～悪徳商法などから身を守るには～」 ・消費者問題の寸劇と〇×クイズ	豊岡いきいきプラザ	2

年度	テーマ	活動場所	活動者数 (人)
30	出前講座 「詐欺被害に遭わないために～最近多い詐欺の手口とその対策についてクイズ等で、楽しみながら学びませんか?～」 ・特殊詐欺、架空請求詐欺の状況 ・私の詐欺対策	特別養護老人ホーム 港南の郷	3
	出前講座 「悪質商法にはだまされない!～港区で安心して暮らすために～」 ・架空請求詐欺被害に遭わないために ・消費者問題〇×クイズ	白金台いきいきプラザ	2
	消費生活展「川柳クイズに挑戦!～めざせ!消費生活の達人～」 「家庭における身近なキケン!」 「重曹活用術～暮らしの中に重曹を活かそう!～」	消費者センター	23
	介護予防フェスティバル 「ふろしきの包み方」 「騙され度テスト」	消費者センター	15
元	出前講座 「詐欺被害に遭わないために～最近多い詐欺の手口とその対策について、クイズ等で楽しみながら学びませんか?～」	特別養護老人ホーム 港南の郷	4
	出前講座 「悪質商法には騙されない!詐欺被害防止セミナー」	白金台いきいきプラザ	4
	出前講座 「この頃にはやるもの 新手的詐欺手口と防ぎ方」	みなとパーク芝浦 区民協働スペース	2
	出前講座 「消費者犯罪に巻き込まれないための学び～寸劇」	南麻布いきいきプラザ	3
	出前講座 「消費者被害にあわないために」	神明いきいきプラザ	3
	出前講座 家庭科授業 食品ロスを学ぶ～「いただきます!」のその前に～	芝浦小学校	6 (2日間)
	出前講座 「消費者被害にあわないために～クイズをまじえて～」 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	ラクっちゃ研修室	—

年度	テーマ	活動場所	活動人数 (人)
元	介護予防フェスティバル 「あなた、だまされるカモ?～騙され度心理チェック、断り方のコツ体験～」 「食品ロス削減にあなたのお知恵を!」 「はぎれdeリメイク～くるみボタンづくり～」	消費者センター	22
	消費生活展 「消費者力アップ! アップ!!～マークゲームと川柳に挑戦～」 「わたしにもできる SDGs～SDGs ってなあに?～」 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	消費者センター	—
2	出前講座 「詐欺から身を守れ! 消費者トラブル被害防止講座」 ・港区の消費者被害の現況 ・最新の消費者トラブルに関する事例紹介 ・トラブルに遭った際の対処方法 ・被害を未然に防ぐためにできること (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	南青ハイツ 1階集会室	—
	出前講座 家庭科授業 食品ロスを減らそう～みんなができる SDGs～ (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	芝浦小学校 (5クラス中2クラス)	—
	出前講座 家庭科授業 食品ロスを減らそう～みんなができる SDGs～ (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	芝浦小学校 (5クラス中1クラス)	—
	出前講座 家庭科授業 食品ロスを減らそう～みんなができる SDGs～ (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	芝浦小学校 (5クラス中2クラス)	—
	消費生活展 「プラスチックごみ問題!～レジ袋有料化から見えてくること～」 「エンカル消費～身近なところから創る持続可能な社会への取り組み～」 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました)	消費者センター	—

年度	テーマ	活動場所	活動人数 (人)
3	出前講座 「悪質商法に騙されない～港区で安心して暮らすために～」	白金いきいきプラザ	4
	出前講座 「私はだまされない！」	みなとパーク芝浦 区民協働スペース	2
	出前講座 「プラスチックごみ問題！～レジ袋有料化から見えてくるもの～」	白金台いきいきプラザ	3
	出前講座 「あ！騙された…！～悪徳商法から身を守る方法レクチャーします～」	北青山一丁目アパート 4号棟集会室	3
	出前講座 「詐欺・悪質商法に負けない！～手口を知って備えよう～」	高輪いきいきプラザ	3
	出前講座 「プラスチックごみ問題！～レジ袋有料化から見えてくるもの～」	三田豊岡町会第一会館	3
	出前講座 「プラスチックごみ問題！～レジ袋有料化から見えてくるもの～」	高輪いきいきプラザ	2
	消費生活展 くらしの中の SDGs ・「どうしてごみは分別するの？～たくさんあったよ SDGs とごみの関係～」 ・「エシカル消費者になろう！！～エシカル消費で変える未来～」 ・「プラスチックごみ問題～コンビニのスーパーも有料化～」 ・「リメイク工房 古布 de 小物づくり」	消費者センター	6

年度	テーマ	活動場所	活動人数 (人)
4	出前講座 「詐欺メールから身を守れ!~その手口を知って自分を守ろう~」	高輪いきいきプラザ	2
	消費生活展 <ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチックごみ問題~使い捨てプラスチックの削減~」 ・「どうしてごみは分別するの?~このごみなんのごみ?~」 ・「キャッシュレス決済の基礎知識~いろいろな支払い方法を学ぼう~」 ・「リメイク工房 リメイクは脳の活性化~手先で簡単かわいい小物づくり~」 ・「食品ロスを減らす3つの約束」 	消費者センター	12

(2) 事業費

年 度	30	元	2	3	4
事業費 (円)	2,234,386	1,868,975	1,373,916	1,752,032	1,380,330

消費者の自主活動の支援

産業振興課

(1) 消費生活展

概要

区内の消費者グループなどが、日頃の自主的な活動の中で調査・研究した成果を、広く区民に発表して消費者意識の高揚を図るため、消費者団体などを中心にパネル展示、生活クイズなど多彩な催し物を行います。

内容

各消費者団体が、自主的な活動の中で調査・研究した成果をパネル展示で発表するほか、協力団体による暮らしに役立つ情報など、楽しみながらためになる催し物を実施します。

平成30年度は、みなとパーク芝浦フェスティバルの一環として開催しました。

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しましたが、令和2・3年度は、消費生活講座や催し物などへの参加を事前申込制とし、定員を通常の半数とするなどの感染防止対策を講じ、消費者センター単独で開催しました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の東京都におけるリバウンド警戒期間が終了し、基本的な感染防止対策を徹底しつつ、区施設・事業における定員制限の削除や開館時間を通常どおりとする区取組を踏まえ、3年振りにみなとパーク芝浦フェスティバルの一環として開催しました。また、港区消費生活展は昭和44年（1969年）の第1回の開催以来、第50回目を迎えました。

事業の実施状況

年度	来場者数（人）	事業費（円）
30	2,230	836,624
元	—	451,812
2	155	690,763
3	202	681,555
4	463	1,641,048

〈協力団体〉

関東電気保安協会東京南事業本部、つくば市、東京ガスライフバル港、東京都消費生活総合センター、港区リサイクル事業協同組合、みなと工房、NPO法人みなと障がい者福祉事業団、芝浦工業大学、森永乳業株式会社、三田警察署

消費者の自主活動の支援

産業振興課

(2) 消費者団体等への支援

① 講師派遣

概要

区民で組織する団体が消費生活に関して自主的に行う講習会などに、講師を派遣し、消費者活動を支援するとともに、活動の地域への浸透及び消費者意識の向上を図ります。

内容

団体から提出された実施計画書を基に、講師の派遣、広報みなどなどによる参加者募集の呼びかけ、受講申込み受付など、講習会運営を支援しています。

根拠法令等

講師派遣事業実施要領

事業の実施状況

年度	テーマ	主催 団体数	参加者 数(人)	事業費 (円)
30	整理収納セミナー	7	36	46,000
	マイクロプラスチックと海洋汚染	7	39	
元	水は誰のものか	1	36	46,000
	食品添加物の本当のはなし	1	38	
2	防災と整理 ～今日から使える整理術～	1	15	49,000
	マイナンバー ～そのしくみとマイナンバーカードの利用で気をつけること～	1	19	
3	ノートを使った自分史づくり ～懐かしい思い出をつづり、半生を振り返る～	1	27	76,200
	食品ロスを出さない暮らしの工夫 ～持続可能な未来のために、今日からできること～	1	26	
	ゲノム編集食品ってなに？なにが問題？	6	45	
4	使用済み紙おむつのリサイクルについて ～持続可能な未来のために～	1	18	76,200
	インボイスってなあに？ ～私たちの暮らしにどうかかわるか～	1	25	
	かしこく整理スッキリ暮らし ～モノの捨て方しまい方～	1	26	

② 消費者団体連絡会

概 要

消費者センターに団体登録する消費者団体で組織している連絡会です。
区内の消費者団体が互いに連絡を取り、消費者の自主的な消費生活に関わる知識の習得を目指すとともに意見、要望を消費者行政に反映させています。

内 容

消費者の自主的な消費生活にかかわる知識の習得を目指した消費者団体間の活動や情報交換、学習会及び研修会などを月1回実施しています。

(1) 消費者行政連絡会

概 要

区の消費者行政及び消費者活動などについて、区内の消費者及び消費者団体と意見を交換し、その結果を消費者行政に反映させます。

内 容

消費者センターの年間事業計画・事業報告等を行い、消費者行政のあり方について意見交換をします。

(2) 消費者団体登録

概 要

登録団体に対して、消費者活動の場及び消費生活に関する情報の提供を行い、消費者活動の支援及び消費者団体の育成を図ります。昭和 62 年度から登録を開始しています。

内 容

登録団体には消費者ルーム、消費生活情報の提供、講師派遣の支援などを行っています。

根拠法令等

港区消費者団体登録要綱

消費者団体登録数及び登録者数（各年度末現在）

年度	団体数	登録者数（人）
30	7	93
元	8	103
2	6	62
3	6	76
4	6	76

※ 港区消費者団体として団体登録し、実際に活動している構成員数を表示しています。

消費生活相談

概 要

消費生活に関する問題について消費者から苦情・問い合わせを受け付け、消費生活専門の相談員が処理にあたっています。

平成 22 年 7 月から、土曜日の電話相談受付が開始されました。平成 26 年 12 月の庁舎移転に伴い、相談時間を 30 分増やし、消費生活相談の対応を行っています。

内 容

区内在住・在勤・在学者が、商品を購入したりサービスを利用したりするときに生じる販売方法、契約内容、品質のトラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、消費生活専門の相談員が、問題解決のための助言やあっせんを行っています。

相談時間 月～土曜日（年末年始・祝日を除く）

午前 9 時 30 分～午後 4 時 ※ただし、土曜日は電話相談のみ

根拠法令等

港区消費生活相談実施要綱

港区消費生活相談処理要領

事業の実施状況

年 度	30	元	2	3	4
相談受付件数（件）	2,691	2,785	2,852	2,543	2,544

(1) 計量法に基づく事前調査

概 要

東京都では適正な計量が実施されるよう、取引や証明に使用する計量器の定期検査を隔年毎に実施しています。区では、区内の検査対象の計量器を事前調査します。

内 容

定期検査で検査を受けるべき計量器の台数、種類を事前に調査しています。

根拠法令等

計量法

事業の実施状況

年 度	元	3
調査件数（件）	658	695

※ 隔年毎に実施

(2) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

概 要

家庭用品品質表示法は、消費者が商品を適正に選択できるように制定されています。区では表示対象の品目を販売している事業者に対して、適正な表示がなされているか、店舗などに立入検査を行います。

根拠法令等

家庭用品品質表示法

事業の実施状況

年 度	30	元	2	3	4
立入店舗数（店）	4	4	6	5	3

(3) 電気用品安全法に基づく立入検査

概 要

電気用品安全法では、消費者の安全を確保するために一定の表示事項を定めています。区では区内の電気用品店に対し、適正な表示がなされているか、立入検査を行います。

根拠法令等

電気用品安全法

事業の実施状況

年 度	30	元	2	3	4
立入店舗数(店)	4	4	4	4	2

(4) 消費生活用製品安全法に基づく立入検査

概 要

消費生活用製品（対象となる特別特定製品・特定製品（特別特定製品以外）・特定保守製品）を販売している事業者に対して適正な表示がなされているか、立入検査を行います。

根拠法令等

消費生活用製品安全法

事業の実施状況

年 度	30	元	2	3	4
立入店舗数(店)	4	3	3	2	2

(5) ガス事業法に基づく立入検査

概 要

ガス器具を販売している事業者に対して、適正な表示がなされているか、立入検査を行います。

根拠法令等

ガス事業法

事業の実施状況

年 度	30	元	2	3	4
立入店舗数(店)	0	0	3	2	2

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査
概 要

液化石油ガス（プロパンガス）を取り扱う事業者に対して、適正な表示がなされているか、立入検査を行います。

根拠法令等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

事業の実施状況

年 度	30	元	2	3	4
立入店舗数（店）	0	0	3	2	2

家庭用品品質表示法、電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液石法に基づく立入検査、計量法に基づく事前調査の事業費

年 度	30	元	2	3	4
事業費（円）	2,168	544,360	4,800	328,468	1,273

概 要

勤労者のための施設です。憩いの場として、また、主に中小企業にお勤めの方の文化・教養及び福祉の向上を図るための会館として、集会室、体育館、サークル室等を、会議・スポーツ・趣味などの使用に提供しています。

また、中小企業のための施策として、港区中小企業福利厚生事業や港区中小企業ワーク・ライフ・バランス支援事業、資格取得支援講座を実施しています。

※ 港勤労福祉会館は、令和4年4月開設の産業振興センターに機能移転したため令和4年3月31日をもって廃止となりました。

内 容

東京都から移管されると同時に開館しました。

- (1) 設 置 日 昭和50年9月1日
- (2) 所 在 地 港区芝五丁目18番2号
- (3) 電 話 3455-6381
- (4) 敷地面積 4,964.60m²
- (5) 延床面積 2,745.92m²
- (6) 構 造 (本館) 鉄筋コンクリート (一部鉄骨鉄筋コンクリート)
地上3階 地下2階 (地下は都市整備局倉庫)
(別館) 都営住宅と併設の1、2階の一部
- (7) 開館時間 午前8時30分～午後9時30分 (日曜日は午後5時まで)
- (8) 休 館 日 国民の祝日に関する法律に定める休日
年末年始
臨時休館日
- (9) 利用申請 抽選申込みは、施設予約システムで受け付けます。
体育館 (貸切り) については利用月の7か月前の25日～月末、他施設については3か月前の25日～月末にシステムで受付を行い、それぞれ翌月の1日にシステムで抽選を行います。
なお、1日から、先着順で空き室の利用受付を行います。

貸出施設

(1) 有料施設

	面積 (m ²)	定員 (人)	使用料(円)			利用目的等		
			午前 9:00~ 12:00	午後 1:00~ 5:00	夜間 5:30~ 9:30			
集会室	第一洋室	152	100	4,000	4,900	5,300	会議等	
	第二洋室	27	15	700	900	900		
	和室	59	20	1,500	2,000	2,000	会議、お茶、お花、民謡、詩吟等の講習会等	
	サークル室	121	40	3,200	3,800	4,200	演劇活動、ダンスの練習等	
	体育館 (貸切り)	576		7,100	8,800	11,000	バスケットボール、バレーボール、バドミントン(3面)、卓球(10台)等	
	体育館 ※(個人利用)			290	290	290		
	卓球室 ※(個人利用)	117		2時間まで		140		
付帯設備	ピアノ		一式1回(サークル室のみ)			100		
	マイク		一式1回 (3本まで。第一洋室のみ)			0		
	体育館	バスケットボール		一式1回				0
		バレーボール		一式1回				0
		バドミントン		1回3面まで				0
卓球台		1回10台まで			0			

※ 個人利用の使用料は1人あたりの金額

(2) 無料施設

室名	面積 (m ²)	利用目的
娯楽・談話室 図書コーナー	122	新聞、雑誌、囲碁、将棋等を提供 会議の合間のくつろぎ、待ち合わせ、憩いの場所等

根拠法令等

港区立勤労福祉会館条例

港区立勤労福祉会館条例施行規則

事業開始時期

昭和50年度

事業の実施状況

(1) 団体利用者数

年度	区 分	集 会 室			サークル室	体 育 館	合 計
		第一洋室	第二洋室	和 室			
30	件 数(件)	691	723	456	750	751	3,371
	利用者数(人)	26,134	4,577	3,203	7,617	12,837	54,368
	利 用 率(%)	72.3	74.4	47.3	77.6	76.9	69.7
元	件 数(件)	602	701	401	708	705	3,117
	利用者数(人)	20,776	4,491	2,975	6,948	12,950	48,140
	利 用 率(%)	65.1	74.3	42.9	75.5	74.2	66.5
2	件 数(件)	384	317	203	392	520	1,816
	利用者数(人)	7,373	1,477	1,187	2,673	9,875	22,585
	利 用 率(%)	48.2	39.7	25.3	48.6	64.1	45.2
3	件 数(件)	439	452	224	456	665	2,236
	利用者数(人)	9,212	2,095	1,666	3,483	11,794	28,250
	利 用 率(%)	51.2	50.6	25.6	53.4	76.4	51.5

(2) 個人利用者数

(単位：人)

年度	区分	卓球室	体育館 個人利用	勤労者 教室	娯楽 談話室	合 計
30		7,215	181	2,106	13,644	23,146
元		6,720	217	1,986	11,130	20,053
2		3,669	419	172	2,611	6,871
3		3,558	89	399	3,987	8,033

(3) 施設使用料の収入状況

(単位：件数 件 金額 円)

年度	区分	第一洋室	第二洋室	和 室	サークル 室	体育館	体育館 (個人利 用)	卓球室 (個人利 用)	付帯 設備	合 計
		30	件数	482	718	390	626	695	181	6,941
	金額	2,261,950	595,000	732,000	2,321,700	6,404,300	52,490	971,740	11,500	13,350,680
元	件数	395	701	365	579	618	217	6,601	103	9,579
	金額	1,828,750	568,400	669,750	2,090,200	5,685,800	62,930	924,140	10,300	11,840,270
2	件数	230	315	172	389	486	425	3,664	42	5,723
	金額	1,025,450	254,200	325,300	1,386,200	4,823,600	123,250	512,960	4,200	8,455,160
3	件数	203	418	184	400	526	89	3,535	85	5,440
	金額	759,000	288,300	248,450	1,045,300	4,453,300	25,810	494,900	8,500	7,323,560

(4) 食堂使用料 (年間)

年 度	食堂使用料金額 (円)
30	1,857,516
元	3,414,093
2	2,078,160
3	1,522,548

※ 食堂使用料は、年度ごとに港区公有財産管理運用委員会で決定されています。

※ 自動販売機2台分を含みます。

※ このほか食堂事業者を含めた行政財産使用許可3団体から光熱水費実費分等を徴収しています。

※ 食堂については、令和3年12月末をもって閉店しました。

勤労者福利文化事業の拡充

(1) 勤労者向け資格取得支援講座

産業振興課

概要

区内中小企業従業員等の各種資格取得支援のための講座を実施しています。

内容

対象 区内在住・在勤の勤労者等

事業の実施状況（資格取得支援講座は、対象とする資格を年度ごとに選定し実施しています。）

資格取得支援講座名 ()内は開始年度	延 参 加 者 数 (人) ()内は実施回数				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宅地建物取引士 (平成15年度～)	481 (24)	466 (24)	289 (24)	557 (24)	768 (24)
行政書士 (平成20年度～)	446 (27)	526 (27)	376 (27)	566 (27)	675 (27)
簿記入門(日商簿記3級) (平成22年度～)	347 (13)	284 (13)	306 (13)	433 (13)	403 (13)
ファイナンシャル・プランナー技能検定3級 (平成24年度～)	372 (15)	290 (15)	200 (15)	254 (15)	435 (15)

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理事業に移行しています。

勤労者福利文化事業の拡充

(2) 港区中小企業勤労者福利厚生事業

産業振興課

概 要

港区中小企業勤労者福利厚生事業（通称「みなとびっく福利厚生倶楽部」）は、港区区内で事業を営んでいる従業員300名以下の中小企業の事業主及び従業員に提供する福利厚生サービスです。

民間事業者に委託して実施しており、入会した会員からの会費等をもとに、各種のレジャー施設・宿泊施設・スポーツクラブ・映画鑑賞・観劇・講演等の会員料金での提供や、慶弔給付等のサービスを行っています。

沿 革

平成21年3月 財団法人港区勤労者サービス公社解散

平成21年4月 区が中小企業勤労者福利厚生事業を引き継ぎ、実施

会員資格

港区内の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主

港区内に居住し、港区外の中小企業に勤務する勤労者（同類の団体に加入していない方）

根拠法令等

港区中小企業勤労者福利厚生事業実施要綱

港区中小企業勤労者福利厚生事業会員規約

事業開始時期

平成21年度

関係刊行物

会員ニュース（みなとびっく） 年6回発行（偶数月）

事業の実施状況

(1) 会員数 (年度末現在)

年度	会 員 数 (人)	事 業 所 数 (所)
30	8,016	770
元	7,909	751
2	7,609	696
3	7,370	650
4	7,301	628

(2) 給付事業

(金額単位：千円)

	年度	30		元		2		3		4	
	内容 ()は 1件の給付 品相当額	件数	給付品 相当額	件数	給付品 相当額	件数	給付品 相当額	件数	給付品 相当額	件数	給付品 相当額
祝 品	結 婚 (1万円)	47	470	41	410	30	300	33	330	28	280
	出 産 (1万円)	62	620	43	430	44	440	46	460	40	400
	就 学 (7千円)	73	511	67	469	56	392	65	455	59	413
	成 人 (2万円)	0	0	2	40	1	20	1	20	0	0
	銀 婚 (1万5千円)	14	210	17	255	16	240	13	195	26	390
	金 婚 (2万円)	11	220	5	100	5	100	8	160	2	40
	見 舞 品	障 害 (1万円)	0	0	2	20	0	0	1	10	1
入 院 (3千円)		14	42	9	27	4	12	8	24	7	21
住 宅 災 害 (3千円)		0	0	3	9	0	0	0	0	0	0
死 亡 忌 慰 品	会 員 (1万円)	3	30	9	90	3	30	4	40	2	20
	その他 (5千円)	36	180	24	120	32	160	23	115	35	175
合 計		260	2,283	222	1,970	191	1,694	202	1,809	200	1,749

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。

概 要

従業員にとって仕事と生活のバランスが保たれ、その両方が充実している状態（ワーク・ライフ・バランス）が達成・維持されるよう、事業者が積極的に労働時間の短縮や育児・介護休暇制度等を確立するための支援を目的として、区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス推進事業を行っています。

内 容

年度	事業名	実施日時	開催場所	参加人数 (人)
30	セミナー 個別相談会	第1回 平成30年10月2日(火)	港勤労福祉会館	31 2
	セミナー 個別相談会	第2回 平成31年2月18日(月)	港勤労福祉会館	38 2
	出前相談	平成30年8月～平成31年3月	区内中小企業	相談数 15
	中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック改訂版の発行(1,000部)			
元	セミナー 個別相談会	第1回 令和元年10月15日(火)	港勤労福祉会館	35 2
	セミナー 個別相談会	第2回 令和2年2月18日(火)	港勤労福祉会館	31 2
	出前相談	令和元年8月～令和2年3月	区内中小企業	相談数 15
	中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック改訂版の発行(1,000部)			
2	セミナー 個別相談会	第1回 令和2年10月20日(火)	港勤労福祉会館	18 2
	セミナー 個別相談会	第2回 令和3年2月10日(水) ※相談会は緊急事態宣言のため中止	港勤労福祉会館	19 0
	出前相談	令和2年6月～令和3年2月	区内中小企業 (ZOOM会議含む)	相談数 15
	中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック改訂版の発行(1,000部)			
3	セミナー 個別相談会	第1回 令和3年10月20日(水)	オンライン開催	19 2
	セミナー 個別相談会	第2回 令和4年2月17日(木)	港勤労福祉会館	11 3
	出前相談	令和3年5月～12月	区内中小企業 (ZOOM会議含む)	相談数 15
	中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック改訂版の発行(1,000部)			

年度	事業名	実施日時	開催場所	参加人数 (人数)
4	セミナー 個別相談会	第1回 令和4年10月17日(月)	産業振興センター	10 4
	セミナー 個別相談会	第2回 令和5年3月8日(水)	産業振興センター	19 3
	出前相談	令和4年4月～令和5年3月	区内中小企業 (ZOOM会議含む)	相談数 6
	中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック改訂版の発行(1,000部)			

事業の実施状況

年度	事業費(円)
30	2,499,340
元	2,371,550
2	2,378,510
3	2,052,710
4	1,909,936

※ 本事業は令和4年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しているため、令和4年度以降の事業費については指定管理料の事業運営費となっています。

概 要

仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業を認定し、認定企業の名称や取組事例を広く紹介することで、企業のワーク・ライフ・バランスを促進します。

内 容

認定の対象となる取組は、子育て支援分野・地域活動支援分野・介護支援分野・働きやすい職場環境づくり分野の4分野です。

外部学識経験者等により組織される「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会」にて認定の可否について審査します。

認定企業へは「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付します。認定期間は3年間であり、更新可能です。

認定された企業は、取組内容を広報みなとや区ホームページ等にて広く紹介しています。また、港区の特別簡易型総合評価方式による工事及び業務委託契約の入札、プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、加点対象となります。

根拠法令等

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱

事業開始時期

平成 22 年度

事業の実施状況

年度	新規申請企業数 (社)	新規認定企業数 (社)	継続認定企業数 (社)	合計認定企業数 (社)
30	21	20	39	59
元	13	7	57	64
2	7	5	60	65
3	5	4	57	61
4	13	11	55	66

※ 本事業は、令和4年度より総務課から産業振興課へ事務移管されました。

概 要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により倒産又は廃業した事業者が、区内で創業に再チャレンジするために要する経費の一部を補助します。

内 容

(1) 対象事業者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により倒産又は廃業した事業者のうち、区内で再び創業する中小企業者

(2) 対象経費

店舗等借入費、設備費、広報費

(3) 補助率等

100万円を限度に2/3補助（広報費のみ30万円上限）

根拠法令等

港区創業再チャレンジ支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

令和3年度

事業の実施状況

年度	事業費（円）
3	0
4	0

※ 令和5年3月廃止

稅 務 課

特別区税

税務課

概要

特別区税の賦課・徴収

内容

- (1) 特別区民税の賦課・徴収
- (2) 軽自動車税の賦課・徴収
- (3) 特別区たばこ税の収納
- (4) 入湯税の収納

根拠法令等

地方自治法
地方税法
港区特別区税条例

事業の実施状況

特別区税の収入実績

年度 内訳		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		千円	収入率 %	千円	収入率 %	千円	収入率 %
特別区税	予算額	77,966,460		85,297,794		82,263,227	
	収入額	78,379,327	100.5	86,173,095	101.0	82,850,638	100.7

年度 内訳		令和3年度		令和4年度	
		千円	収入率 %	千円	収入率 %
特別区税	予算額	85,599,415		96,336,229	
	収入額	86,664,196	101.2	96,964,351	100.7

※ 収入額は各税目で千円未満を四捨五入しているため、本表の収入額と各税目の合計が一致しない場合があります。

概 要

前年の所得に基づき賦課・徴収をします。

内 容

納税義務者は1月1日現在に

- ・区内に住所を有する個人
- ・区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者

根拠法令等

地方税法第 294 条、港区特別区税条例第 10 条

制度開始年度

昭和 25 年度

事業の実施状況

(1) 収入状況

内 訳		年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		千円	収入率	千円	収入率	千円	収入率		
特別区民税	予算額	72,249,244		79,953,464		77,639,293			
	収入額	72,589,292	100.5	80,055,657	100.1	78,252,981	100.8		
現年課税分	予算額	71,449,320		79,227,312		76,951,416			
	収入額	71,792,737	100.5	79,362,370	100.2	77,502,680	100.7		
普通徴収	予算額	31,620,168		36,311,504		32,599,956			
	収入額	31,813,906	100.6	36,300,652	100.0	32,944,061	101.1		
特別徴収	予算額	39,409,673		41,696,124		43,897,777			
	収入額	39,504,266	100.2	41,654,184	99.9	44,050,623	100.3		
過年度分	予算額	419,479		1,219,684		453,683			
	収入額	474,565	113.1	1,407,534	115.4	507,996	112.0		
滞納繰越分	予算額	799,924		726,152		687,877			
	収入額	796,555	99.6	693,287	95.5	750,301	109.1		

内 訳		年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		千円	収入率	千円	収入率		
特別区民税	予算額	80,934,854		91,452,309			
	収入額	81,655,622	100.9	91,743,905	100.3		
現年課税分	予算額	80,105,419		90,663,117			
	収入額	80,682,928	100.7	90,989,725	100.4		
普通徴収	予算額	35,683,640		44,717,366			
	収入額	36,103,880	101.2	45,066,743	100.8		
特別徴収	予算額	43,865,641		45,249,876			
	収入額	44,018,041	100.3	45,341,312	100.2		
過年度分	予算額	556,138		695,875			
	収入額	561,008	100.9	581,670	83.6		
滞納繰越分	予算額	829,435		789,192			
	収入額	972,693	117.3	754,180	95.6		

※ 収入額は各項目で千円未満を四捨五入しているため、各項目の計と合計が一致しない場合があります。

(2) 特別区民税納税義務者数

内訳		年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人	前年比%										
現年度分	普通徴収	69,906	102.5	70,211	100.4	70,618	100.6	68,373	96.8	68,661	100.4		
	特別徴収	98,247	103.1	100,900	102.7	103,218	102.3	103,600	100.4	103,464	99.9		
	小計	168,153	102.9	171,111	101.8	173,836	101.6	171,973	98.9	172,125	100.1		
	併用徴収	18,504	106.2	18,272	98.7	17,597	96.3	17,905	101.8	18,063	100.9		
	差引	149,649	102.5	152,839	102.1	156,239	102.2	154,068	98.6	154,062	100.0		
過年度分		2,013	87.6	2,160	107.3	2,223	102.9	2,054	92.4	2,198	107.0		

(3) 特別区民税の分離所得に対する課税の推移

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
長期譲渡所得	金額 (千円)		1,867,338	2,681,407	2,222,144	1,838,217	1,995,667
	前年比 (%)		95.3	143.6	82.9	82.7	108.6
	人数 (人)		1,540	1,670	1,585	1,460	1,672
短期譲渡所得	金額 (千円)		124,307	152,013	126,167	94,308	172,733
	前年比 (%)		63.5	122.3	83.0	74.7	183.2
	人数 (人)		261	269	257	238	297
小計	金額 (千円)		1,991,645	2,833,419	2,348,311	1,932,526	2,168,400
	前年比 (%)		92.4	142.3	82.9	82.3	112.2
	人数 (人)		1,801	1,939	1,842	1,698	1,969
株式等に係る譲渡所得	金額 (千円)		5,402,301	6,166,695	6,281,792	9,194,305	14,483,282
	前年比 (%)		84.0	114.1	101.9	146.4	157.5
	人数 (人)		3,916	3,483	3,345	4,361	5,034
商品先物取引に係る所得	金額 (千円)		60,087	61,591	45,397	104,384	94,128
	前年比 (%)		134.6	102.5	73.7	229.9	90.2
	人数 (人)		426	452	461	614	628
上場株式等に係る配当所得	金額 (千円)		169,183	171,231	216,557	192,874	259,662
	前年比 (%)		111.8	101.2	126.5	89.1	134.6
	人数 (人)		2,444	2,476	2,604	2,806	3,091
合計	金額 (千円)		7,623,216	9,232,937	8,892,056	11,424,089	17,005,472
	前年比 (%)		86.8	121.1	96.3	128.5	148.9
	人数 (人)		8,587	8,350	8,252	9,479	10,722

※ 所得額は各項目で千円未満を四捨五入しているため、各項目の計と小計または合計が一致しない場合があります。

(4) 令和5年度特別区民税課税標準額段階別納税義務者数等（令和5年6月末現在）

区分 標準額段階	納税義務者数		所得割額	
	人	構成比	千円	構成比
10万円以下の金額	3,224	2.2	734,003	0.8
10万円を超える金額	21,296	14.3	977,933	1.1
100万円を超える金額	25,763	17.3	2,513,439	2.9
200万円を超える金額	20,248	13.6	3,056,910	3.5
300万円を超える金額	14,428	9.7	2,940,725	3.4
400万円を超える金額	14,631	9.8	3,919,994	4.5
550万円を超える金額	9,539	6.4	3,673,799	4.2
700万円を超える金額	12,236	8.2	6,012,042	6.9
1,000万円を超える金額	20,542	13.8	20,049,714	23.0
3,000万円を超える金額	3,527	2.4	8,374,148	9.6
5,000万円を超える金額	2,272	1.5	10,388,041	11.9
1億円を超える金額	1,397	0.9	24,421,347	28.1
合計	149,103	100.0	87,062,095	100.0

※ 課税標準額の段階区分は、譲渡所得分を含まない金額です。

※ 所得割額は、譲渡所得分を含めた金額です。

※ 構成比は課税標準額の段階ごとに小数点以下2桁目を四捨五入しているの
で、合計が100%にならない場合があります。

(5) 収納方法別件数等の推移

区民の生活スタイルの多様化に合わせ、税務課では下記のとおりさまざまな収納方法やサービスを導入しています。

- 平成 19 年 5 月 コンビニ納付導入（コンビニエンスストアでの納付）
- 平成 25 年 5 月 モバイルレジ導入（インターネットバンキングでの納付）
- 平成 30 年 5 月 モバイルレジクレジット導入（クレジットカードでの納付）
- 令和 2 年 11 月 Web口座振替登録サービス導入
（Web上で口座振替の申込みができるサービス）
- 令和 3 年 1 月 LINE Pay、PayPay 導入（電子マネー納付）
- 令和 5 年 1 月 auPAY、d払い、J-Coin Pay 導入（電子マネー納付）

① 普通徴収の収納方法別件数及び割合

上段：件数(単位：件)下段：割合

年度	金融機関	口座振替	コンビニ	モバイル レジ	モバイルレジ クレジット	電子 マネー	計
平成 30 年度	41,700 18.8%	51,879 23.4%	113,102 51.1%	5,312 2.4%	9,487 4.3%	—	221,480 100.0%
令和元年度	44,756 20.3%	50,874 23.1%	102,609 46.6%	6,961 3.2%	14,817 6.7%	—	220,017 100.0%
令和 2 年度	39,948 18.1%	49,409 22.4%	102,840 46.6%	10,949 5.0%	17,038 7.7%	304 0.1%	220,488 100.0%
令和 3 年度	27,112 12.6%	51,094 23.8%	104,904 48.8%	6,824 3.2%	13,037 6.1%	12,140 5.6%	215,111 100.0%
令和 4 年度	26,966 12.2%	52,794 23.9%	103,572 46.9%	7,316 3.3%	15,060 6.8%	15,340 6.9%	221,048 100.0%

※ 割合は収納方法ごとに小数点以下 2 桁目を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

② 軽自動車税（種別割）の収納方法別件数及び割合

上段：件数(単位：件)下段：割合

年度	金融機関	口座振替	コンビニ	モバイル レジ	モバイルレジ クレジット	電子 マネー	計
平成 30 年度	6,923 41.1%	—	9,347 55.5%	96 0.6%	465 2.8%	—	16,831 100.0%
令和元年度	5,960 36.7%	—	9,524 58.6%	126 0.8%	630 3.9%	—	16,240 100.0%
令和 2 年度	6,009 37.1%	—	9,149 56.5%	241 1.5%	782 4.8%	11 0.1%	16,192 100.0%
令和 3 年度	6,251 37.6%	—	9,081 54.7%	97 0.6%	473 2.8%	708 4.3%	16,610 100.0%
令和 4 年度	4,438 25.7%	—	11,281 65.3%	149 0.9%	504 2.9%	893 5.2%	17,265 100.0%

※ 軽自動車税（種別割）には口座振替制度はありません。

※ 割合は収納方法ごとに小数点以下 2 桁目を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

③ Web口座振替登録サービス利用件数

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用件数	—	—	531	1,811	1,734

(6) 課税・納税証明発行状況

① 年度別発行件数

年度	課税証明		納税証明		合計	
	通	前年比 %	通	前年比 %	通	前年比 %
平成30年度	48,423	89.4	10,035	103.6	58,458	91.6
令和元年度	46,988	97.0	10,492	104.6	57,480	98.3
令和2年度	41,099	87.5	12,977	123.7	54,076	94.1
令和3年度	46,035	112.0	13,328	102.7	59,363	109.8
令和4年度	47,733	103.7	14,030	105.3	61,763	104.0

② 令和4年度発行件数内訳

(単位：通)

窓口	料金額別 区分	有料			無料			合計
		住民税	軽自動車税	計	住民税	軽自動車検用	計	
芝	課税証明	1,499		1,499	8,018		8,018	9,517
	納税証明	679	3	682	2,819	197	3,016	3,698
	計	2,178	3	2,181	10,837	197	11,034	13,215
麻布	課税証明	543		543	6,226		6,226	6,769
	納税証明	216	1	217	1,987	67	2,054	2,271
	計	759	1	760	8,213	67	8,280	9,040
赤坂	課税証明	428		428	4,687		4,687	5,115
	納税証明	179	0	179	931	64	995	1,174
	計	607	0	607	5,618	64	5,682	6,289
高輪	課税証明	438		438	5,897		5,897	6,335
	納税証明	120	0	120	1,230	98	1,328	1,448
	計	558	0	558	7,127	98	7,225	7,783
芝浦 港南	課税証明	568		568	9,910		9,910	10,478
	納税証明	178	4	182	1,411	103	1,514	1,696
	計	746	4	750	11,321	103	11,424	12,174
税務課	課税証明	380		380	642		642	1,022
	納税証明	376	1	377	164	58	222	599
	計	756	1	757	806	58	864	1,621
コンビニ 交付	課税証明	8,041		8,041				8,041
	納税証明	3,020		3,020				3,020
	計	11,061		11,061				11,061
電子 申請	課税証明	345		345	111		111	456
	納税証明	76		76	48		48	124
	計	421		421	159		159	580
合計	課税証明	12,242		12,242	35,491		35,491	47,733
	納税証明	4,844	9	4,853	8,590	587	9,177	14,030
	計	17,086	9	17,095	44,081	587	44,668	61,763

※ 芝浦港南地区総合支所は台場分室分を含みます。

※ 税務課分は郵便請求及び特別な用途の課税・納税証明書のみの件数です。

※ 令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としています。

概 要

コンビニエンスストアにおいて課税・納税証明書を交付します。

内 容

マイナンバーカード又は暗証番号が登録された住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストア（証明書が発行できるマルチコピー機を設置している店舗）で課税・納税証明書が取得できるサービスです。

(1) 取得できる税証明書

- ① 特別区民税・都民税課税証明書
- ② 特別区民税・都民税納税証明書

(2) 取得できる年度

現年度及び過去2年度分の計3年度分

(3) 発行手数料

1通につき200円

(4) 利用時間

午前6時30分から午後11時まで（年末年始及びメンテナンス時を除く。）

根拠法令等

港区多機能端末機による証明書の交付等に関する要綱

事業開始時期

平成27年2月

利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、コミュニティ・ストア（令和3年11月30日に事業から撤退）、ミニストップ（証明書が発行できるマルチコピー機を設置している店舗に限ります。）

事業の実施状況

（単位：通）

区 分 年 度	課税証明	納税証明	合 計
平成30年度	3,014	1,076	4,090
令和元年度	3,566	1,230	4,796
令和2年度	4,785	1,690	6,475
令和3年度	6,589	2,361	8,950
令和4年度	8,041	3,020	11,061

※ 令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は一律10円としています。

概 要

インターネットから交付請求された課税・納税証明書を交付します。

内 容

スマートフォンを使用し電子申請サイトにアクセスし、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書により本人確認を行ったうえで、オンラインで課税・納税証明書を請求し、同時にクレジットカードで手数料等の支払いができるサービスです。

◎電子申請サービスで交付請求できる証明書

- (1) 特別区民税・都民税課税証明書
- (2) 特別区民税・都民税納税証明書

◎発行手数料の支払いはクレジットカードのみで、郵送にかかる実費が発行手数料に加算されます。

根拠法令等

港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
 港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

事業開始時期

令和3年3月

事業の実施状況

電子申請サービスにおける証明書発行件数 (単位：通)

区 分 年 度	課税証明	納税証明	合 計
令和2年度	27	6	33
令和3年度	448	107	555
令和4年度	456	124	580

※ 令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としています。

概 要

軽自動車税は、令和元年10月1日に自動車取得税（都税）の廃止に伴い、新たに三輪以上の軽自動車の取得時に課される環境性能割（区税）が創設されました。軽自動車等の所有者に賦課していた従来の軽自動車税は、「種別割」と名称が変更になりました。

内 容

4月1日現在、区内に主たる定置場がある原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車及び三輪以上の軽自動車の所有者に対して、種別割の賦課徴収を行います。環境性能割は、当分の間、東京都が賦課徴収を代行します。

根拠法令等

地方税法第443条、港区特別区税条例第36条

制度開始年度

昭和33年度

事業の実施状況

(1) 軽自動車税収入状況 ※令和2年度から種別割

内訳	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		千円	%								
軽自動車税	予算額	72,221		71,793		71,516		72,438		74,488	
	収入額	73,319	101.5	72,919	101.6	74,386	104.0	76,753	106.0	80,536	108.1
現年課税分	予算額	70,863		70,278		69,897		70,663		72,797	
	収入額	71,811	101.3	71,442	101.7	72,617	103.9	75,169	106.4	78,932	108.4
滞納繰越分	予算額	1,358		1,515		1,619		1,775		1,691	
	収入額	1,508	111.0	1,477	97.5	1,769	109.3	1,584	89.2	1,604	94.9

※ 収入額は各項目で千円未満を四捨五入しているため、各項目の計と合計が一致しない場合があります。

(2) 軽自動車税（種別割）課税台数の推移

内訳	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		台	%	台	%	台	%	台	%	台	%
原動機付自転車		7,331	94.2	6,821	93.0	6,711	98.4	6,966	103.8	7,294	104.7
軽自動車		7,342	100.2	7,276	99.1	7,132	98.0	7,199	100.9	7,214	100.2
小型特殊自動車		220	104.8	223	101.4	238	106.7	242	101.7	243	100.4
二輪の小型自動車		2,765	101.4	2,774	100.3	2,814	101.4	2,869	102.0	3,201	111.6
合計		17,658	97.9	17,094	96.8	16,895	98.8	17,276	102.3	17,952	103.9

(3) 軽自動車税（環境性能割）の実績 ※令和元年10月開始

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数（件）	79	197	251	249
収入額（千円）	1,579	3,841	4,787	5,423

概 要

区の魅力を区内外に広く発信するとともに、区への愛着を深めてもらうことを目的にシティプロモーションシンボルマークと区の代表的観光資源をデザインした原動機付自転車等のオリジナルナンバープレートを交付します。

内 容

区内に主たる定置場がある原動機付自転車及び小型特殊自動車について新規登録又はオリジナルナンバープレートへ交換する際に、2種類のオリジナルナンバープレートからの選択制により交付します。

(1) 対象車種

原動機付自転車第一種（50cc以下）、原動機付自転車第二種乙（90cc以下）
原動機付自転車第二種甲（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車

(2) 申請受付・交付

各総合支所区民課、台場分室

(3) ナンバープレートのデザイン

① 図柄入りタイプ



② シンプルタイプ



※令和2年7月6日付 商標登録済
根拠法令等

※小型特殊自動車はシンプルタイプのみ

港区特別区税条例第44条、港区特別区税条例施行規則第17条

事業開始時期

令和元年10月

事業の実施状況

発行件数内訳

種別 (件)	原付第一種 (白)		原付第二種乙 (黄)		原付第二種甲 (桃)		ミニカー (青)		小型特殊 自動車(緑)		合 計	
	図柄	シンプル	図柄	シンプル	図柄	シンプル	図柄	シンプル	図柄	シンプル	図柄	シンプル
令和元年度	131	90	7	3	138	32	50	16		18	326	159
令和2年度	319	267	24	15	268	139	194	76		19	805	516
令和3年度	394	233	17	13	210	118	49	41		9	670	414
令和4年度	260	186	16	9	224	106	76	105		2	576	408

概 要

卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡した製造たばこの本数を申告し、納付します。

内 容

納税義務者は区内に営業所のある小売販売業者に売渡しを行う製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

根拠法令等

地方税法第 465 条、港区特別区税条例第 46 条の 2

制度開始年度

昭和 29 年度

事業の実施状況

(1) 収入状況

内 訳		年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		千円	収入率	千円	収入率	千円	収入率		
特別区たばこ税	予算額	5,641,965	%	5,268,463	%	4,547,216	%		
	収入額	5,713,291	101.3	6,039,478	114.6	4,517,756	99.4		
現年課税分	予算額	5,641,964		5,268,462		4,547,215			
	収入額	5,713,291	101.3	6,039,478	114.6	4,517,756	99.4		
滞納繰越分	予算額	1		1		1			
	収入額	0	0.0	0	0.0	0	0.0		

内 訳		年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		千円	収入率	千円	収入率		
特別区たばこ税	予算額	4,586,057	%	4,802,147	%		
	収入額	4,924,420	107.4	5,131,116	106.9		
現年課税分	予算額	4,586,056		4,802,146			
	収入額	4,924,420	107.4	5,131,116	106.9		
滞納繰越分	予算額	1		1			
	収入額	0	0.0	0	0.0		

※ 収入額は各項目で千円未満を四捨五入しているため、各項目の計と合計が一致しない場合があります。

(2) 売渡本数の推移

区分	年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	千本	前年比	千本	前年比	千本	前年比		
売 渡 本 数	1,051,414	93.4	1,062,223	101.0	764,970	72.0		

区分	年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	千本	前年比	千本	前年比		
売 渡 本 数	778,643	101.8	783,130	100.6		

入湯税の収納事務

税 務 課

概 要

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的に、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課し、鉱泉浴場の業者がそれを納付します。

内 容

納税義務者は区内の鉱泉浴場に入湯する入湯客

根拠法令等

地方税法第 701 条、港区特別区税条例第 58 条

制度開始年度

平成 12 年度

事業の実施状況

(1) 収入状況

年度 内訳		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		千円	収入率	千円	収入率	千円	収入率	千円	収入率	千円	収入率
入湯税	予算額	3,030	%	3,224	%	3,772	%	1,660	%	2,506	%
	収入額	3,425	113.0	3,462	107.4	1,674	44.4	2,615	157.5	3,371	134.5
現年課税分	予算額	3,029		3,223		3,771		1,659		2,505	
	収入額	3,425	113.1	3,462	107.4	1,674	44.4	2,615	157.6	3,371	134.6
滞納繰越分	予算額	1		1		1		1		1	
	収入額	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(2) 入湯客数の推移

年度 区分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		施設	前年比	施設	前年比	施設	前年比	施設	前年比	施設	前年比
入湯施設	施設	1	%	1	%	1	%	1	%	1	%
		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
入湯客数	人	22,835	%	23,082	%	11,163	%	17,432	%	22,471	%
		110.0		101.1		48.4		156.2		128.9	

概 要

車両の臨時運行のため、仮ナンバープレートを貸与します。

内 容

車両の回送のため、必要最小日数（最大5日間）、仮ナンバープレートを貸し出します。

申請受付は、各総合支所区民課のみとなっています。

根拠法令等

道路運送車両法第34条第2項
自動車臨時運行許可事務に関する規則

制度開始年度

昭和26年度

事業の実施状況

(1) 許可件数及び手数料収入の推移

年 度	件 数 (件)	金 額 (円)
平成30年度	873	654,750
令和元年度	849	636,750
令和2年度	751	563,250
令和3年度	785	334,500
令和4年度	733	348,750

(2) 令和4年度許可件数及び手数料収入内訳

窓 口	件 数 (件)	金 額 (円)
芝	206	105,000
麻 布	145	72,750
赤 坂	83	24,750
高 輪	166	85,500
芝浦港南	133	60,750
合 計	733	348,750

※ 令和3年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への許可手数料は無料（免除）としています。

概 要

区民がより自分の住民税について関心を持ち、申告の利便を向上させるため、インターネット上で住民税の税額の試算及び印刷をすることができるシステムです。

内 容

- (1) 区民がインターネット環境で、パソコンやタブレット端末により、収入や控除等を入力することで、住民税を試算することができます。
- (2) 住民税の申告書を作成し、印刷することができます。

根拠法令等

港区特別区税条例第 22 条

事業開始時期

令和元年 8 月

事業の実施状況

年 度	アクセス件数(件)	事業費(円)
令和元年度	1,396	1,568,400
令和2年度	5,275	706,200
令和3年度	6,320	396,000
令和4年度	5,468	396,000

令和5年度に開始する新規事業

港区にゆかりのある歴史上の人物を活用した
観光振興事業

観光政策担当

概 要

令和5年が徳川家康を主演としたドラマの放送や、勝海舟の生誕200年の節目の年にあたることにちなみ、歴史上の人物にゆかりのある区内のスポットを訪れる観光客が増加することが予想されることから、そうした歴史観光の需要の高まりを区内の歴史的観光資源をPRする好機と捉え、観光客をはじめとした来街者の周遊を促し、区内産業の活性化を図る観光振興事業を実施します。

内 容

戸板女子短期大学や近隣区（台東区・墨田区・大田区）と連携し、徳川家康及び勝海舟ゆかりの地を巡るデジタルクイズラリーを実施します。

事業開始時期

令和5年度

事業の実施状況

事業名：徳川家康と勝海舟ゆかりの地を巡るデジタルクイズラリー
実施期間：令和5年7月15日（土）から令和5年10月1日（日）
スポット数：区外を含む21か所（予定）

年度	内容	予算額（円）
5	徳川家康と勝海舟ゆかりの地を巡る デジタルクイズラリー	7,097,000

デザインマンホール蓋の製作・活用事業

観光政策担当

概要

港区にゆかりのあるキャラクターをデザインしたマンホール蓋を製作し、設置することで、区の路上を観光スポット化します。また、デザインマンホール蓋を活用してキャラクターファン等の誘客につなげることで、区内の周遊を高めめます。

内容

(1) デザインマンホール蓋の製作・設置

港区にゆかりのあるキャラクターをデザインしたマンホール蓋を5種類製作し、区内5か所に設置します。

(2) デザインマンホール蓋の活用

デザインマンホール蓋の設置場所等を記した周遊マップや記念品等を作成します。

事業開始時期

令和5年度

年度	内容	予算額（円）
5	デザインマンホール蓋の製作・活用	10,928,000

区内商店等消費喚起ポイント還元事業

産業振興課

概要

物価の高騰や新型コロナウイルス感染症の感染者数増などにより、売上減に直面する区内商店等の売上を確保するため、QRコード決済を活用した消費喚起事業を実施します。

内容

対象となる区内商店等でQRコード決済を利用した際に、利用額の一部をポイントにより還元するキャンペーンを実施します。

事業開始時期

令和4年度

事業の実施状況

令和4年度

事業名：みな得ポイント還元キャンペーン

還元率：20%

還元額：1回の買い物等につき3千円分、1か月あたり合計7千円分、事業実施期間（3か月）で2万1千円分

対象事業者：キャンペーン対象のQRコード決済を導入している資本金5千万円以下の区内商店等

参加事業者数：約1万店

実施期間：令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）

年度	内容	事業費（円）
4	みな得ポイント還元キャンペーン	1,613,950,624

魅力発信商店街PR動画事業

産業振興課

概要

区内商店街の魅力発信のため、商店街を題材としたPR動画作成のコンテストを実施します。

内容

商店街をテーマとした映像を募集し、発信することにより、商店街における消費者の購買意欲を高め、消費行動につなげます。

(1) 対象 どなたでも

(2) 主催 港区、港区商店街連合会、港区商店街振興組合連合会

事業開始時期

令和5年度

年度	内容	予算額(円)
5	魅力発信商店街PR動画事業	1,253,000

インボイス制度対応支援事業

産業振興課

概要

税理士による無料相談ブースを設置し、相談者の実情に即した適切な相談を実施することで、区内中小企業がインボイス制度について正しく理解できるよう支援します。

内容

- (1) 対象 区内中小企業者
- (2) 相談員 税理士（東京税理士会芝支部または麻布支部所属）
- (3) 相談日時 月曜日・金曜日 午前9時～午後4時

事業開始時期

令和4年10月

事業の実施状況

年度	相談件数（件）	事業費（円）
4	30	992,200

SDGs 経営相談

産業振興課

概要

中小企業診断士が、SDGsの視点を取り入れた事業活動の展開等について経営相談を行うことで、区内中小企業が消費者や取引先企業から信頼され、持続的な発展ができるよう支援します。

内容

- (1) 対象 区内中小企業者
- (2) 相談員 中小企業診断士
- (3) 相談日時 月曜日 午前9時～午後5時

事業開始時期

令和4年7月

事業の実施状況

年度	相談件数(件)	事業費(円)
4	8	878,900

※ 本事業は令和5年度から産業振興センター指定管理業務へ移行しています。

A I を使った電話による納税案内

税 務 課

概 要

特別区民税・都民税に未納がある区民や事業者等に対して、A I（人工知能）を使った電話による納税を促す案内を行います。

内 容

(1) 架電対象

- ① 特別区民税・都民税の普通徴収に未納がある区民
- ② 特別区民税・都民税の特別徴収に未納がある事業者

(2) 架電件数

年 40,000 回

事業開始時期

令和 5 年度

年 度	内 容	予算額 (円)
5	A I を使った電話による納税案内	3,586,000

消費者教育の充実

産業振興課

(5) 区立小学校への出前授業

概 要

令和4年4月に成年年齢が引き下げられ、児童・生徒の発達段階に応じた、早期からの消費者教育の充実・強化が必要です。若年者への実践的な消費者教育の推進に関するアクションプログラムにおける小学校学習指導要領では、「地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり」や「物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考える」について消費者教育を実践することが求められています。

そのため、関係機関との連携により、消費生活相談員や金融経済教育の実務者等の有する知識や経験を活用した、区立小学校への出前授業を実施します。

内 容

消費者センターは、区立小学校の家庭科専門部会と連携し、授業日程や内容について学校の要望に応じた外部講師の派遣について仲介役を担います。令和4年度は、「お金の授業」をテーマに、東京都金融広報委員会を講師とする出前授業を実施しました。

事業開始時期

令和4年度

事業の実施状況

年度	実施校	内 容	講 師
4	芝浦小学校（5学年）	「お金ってなあに？使い方を考えてみよう！」	土生 恵子 （金融広報アドバイザー）

中小企業人材確保支援事業

産業振興課

概 要

新型コロナウイルス感染症の影響や、燃料費、原材料費などの高騰の影響を乗り越えようとする区内中小企業者の積極的な事業活動を支援するため、人材確保事業に必要な費用の一部を補助します。

内 容

(1) 補助対象経費

人材紹介会社への手数料や求人広告費、企業（採用）説明会への出展料等

(2) 補助率等

100万円を限度に、補助対象経費の2/3

根拠法令等

(仮称) 港区中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱

事業開始時期

令和5年度



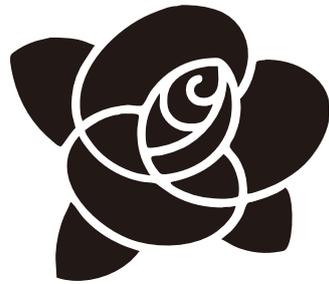
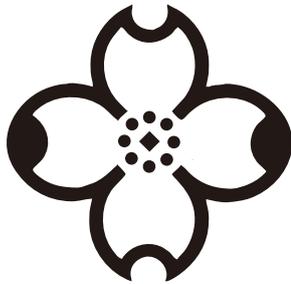
港区の紋章は、昭和 24 年 7 月 30 日に制定されました。
旧「芝・麻布・赤坂」の三区を一丸とし、その象徴として
港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



港区の産業・地域振興

令和 5 年度（2023 年度）版 事業概要

発行番号
2023098-3211

令和 5 年（2023 年）8 月発行

編集・発行

港区産業・地域振興支援部地域振興課
東京都港区芝公園一丁目 5 番 25 号
電話（3578）2111 代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。